

# 道路法第 32 条の規定に係る 市道占用許可基準

施 行：平成 13 年 4 月

改 定：令和 3 年 4 月

令和 6 年 4 月

令和 6 年 7 月

浦 安 市 道 路 政 策 管 理 課

## 目 次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 第 1 章 総則                 | 4  |
| 第 2 章 目的                 | 4  |
| 第 3 章 通則                 | 5  |
| 1. 占用の場所                 | 5  |
| 2. 占用物件の構造               | 5  |
| 第 4 章 細則                 | 6  |
| 1. 埋設管(水道管、下水道管、ガス管)等の占用 | 6  |
| 2. 埋設管(地下電線(通信を含む))の占用   | 10 |
| 3. 電柱等の占用                | 13 |
| 4. 電線等の占用                | 14 |
| 5. 変圧器等の占用               | 15 |
| 6. ベンチの占用                | 16 |
| 7. 上屋及び上屋に対する広告物の占用      | 16 |
| 8. 上空通路の占用               | 19 |
| 9. 横断橋の占用                | 20 |
| 10. 露店の占用                | 21 |
| 11. 突出看板等の占用             | 22 |
| 12. 電柱等に添加又は巻き付ける看板の占用   | 23 |
| 13. バス停留所標識に添加する広告の占用    | 24 |
| 14. 掲示板の占用               | 25 |
| 15. バス総合案内板等の占用          | 26 |
| 16. バス停留所標識の占用           | 28 |
| 17. 案内標識の占用              | 31 |
| 18. アーチ型装飾灯              | 33 |
| 19. 足場・仮囲い等、敷鉄板の占用       | 34 |
| 20. 特定仮設店舗等の占用           | 35 |
| 21. 高架道路下の占用             | 35 |
| 22. 防犯カメラの占用             | 34 |

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 23. カーブミラーの占用             | 35 |
| 24. 市内駅前広場の行事等における占用      | 35 |
| 25. 横断幕の占用                | 39 |
| 26. 道路占用における留意点           | 39 |
| 第5章 占用工事に伴う届出             | 42 |
| 1. 路上作業届                  | 42 |
| 2. 工事完了届                  | 42 |
| 第6章 占用における舗装・埋設管の取扱い      | 43 |
| 1. 車道舗装断面構成               | 43 |
| 2. 歩道舗装断面構成               | 51 |
| 3. 埋設管                    | 52 |
| 4. 舗装復旧範囲                 | 53 |
| 「巻末資料」                    |    |
| 巻末資料 1 道路占用許可申請書          |    |
| 巻末資料 2 道路上作業届出書           |    |
| 巻末資料 3 特殊構造、及び液状化対策構造     |    |
| 巻末資料 4 「駅前広場」区域図          |    |
| 巻末資料 5 駅前広場の行事等における手続きフロー |    |

# 浦安市道路占用許可基準

## 第 1 章 総則

この基準は、道路法(昭和 27 年 6 月法律第 180 号)第 3 節「道路の占用（第 32 条から第 41 条）」に基づき、浦安市道に適用するとともに、道路法の適用を受けない市の管理する道路において準用する。

## 第 2 章 目的

道路の占用が道路本来の機能を阻害しないように許可の基準を定め、もって良好な道路環境の確保を図ることを目的とする。



## 第3章 通則

### 1. 占用の場所

占用の場所については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- ① 路面に接して設ける占用物件は、歩道を有する道路においては、原則として、歩道内の車道寄りとし、歩道を有しない道路においては、路端寄りとすること。
- ② 歩道上に設けるものにあつては、その有効幅員の3分の2以上（3m以上確保されている場合は、この限りではない。）かつ、1.5m以上の余地が確保されていること。
- ③ 原則として、次に掲げる場所でないこと。ただし、電柱、電話柱、交通信号機、道路標識、消火栓標識、仮囲い及び路下に設ける物件については、この限りではない。

イ 横断歩道、消火栓、街角、交通信号機、道路標識、消火栓標識の前後それぞれ5mの区域内

ロ 横断歩道橋の昇り口

ハ バス停留所、橋の前後それぞれ10mの区域内

### 2. 占用物件の構造

占用物件の構造は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- ① 路上及び上空に設ける物件については、倒壊、落下、剥離、汚損等により道路の構造及び交通に支障を及ぼすことなく、都市の美観風致に調和したものであること。
- ② 路下に設ける物件については、自重、積載荷重、土圧、交通重量ならびに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造であること。

## 第4章 細則

### 1. 埋設管（水道管、下水道管、ガス管）等の占用

水道管、下水道管、ガス管の占用については、次の各号に掲げるところによるほか、「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」（平成11年3月31日建設省道政発第32号、建設省道国第5号）によらなければならない。

- ① 占用期間は、「道路法施行令（昭和27年政令第479号）」第9条（占用の期間に関する基準）にて、道路法（昭和27年法律第180号）第36条で定められる水道、下水道、ガス、電気及び電気通信は10年以内、それ以外は5年であるが、本市においては適正な道路管理を行うため、原則として1年以内とする。
- ② 埋設管等の頂部と路面との距離は、第6章「占用における舗装・埋設管の取扱い」を参照のこと。車道にあつては道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値以上とする。当該値が0.6mに満たない場合には、0.6m以下としない。歩道にあつてはその頂部と路面との距離は0.5m以上とする。  
（電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について\_平成11年3月31日\_建設省道政発第32号、建設省道国第5号）

ただし、切下げ部がある場合で、路面と当該管の頂部との距離が0.5m以下となる場合は、予め十分な強度を有する舗装材等を使用する場合を除き、所要の防護措置を講じさせること。（電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について\_平成11年3月31日\_建設省道政発第32号、建設省道国第5号）

また、「道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）」に基づき、頂部と路面等において、土被りが確保できない場合は、「防護コンクリート等」で占用物件の防護措置を講じさせること。

他の占用物件との隔離距離は、0.3m以上とすること。ただし、離隔確保が困難な場合は「防護コンクリート」で占用物件の防護措置を講じさせること。

このほか、雨水排水施設の下越しにより管の設置又は撤去を行う場

合は、下越し部分に無収縮モルタル充填を行うなど、雨水排水施設の陥没防止対策を施すこと。

- ③ 道路を煩雑に掘り返すことのないようにし、道路占用連絡調整会議等で調整すること。なお、道路舗装工事完了後は原則として、一定期間（セメントコンクリート舗装についてはおおむね5年、アスファルトコンクリート舗装についてはおおむね3年）当該箇所の掘り返しを抑制するもの（「地下埋設工事等による道路の掘り返し規則に関する緊急措置について」昭和37年10月23日付け閣議了解）とし、予見し得ない工事（戸建への引き込み等）を除き、許可しないこととする。

- ④ 残置物件は、原則として「道路法（昭和27年法律第180号）40条」により認めない。当該物件は撤去の上、道路を原状に回復すること。

ただし、次の各号に掲げるところによる場合は、残置の協議をすることが出来る。

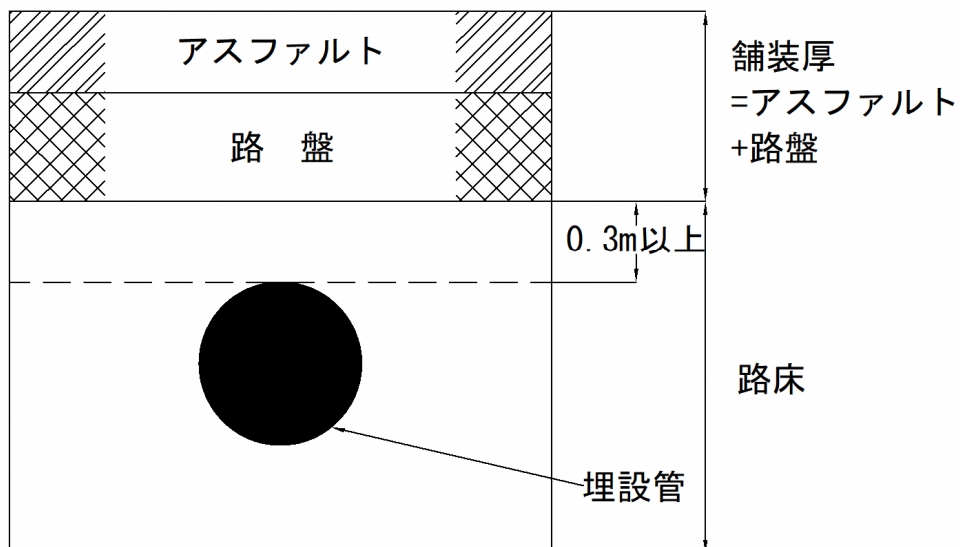
- (1) 他の占用物件や道路構造物等との離隔距離が0.3m未満となるために、占用物件を撤去することにより影響が生じる恐れがあると認められる場合
- (2) 占用物件を撤去することにより家屋等に影響が生じる恐れがあると認められる場合
- (3) 占用物件を撤去することにより著しい交通影響が生じる恐れがあると認められる場合

また、残置が認められた場合は、下記のことを遵守すること。

- ・市から道路影響があると指摘があった場合は、占用者の費用負担において調査し、必要に応じて撤去すること。
- ・市の工事の支障となる場合は、占用者の費用負担で撤去すること。
- ・残置した占用物件が撤去できる状態になったときは、すみやかに撤去を行うものとする。
- ・占用者は残置物件台帳を作成し、台帳により管理するものとする。
- ・残置物件も毎年、占用物件として市に申請するものとする。
- ・占用者は残置物件付近で工事を行う場合、立会いを行うものとする。
- ・残置物件内をエアモルタル等で充填すること。

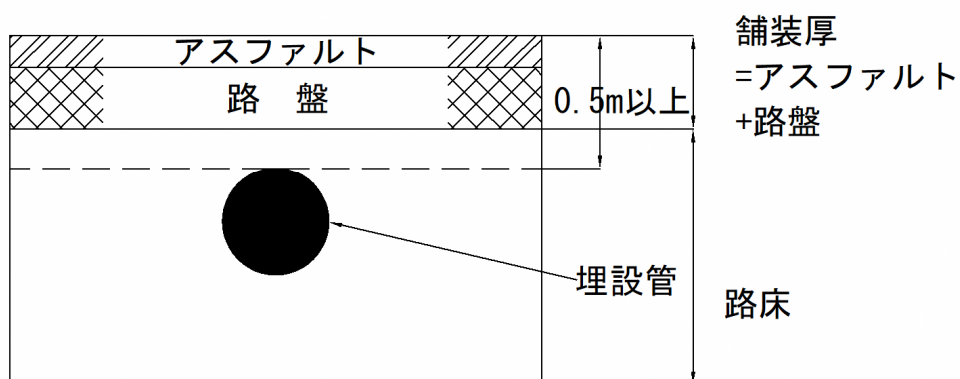
(①の車道部における埋設条件)

## 車道埋設



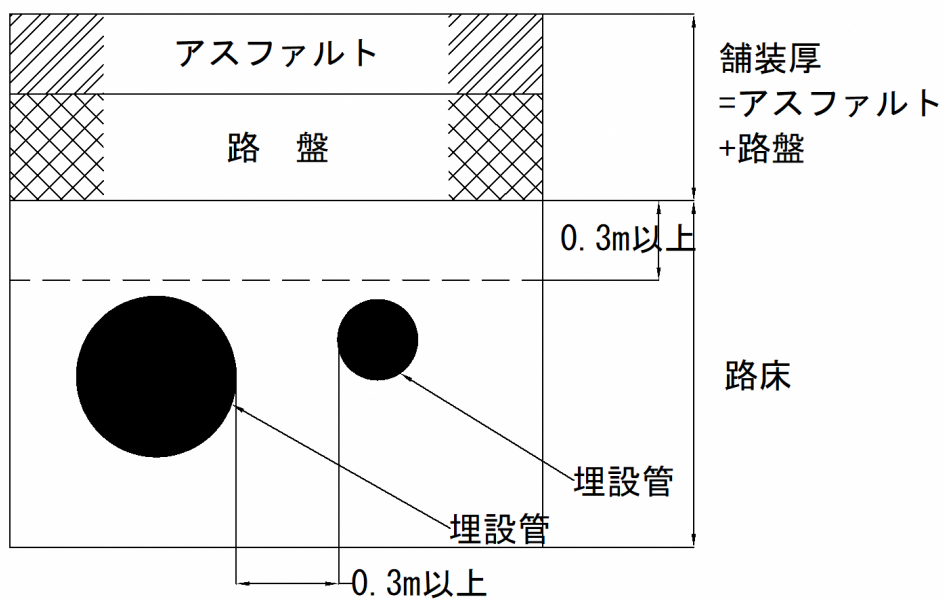
(①の歩道部における埋設条件)

## 歩道埋設



(①における埋設離隔条件)

## 埋設離隔



## 2. 埋設管（地下電線（通信を含む））の占用

地下電線の占用については、次の各号に掲げるところによるほか、「電線を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」（平成 28 年 2 月 22 日国土交通省道路局利第 17 号）によらなければならない。

占用期間は、「道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）」第 9 条（占用の期間に関する基準）にて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 36 条で定められる水道、下水道、ガス、電気及び電気通信は 10 年以内、それ以外は 5 年であるが、本市においては適正な道路管理を行うため、原則として 1 年以内とする。

① 埋設管等の頂部と路面との距離は、「電線を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」（平成 28 年 2 月 22 日国土交通省道路局利第 17 号）を原則とする。

② 「電線を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」（平成 28 年 2 月 22 日\_国道利第 17 号）に該当する電線については、車道にあつては、当該電線を設ける道路の舗装の厚さ（路面から路盤の最下面までの距離をいう。）に 0.1m を加えた値までとすることができるほか、通達に掲げる条件によって占用を許可することができる。

また、「道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）」に基づき、頂部と路面等において、土被りが確保できない場合は、「防護コンクリート等」で占用物件の防護措置を講じさせること。

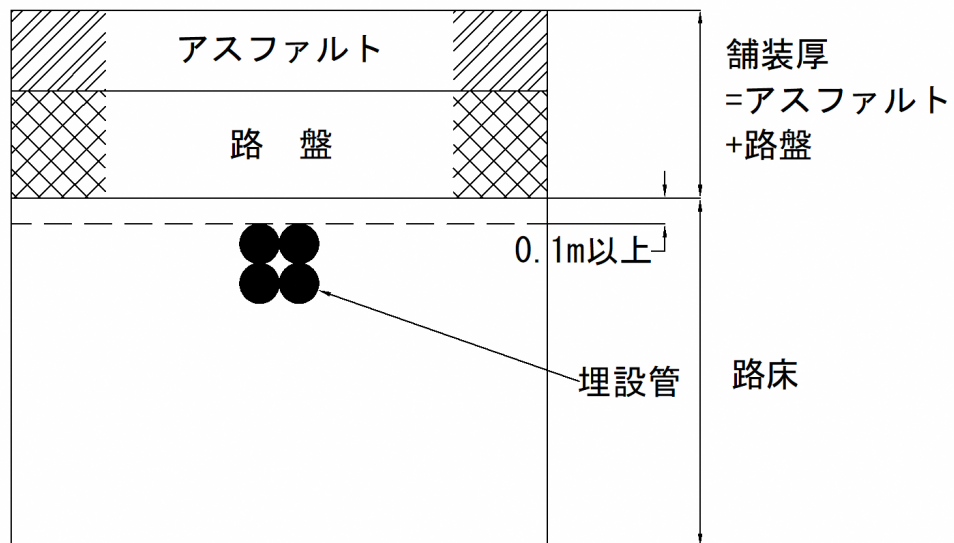
③ 他の占用物件との隔離距離は、0.3m 以上とすること。ただし、離隔確保が困難な場合は「根巻きコンクリート」で占用物件の防護措置を講じさせること。

④ 道路を煩雑に掘り返すことのないようし、道路占用連絡調整会議等で調整すること。なお、道路舗装工事完了後は原則として、一定期間（セメントコンクリート舗装についてはおおむね 5 年、アスファルトコンクリート舗装についてはおおむね 3 年）当該箇所の掘り返しを抑制するもの（「地下埋設工事等による道路の掘り返し規則に関する緊急措置について」昭和 37 年 10 月 23 日付け閣議了解）とし、予見し得ない工事（戸建への引き込み等）を除き、許可しないこととする。

- ⑤ 残置物件の取扱いについては、「1. 埋設管（水道管、下水道管、ガス管）等の占用」と同様とする。

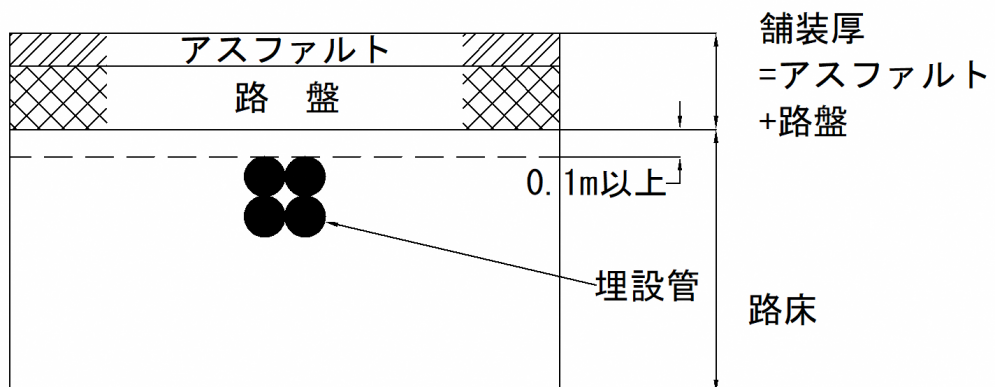
（②の車道部における埋設条件）

## 車道埋設



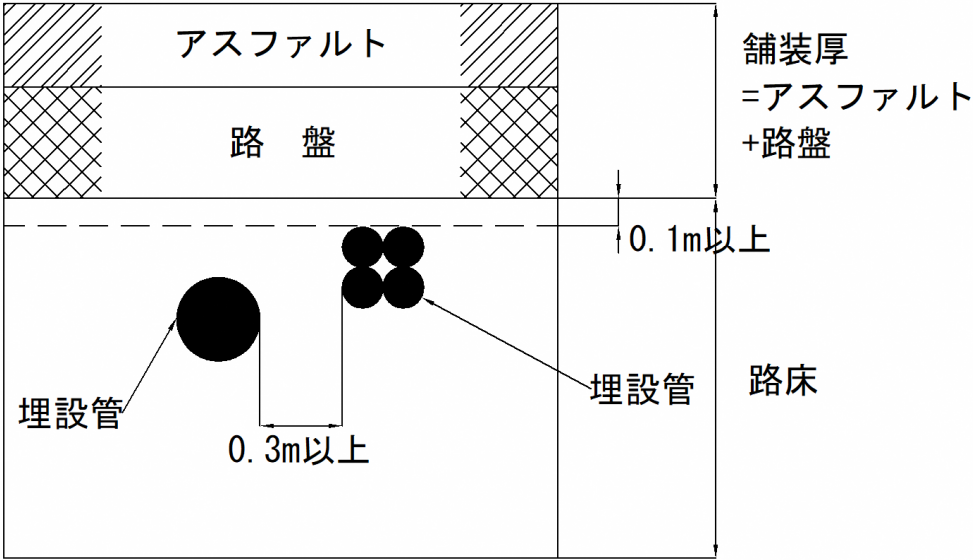
（②の歩道部における埋設条件）

## 歩道埋設



(②における埋設離隔条件)

# 埋設離隔





### 3. 電柱等の占用

電柱、電話柱等の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- ① 原則として、明海地区及び日の出地区等の無電柱化地区に設けないこと。
- ② 占用の位置は、次に掲げるところによること。ただし、道路景観上必要な場合であって、交通上特に支障がないときは、この限りでない。
  - イ 両側に歩道を有する道路においては、歩道内の車道寄りとする。
  - ロ 片側のみに歩道を有する道路においては、歩道を有しない側の路端寄りとする。
  - ハ 歩道を有しない道路においては、路端寄りとする。なお、道路幅員8 m以内の道路にあっては、路側の片側のみとする。
- ③ 形状は、都市の美観風致に調和するよう細径柱等の都市型装柱とすること。
- ④ 同一路線に電柱、電話柱等を設ける場合は、原則として共架とすること。
- ⑤ 屋外広告物法に留意し、不法広告物の除去に努めること。

#### 4. 電線等の占用

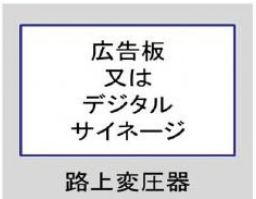
電柱等に架設する電線等の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- ① 電線等の高さは、原則として、車道においては路面から5 m以上、歩道においては3 m以上とすること。ただし、街路樹の上空にあっては、街路樹に支障とならない高さが確保されるものであること。
- ② 路線の両側に、電柱等が設けられている道路及び高架下道路にあっては、道路を横断して架設しないこと。ただし、横断して架設することがやむを得ないと認められる場合は、原則として既設の横断箇所とする。
- ③ 道路の交差点部分にあっては、幅員の広い側の道路を横断して架設しないこと。
- ④ 道路を横断して架設する場合は、原則として、道路の方向に対して、直角に横断すること
- ⑤ 電線等は、可能な限り統合し、張り方については、景観性に最大限配慮すること。
- ⑥ 高層建築物等によるテレビジョン放送の受信障害を解消するための電線及びCATV並びに有線放送業務のための電線を架設するための柱は、原則として、設けないこと。

## 5. 変圧器等の占用

送・配電用変圧器等の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- ① 歩道又はその他交通の支障とならない場所に設けること。
- ② 形状等は、景観性を考慮し、可能な限り小型化すること。
- ③ 路上変圧器に設置する「防災・観光デジタルサイネージ」等の占用基準の緩和（プレスリリース（令和2年7月31日）（道路局路政課））に伴い、電子看板（デジタルサイネージ）として設置できる。
- ① 路上変圧器への電子看板の占用物件の取扱いは（道路法施行令（昭和27年12月政令第479号）第7条第1号）の「看板」として取り扱う。
- ② 地域における公共的な取組（防災・観光情報等の発信）に要する費用の一部に広告料を充当する場合においては、路上変圧器に広告物（電子看板を含む）を設置することを認める。
- ⑥ 電子看板等の設置場所は以下のとおりとする。

| (ア) 路上変圧器上部へのデジタルサイネージ設置                                                            | (イ) 路上変圧器壁面へのラッピング等の広告板又はデジタルサイネージ設置                                                | (ウ) 路上変圧器上部へのデジタルサイネージ設置及び路上変圧器壁面へのラッピング等の広告板設置                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |

## 6. ベンチの占用

ベンチの占用については、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者の団体又は町会若しくは商店会等の団体が設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによるほか、「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」（平成6年6月30日建設省道政発第32号）によらなければならない。

- ① ベンチは、次に掲げる場所で、かつ、交通に支障とならない場所に設けること。
  - イ 駅前広場
  - ロ コミュニティ道路として整備された道路
  - ハ 福祉施設、病院等の付近のバス停留所又はタクシー乗場
  - ニ 上屋の設置されているバス停留所又はタクシー乗場
- ② ベンチは、原則として長さ3m以下、幅0.7m以下とし、路面に固定すること。
- ③ ベンチの材質は、腐朽、褪色しないものであること。
- ④ ベンチには、長さ0.15m以下、幅0.05m以下で、占用者名を表示すること。
- ⑤ ベンチには、広告物を掲出しないこと。

## 7. 上屋及び上屋に対する広告物の占用

バス停留所又はタクシー乗場に設置する上屋の占用については、一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者の団体が設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによるほか、「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」（平成6年6月30日建設省道政発第32号）を原則とすること。また、上屋に対する広告物については、「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」（平成20年3月25日国道利第26号）を原則とすること。

- ① 上屋は、乗客が多く、かつ、交通に支障とならない次に掲げる場所に設けること。

イ 歩道又は駅前広場の交通島

ロ 歩車道の区別のない道路の法敷等

- ② 構造は、次に掲げるところによること。

イ 上屋は、平屋建てとし、原則として壁等の囲いを設けないこと。ただし、風雨等のため特に壁等の囲いを設ける必要があり、かつ、道路管理上支障のない場合においてはこの限りでない。

ロ 上屋の主要構造部の材質は、原則として不燃性のものとする  
こと。

ハ 柱の位置は、原則として、歩道にあっては歩道内の車道寄り、法敷にあっては民地側とすること。

ニ 柱の間隔は、原則として3m以上とすること。

ホ 屋根の幅は、駅前広場の交通島に設ける場合を除き、原則として2m以下とすること。ただし、幅員4m以上の歩道に設けるものについては、歩道幅員の2分の1以下の範囲で設けることができる。

ヘ 屋根の長さは、駅前広場の交通島に設ける場合を除き、原則として12m以下とすること。

ト 上屋は、雨水の処理を考慮した構造とすること。

チ 上屋の高さは原則として路面から2.5m以上3.5m以下とする

こと。

リ 原則として、照明施設を設けることとし、照明施設の配線は地下に埋設すること。

- ③ バス停留所は、可能な限り統合し、上屋の効率的な活用を図ること。
- ④ 色彩は、周囲の環境に調和するものであること。
- ⑤ バス停留所上屋（広告物添加型）の占用については、路線バス事業者がバス利用者の利便に供するために設けるものであること。
- ⑥ 柱には反射材用品を設置し、歩行者や自転車利用者に存在を知らしめること。

## 8. 上空通路の占用

道路の上空を横断して設ける上空通路の占用については、通路の設置によって地上交通の緩和又は多数人の避難等相当の公共的利便に寄与する場合に限るものとし、次の各号に掲げるところによるほか「道路の上空に設ける通路の取扱等について」（平成30年7月11日 国道利第7号）によらなければならない。

- ① 通路を設けることができる施設は、次のものに限るものとし、原則として、占用申請者が道路両側の施設の大部分を所有していること。

イ 官公署の施設

ロ 学校、図書館、研究施設、その他の教育文化施設

ハ 病院、その他の医療施設又は保育所その他の社会福祉施設

ニ 百貨店及びこれに類する施設

ホ 都市計画施設及び市街地開発事業による施設

ヘ その他、都市の活性化、街づくり等当該地域の発展に寄与するもので、周辺道路の利用状況からみて、特に、必要と認められる施設

- ② 通路は、路面に対してほぼ水平とし、原則として道路の中心線に対して直角に結ぶものであること。
- ③ 道路を同一建築物に2個設ける場合は、一方の垂直投影上の範囲内に設けること。
- ④ 通路の支柱は、道路敷地内に設けないこと。
- ⑤ 構造は、不燃性のものであって、その主要部分を鉄骨又は鉄筋コンクリート造りとし、必要に応じ雪止めの設備を設けるものであること。
- ⑥ 通路には、ガスパイプ、水管、熱供給管、高圧電線等を添加しないこと。

## 9. 横断橋の占用

横断橋の占用については、横断橋の設置によって地上交通の緩和又は多数人の避難等相当の公共的利便に寄与する場合に限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

① 原則として、常時一般交通に開放し、横断歩行者の利便を図るものであること。

② 道路施設である横断歩道橋からの距離は、原則として100m以上とすること。

③ 構造は、次に掲げるところによること。

イ 主要な部分は、鉄骨、鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造りとすること。

ロ 横断橋は、原則として道路の中心線に対して直角に架設し、橋げたの下端は路面から4.7m以上とすること。

ハ 階段、橋脚は、道路敷地外に設けること。ただし、やむを得ず道路敷地内に設ける場合は、歩道内の車道寄りに設けることとし、歩道の有効幅員を3m以上確保すること。

ニ 橋脚の設置が前号によりがたい場合であって、1.5m以上の中央分離帯のある道路においては、中央分離帯内に設置することができる。

ホ 横断橋には、歩行者の危険を防止するために、照明灯及び柵を設けること。

④ 横断橋には、広告物を掲出しないこと。



## 10. 露店の占用

露店の占用は、歴史的由来等をもって行われてきた祭典、縁日等市が関連するイベントにおいて出店する露店に限るものとし、原則として、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- ① 歩道を有する道路では歩道上とし、歩車道境界から 1.5m 以内で、かつ、歩道幅員の 2 分の 1 を越えない区域とすること。
- ② 歩道を有しない道路では路端から 2 m 以内で、かつ、道路幅員の 3 分の 1 を越えない区域とすること。
- ③ 各店の間口は 2 m 以下、奥行きは 1 m 以下とすること。
- ④ 露店の延長 10m ごとに 1 m 以上の間隔を設けること。
- ⑤ 所轄の保健所から営業許可を得ていること。
- ⑥ 出店終了後は、高圧洗浄を行うなど、清掃を行い、道路を現況に復旧すること。

## 11. 突出看板等の占用

建築物から突き出す看板等の占用については、次の各号に掲げるところによるほか、「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」（昭和44年8月20日建設省道政発第52号）によらなければならない。なお、突出看板等については、公共性のあるものに限る。

- ① 突出看板については、自家用看板に限るものとし、1営業所、1事業所又は1作業所につき2個以内とすること。ただし、たばこ、塩又は切手の販売店、専門店、加盟店、代理店等を表示する0.5㎡以下の看板及び広告用日よけを除く。
- ② 看板の下端は、歩道上では2.5m以上、歩道を有しない道路では路面から4.5m以上とし、その出幅は、路端から1m以下とすること。
- ③ 地下街における看板の下端は、床面から2.5m以上、出幅は、壁面から0.8m以下、縦の長さは、0.3m以下とすること。
- ④ 板面は回転式としないこと。
- ⑤ 建築物の壁面を利用する平板看板は、出幅を0.3m以下とすること。ただし、地下街にあっては、出幅を0.1m以下とすること。
- ⑥ 看板を柱に取り付ける場合は、その柱を道路敷地外に設けること。

## 12. 電柱等に添加又は巻き付ける看板の占用

電柱、電話柱、消火栓標識（以下「電柱等」という。）に添加し、又は巻き付ける看板の占用については、次の各号に掲げるところによるほか、「指定区内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」（昭和44年8月20日建設省道政発第52号）によらなければならない。

- ① 主要幹線道路にあっては、橋（長さ20m以下のものを除く。）、トンネルの前後それぞれ10m、交通信号機又は道路標識の手前（車両の進行方向から見ていう。）5m及び後方1m、バス停留所又は交差点（車道幅員5.5m以上の道路との交差点に限る。）の前後それぞれ、10m以内の区域に設けないこと。ただし、道路の方向に平行して設ける添加看板及び車両の進行方向に直面しない位置に取り付ける巻き付け看板は、この限りでない。
- ② 巻き付け看板は、市街地を形成している区域内の主要幹線道路においては、車両の進行方向に直面しない位置に取り付けること。
- ③ 添加看板相互間又は巻き付け看板相互間の距離は、道路の一侧につき20m以上とすること。
- ④ 添加看板を歩道に設ける場合は、車道側に突き出さないこと。
- ⑤ 添加看板の下端は、歩道上では路面から2.5m以上、歩道を有しない道路では4.5m以上とすること。
- ⑥ 看板は、1柱に1個（巻き付け看板は、1個を2面として取り付けることができる。）とすること。
- ⑦ 電柱及び電話柱に添加する看板は、幅0.45m以下、長さ1.1m以下とし、消火栓標識に添加する看板は、幅0.8m以下、長さ0.4m以下とすること。
- ⑧ 巻き付け看板は、幅0.33m以下、長さ1.5m以下とし、その下端は、路面から1.6m以上とすること。

### 13. バス停留所標識に添加する広告の占用

(1) バス停留所標識に添加する広告の占用については、標識の占有者である一般乗合旅客自動車運送事業者が添加するものに限るものとし、次の各号に掲げるところによるほか、「照明式バス停留所標識（広告付）の道路占用について」（昭和49年2月1日建設省道政発第5号）によらなければならない。

- ① 計画的に標識の整備を行う場合であること。
- ② 在来の簡易な標識（通称ダルマ式等）及び道路の路端に設置した標識には、添加しないこと。
- ③ 添加広告の掲出面積は、表示板（片面）の表示面の広さの3分の1以内とすること。
- ④ 添加広告は、表示板の最下段に掲出すること。
- ⑤ 添加広告の掲出面は、次に掲げるところによること。

イ 歩道上にある標識が道路の方向に平行して設置されている場合は、歩道面

ロ 道路の方向に直角に設置されている場合は、進行車両の非対向面

- ⑥ 地色は、白とすること。

(2) 照明式バス停留所標識に添加する広告の占用については、前項本文によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- ① 添加広告は、標識1本当たり進行車両の非対向面及び歩道面の2面とすること。
- ② 添加広告の掲出面積は、照明表示ボックスの表示面（各1面）の広さの3分の1以内とすること。

#### 14. 掲示板の占用

掲示板の占用については、公共性のあるものに限るとし、次の各号にかかげるところによらなければならない。

- ① 路端寄りに設けること。ただし、住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）に基づく住居表示案内掲示板については、やむを得ない場合は、次の場所に設けることができる。
  - イ ガードレール等の設置してある歩道内の車道寄り
  - ロ 横断歩道橋の階段下の部分
- ② 高さ 2 m 以下、長さ 1.5m 以下、柱の長径又は直径は 0.15m 以下とし、これにひさしを設ける場合は出幅 0.3m 以下、下端は路面から 1.7m 以上とすること。
- ③ 材質は、容易に腐朽又は褪色しないものであること。
- ④ 1 号ただし書の場合は、掲示板の裏面に地点表示（町・丁目又は著名地点名）を記載し、通行者の便に供すること。

## 15. バス総合案内板等の占用

バス総合案内板又は地理案内板の占用については、一般乗合旅客自動車運送事業者又は地方公共団体が設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- ① 駅前広場等バスの路線又は交通の案内の必要性が高い場所で、道路交通に支障とならない場所に設けること。
- ② 地理案内板、町区域、町名及び街区符号並びに道路、河川、名所、旧跡、交通、教育、文化施設、公共施設及び著名な建物・施設等を掲出するとともに、必要に応じ凡例等を表示したものであること。  
表示する文字字体は、「浦安市公共サインガイドライン」（令和元年5月（浦安市））に基づき、「ヘボン式」とする。
- ③ 案内板は、原則として横 2.5m 以下、縦 2 m 以下とし、ボックス型とする場合の幅は、0.15m 以下とすること。ただし、バス案内板については、路線の数が多く、かつ、交通上特に支障がない場合には、横 3.5m 以下、縦 2.5m 以下とすることができる。
- ④ 案内板の頭部に、ひさし又は照明施設を設ける場合は、出幅 0.3m 以下、下端は路面から 2.5m 以上とすること。
- ⑤ 案内板の上端は、路面から 3 m 以下とすること。
- ⑥ 案内板の下端は、路面から 0.5m 以上とすること。
- ⑦ 支柱は、鋼材類のもので長径又は直径 0.2m 以下とし、2 本以内とすること。
- ⑧ 照明施設の配線は、地下に埋設すること。
- ⑨ 案内板の右側下部に横 0.15m 以下で占用者名を表示すること。
- ⑩ 案内板は、「千葉県屋外広告物条例（昭和 44 年千葉県条例第 5 号）」を遵守すること。
- ⑪ バス総合案内板における電子看板（デジタルサイネージ）は、「浦安市鉄道駅周辺公共サイン整備計画」（令和元年5月（浦安市））に基づくこと。

また、サインシステムにおける従来の総合案内サインによる情報提供に加え、複雑なバス乗り場の案内、バスロケーションシステムなど

公共交通の情報を提供し、併せて多言語（日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）、及び韓国語）表記にも対応すること。

## 16. バス停留所標識の占用

(1) バス停留所標識の占用については、一般乗合旅客自動車運送事業者が設けるものに限るとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- ① 停車したバスの車体が、街角、消火栓、横断歩道の登り口、地下横断通路及び地下鉄出入口から 5 m 以上の距離を保つことができる位置に設けること。
- ② 同一路線バスの標識は、原則として同型のものとする。
- ③ 複数の路線バスが運行する同じ場所のバス停留所については、可能な限り標識を統合すること。
- ④ 標識は、原則として道路の方向に平行して設置すること。ただし、次の場合はこの限りでない。

イ 駅前広場又は歩道に設置する場合で、交通に支障とならないとき。

ロ 標識の頭部に、停留所番号、会社マーク又は会社名等を表示する表示板を設置する場合（その表示板に限る。）。)

- ⑤ 停留所番号等を表示する表示板は原則として長径又は直径 0.35m 以下とすること。
- ⑥ 標識は、地点表示の機能を持たせることとし、その表示は、原則として停留所名と併記すること。
- ⑦ 広告物の掲出については、13「バス停留所標識に添加する広告の占用」によること。

(2) 以下の箇所にバス停留所の占用は禁止とする。

- ① バスがバス停留所に停車した際に交差点又は横断歩道にその車体がかかるバス停留所。
- ② バスがバス停留所に停車した際に交差点又は横断歩道の前後 5 m の範囲にその車体がかかるバス停留所。
- ③ 上記①と②には該当しないが、バス運転士が危険を感じるバス停留所。その他千葉県の実情に応じて対策が必要と考えられるバス停留所。

ただし、上記①から③において、以下のいずれかの安全上のハード



対策がとられているものに関しては、禁止から除外できる。

- ① 交差点又は横断歩道に隣接している信号機が設置されている道路にて、バスが停車している状態でも車両、歩行者ともに信号機の視認性が良好な場合。
- ② 交差点に歩道橋や地下道が設置され、歩行者が道路を横断しない道路にて、歩車分離されており、歩行者と車両との交通安全対策が講じられている場合。
- ③ バスベイが設置されている道路にて、バスベイに停まることでバス車両による死角がなくなる場合。
- ④ バス停付近にガードレールが設置されている道路にて、ガードレールが設置され歩行者が横断できない場合。
- ⑤ 中央分離帯が設置されている等歩行者が容易に横断することができない構造となっている道路にて、歩車分離されており、歩行者は道路を横断できない場合。ただし、中央分離帯等の構造物があっても、歩行者が容易に横断できる場合には、バス停の対策を取る必要がある。
- ⑥ 一方通行の規制がされている道路（ロータリー等含む）にて、車両後部が横断歩道又は交差点となっていて、死角がない場合。
- ⑦ 一車線で一方通行の規制がされている車両の追い越しが不可能な道路（ロータリー等含む）にて、対向車や追い越し車両が存在しない場合。
- ⑧ 道幅の狭い（普通自動車が行き通れない）道路が接続している交差点にて、自動車等の走行がなく、交差点でない道路と同等と認められる場合。
- ⑨ 丁字路交差点にて、バス停留所前方に、左折のみ可の規制がされている一方通行路の出口が接続されている道路。
- ⑩ 一般車の進入が禁止されているロータリーやバスターミナルの構内。

上記以外のバス停留所については、別途協議のうえで決定する。

(3) 無照明式バス停留所標識の占用については、前項によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- ① 標識は、原則として支柱と表示板から構成されたものとする。
- ② 標識の上端は、路面から3 m以下とすること。
- ③ 表示板の下端は、路面から0.5 m以上とすること。
- ④ 表示板（支柱部分を含む。）は、幅0.5 m以下とすること。

(4) 照明式バス停留所標識の占用については、第1項によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- ① 標識は、交通の支障とならない次に掲げる場所に設置すること。

イ 駅前広場

ロ 歩道（原則として、設置後1.5 m以上の余地が確保できる場所にする。）

- ② 標識は、1本の支柱と照明表示ボックスから構成されたものとする。ただし、必要が有る場合には、標識の頭部に、停留所番号等を表示するための表示板及び照明用自動点滅器を設置することができる。
- ③ 標識の上端は、路面から3.5 m以下とすること。
- ④ 照明表示ボックスは、原則として幅0.4 m×0.3 m以下とし、長さ2.0 m以下の直方体とすること。
- ⑤ 照明表示ボックスの高さは、路面から0.5 m以上3 m以下に位置させること。
- ⑥ 支柱は、長径または直径0.1 m以下の白色の鋼管柱とし、先端は蓋をし、基礎を埋め込むこと。
- ⑦ 照明施設の配線は、原則として支柱内処理し、地下に埋設すること。

## 17. 案内標識の占用

(1) タクシー乗場標識の占用については、陸運局及び一般乗用旅客自動車運送事業者の団体が設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- ① タクシー業務適正化臨時措置法（昭和 45 年法律第 75 号）により設けるもの及び従前から乗車場として利用されている場所に設けるものであること。
- ② 歩道を有する道路の歩道上に設けること。
- ③ 標識板は、1 辺が 0.6m 以下とし、標識の上端は、路面から 2.5m 以下とすること。ただし、支柱から突き出す型の標識については、標識板の下端は、路面から 3.5m 以上とすること。
- ④ 標識には、占用者名及び利用案内等業務上の表示以外の広告物等を掲出ししないこと。

(2) 駐車場案内標識の占用については、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）による路外駐車場経営者が設けるものに限るとし、「駐車場の案内標の道路占用について」（昭和 40 年 2 月 19 日建設省道発第 64 号の 1）によるほか、次の各号により設置されるものに限り許可することができる。

- ① 原則として、歩道を有する道路の歩道上に設けること。
- ② 当該駐車場の出入口から 100m 以内に設けること。
- ③ 一駐車場につき 2 本以内とすること。100m 以内に 2 箇所以上の駐車場がある場合でも、原則として 2 本以内とする。
- ④ 標識板の大きさは、縦 0.6m、横 0.5m とし、その上端は、路面から 2.6m 以下とすること。

(3) 消防水利標識及び消火栓標識の占用については、消防長又は消防署長が設けるものに限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- ① 標識は、消防水利施設又は消火栓 1 箇所につき 1 本とすること。ただし、消防水利施設が河川、濠、運河等の場合は、100m 以上の間隔

を保持し、必要数を設置できる。

- ② 消防水利施設又は消火栓から原則として5 m以内の位置に設けること。
  - ③ 消火栓標識（広告をその下に添加する場合はその広告）の下端は、歩道上では路面から2.5m以上、車道上では4.5m以上とすること。
  - ④ 消防水利標識には、占用者名以外の広告物等を掲出しないこと。
- （４） 地下鉄出入口の案内標識の占用については、鉄道事業者が設けるものに限り、次の各号に掲げるところによらなければならない。
- ① 地下鉄の出入口が道路敷地外等であり、利用者にとって出入口が認識しにくい場所であること。
  - ② 歩道を有する道路においては、歩道内の車道寄りに設け、歩道を有しない道路においては、当該地下鉄出入口の構造物に添加すること。
  - ③ 標識は、縦1 m、横0.8mとし、その下端は、歩道上2.5m以上、車道上4.5m以上とすること。

## 18. アーチ型装飾灯

アーチ型装飾灯の占用については、商店会等の団体の設けるものに限るとし、次の各号に掲げるところによるほか、5「装飾灯の占用（第2及び第3号を除く。）」によらなければならない。

- ① 灯柱は、道路敷地外に設けること。やむを得ず道路に設ける場合は、車道においては、6 m以上、歩道においては、2 m以上の有効幅員を確保すること。
- ② 道路の上空を横断する構造物及び光源の下端は、路面から 5.5m 以上とすること。
- ③ 灯柱の設置間隔は、100m 以上とすること。ただし、設置区間の延長が 100m 未満の場合は、その設置区間の両端の設けること。
- ④ 商店会名を表示した看板を道路の上空を横断して、アーチ型装飾灯に添加する場合は、設置区間の両端の装飾灯に限ること。

## 19. 足場・仮囲い等、敷鉄板の占用

(1) 家屋、しょう壁等の工事に伴う足場、仮囲い、落下物防護用施設（朝がお）の占用については、道路敷地外に余地がなく、特に、やむを得ない場合に限るものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- ① 歩道を有する道路では、歩道上とし、その出幅は路端から1 m以下で有効幅員の3分の1以下とすること。歩道を有しない道路では、路端から1 m以下で、道路幅員の8分の1以下とすること。ただし、落下物防護施設については、建築基準法による。
- ② 掛け出足場を設ける場合は、歩道上では路面から3 m以上、歩道を有しない道路では、路面から4.5 m以上とすること。
- ③ 足場を組む時には、必ず視線の位置に夜間照明を点けること。
- ④ 落下物防護用施設については、その高さは、歩道上では4 m以上、歩道を有しない道路では5 m以上とすること。
- ⑤ 仮囲いに取り付ける出入口の扉は、道路に面して外開きとしないこと。
- ⑥ 仮囲いには、法令の定め又は監督官公署の指示による表示及び施工主、請負業者名の表示（必要最小限に限る。）以外のものを掲出しないこと。
- ⑦ 仮囲いには、消火栓、マンホール等の操作、開閉に支障のないようにし、その位置を明示しておくこと。

### (2) 鉄板養生による占用

- ① 養生の範囲は、影響部分を考慮した必要最小限の面積とし、歩行者に対し、何らかの注意喚起策を講じること。
- ② 鉄板による養生の場合は、滑り止めを講じ視認可能にすること。
- ③ 鉄板は、がたつきのないよう敷地内においてボルトなどで固定して、道路面との段差を少なくするため、すりつけをすること。
- ④ 道路構造物へ影響を与えた場合は、速やかに道路管理者に報告し、その指示の下、申請者の負担において修繕し、その了承を得ること。
- ⑤ 占用物撤去後は、清掃を徹底し、原状回復につとめること。

## 20. 特定仮設店舗等の占用

特定仮設店舗、その他仮設建築物の占用については、次の各号に掲げるところによるほか、「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」（昭和 32 年 7 月 9 日付道発第 190 号）によらなければならない。

- ① 事業施行地区と占用しようとする場所が近接し、かつ、付近の既設店舗等と利害関係の対立しない場所であること。
- ② 道路の有効幅員外又は歩道を有する道路の歩道上とすること。
- ③ 平屋建てとすること。

## 21. 高架道路下の占用

高架道路下の占用は、「高架道路下の路面下の占用許可について」（平成 17 年 9 月 9 日国道利第 5 号）によらなければならない。

## 22. 防犯カメラの占用

防犯カメラの占用は、市、自治会、その他これらに準ずる団体が設置するものに限り認めるものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- ① 設置場所は、占用許可がなされている電柱等に添加するものとし、交通の支障とならない位置とする。また、事前に電柱等の管理者と設置について協議すること。
- ② 本体の下端は、路面から 4.7 メートル以上とすること。ただし、歩道にあっては、路面から 2.5 メートル以上とすることができる。
- ③ 個人情報の取扱いについて、占用者の責任において法令を遵守し、適切な管理を行うこと。
- ④ 申請においては、浦安市防犯カメラ設置費補助金交付要綱に規定する「浦安市防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書」の写しを添付すること。

## 23. カーブミラーの占用

カーブミラーの占用は、市、自治会、その他これらに準ずる団体が設置するものに限り認めるものとし、次の各号に掲げるところによるほか、「道路反射鏡設置指針」（昭和 55 年 12 月（社団法人 日本道路協会））及び「浦安市道路反射鏡設置基準」によらなければならない。

- ① 設置位置は、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼす恐れがない場所とし、法面、路肩、側溝の上部又は歩道内の車道に近接し歩行者の通行に支障がない場所とし、道路管理者と協議すること。また、占用許可がなされている電柱等への添加は、事前に電柱等の管理者と協議すること。
- ② 占用物の取扱いについて、占用者の責任において法令を遵守し、適切な管理を行うこと。
- ③ 市以外の者が占用許可を申請する場合においては、その団体内でカーブミラーの設置を決議していることを証する書面等の写し及び市交通安全部署との協議記録を添付すること。

## 24. 市内駅前広場の行事等における占用

市内の駅前広場の行事等の使用については、適切な道路の管理を前提としながらも、市民の触れ合い、交流が育まれる広場空間として、当道路空間を活用して地域における賑わいの創出を図り、もって本市における地域発展に資することを目的とするものにとり、当該項目の内容をもって許可することとする。

### （１）「駅前広場」の区域

行事等で占用を許可する駅前広場は、次の区域とする。

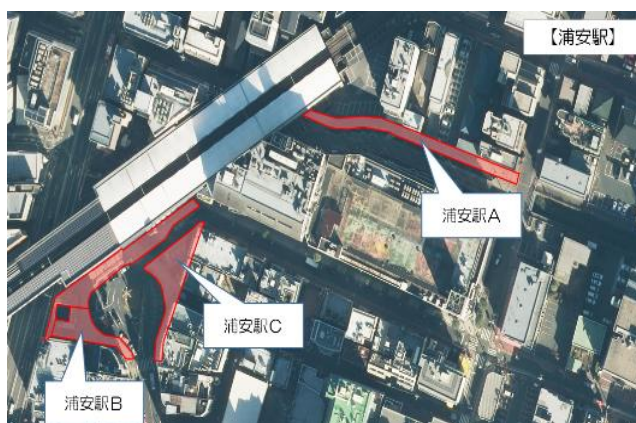
- ① 浦安駅前広場 A
- ② 浦安駅前広場 B
- ③ 浦安駅前広場 C
- ④ 新浦安駅前広場 A
- ⑤ 新浦安駅前広場 B



⑥ 新浦安駅前広場C

⑦ 舞浜駅前広場

なお、各区域の詳細については、巻末資料4「駅前広場」区域図を参照のこと。



## (2) 使用区分

各駅前広場で行事等を実施する場合は、次の各号に該当するときに限り占有許可によって、使用できるものとする。ただし、道路を継続的に占有せず、単に道路を使用する行事等の場合は、占有許可に代えて道路上作業届を市長に提出すること。

- ① 市が主催又は後援若しくは他の団体と共催する行事等に使用するとき。
- ② 災害等緊急事態の発生に対処するために使用するとき。
- ③ その他、市長が必要と認めるとき。

## (3) 使用時間

使用時間は、利用を開始する日の午前9時から利用を終了する日の午後6時までを原則とする。ただし、市長が必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。

## (4) 使用停止日

使用停止日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

- ① 12月29日から翌年の1月3日までの日
- ② 公職選挙法に基づく選挙期間中
- ③ 前号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める日

## (5) 手続き

- ① 行事等を主催、後援、共催する市担当部署が、事前に道路管理者に場所の仮予約を行う。なお、仮予約は実施予定日の12か月前からとする。なお、申請する区域は(1)「駅前広場」の区域に定める単位とする。
- ② 行事等の主催者は、実施の2ヶ月前までに、道路占有許可申請書を作成し、後援等を行う市担当部署に提出する。
- ③ 道路占有許可申請書の提出を受けた市担当部署は、速やかに申請内容の確認を行ったうえで、道路管理者に提出する。

同一区域において実施日が重複する複数の行事等が予定された場合は、

行事等を主催、後援、共催する市担当部署間において協議により決するものとする。ただし、災害時等緊急性があると認められる場合はこの限りでない。

※巻末資料 5 駅前広場の行事等における手続きフロー のとおりとする。

#### (6) 行事等の実施の条件

市長は、行事等の内容が次に該当する場合には占用の許可を行わない。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- ② 道路及びその付属物を損傷するおそれがあると認められるとき。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になるとき。
- ④ 道路交通上支障があると認められるとき。
- ⑤ その他市長が適当でないと認めるとき。

上記に規定するもののほか、スピーカーを用いる場合や楽器演奏などを実施する場合には、あらかじめ周辺自治会に概要を周知し理解を得ること。そのほか、行事等に係る第三者への対応は主催者及び市担当部署において行うものとする。

#### (7) 原状回復義務

行事等の実施者は、行事等で駅前広場の使用を終了したときは、直ちに原状に復さなければならない。

#### (8) 損害賠償

使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

#### (9) 占用料

行事等の実施における占用料については、(1)「駅前広場」の区域に定める単位とする。ただし、行事等を主催、後援、共催する市担当部署が減免申請書を提出した場合にあって、道路管理者が相当と認める場合には減

免することができる。

#### (10) 権利譲渡の禁止

占用許可を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸ししてはならない。

#### (11) 法令の定め

行事等の実施に係るその他法令の定めについては、これを遵守すること。

### 25. 横断幕の占用

横断幕の占用については、次の各号に掲げるところによる。

- ① 原則として、市が掲出するものに限定する。
- ② 他の団体が掲出する場合においては、公共性が認められるものであり、市担当部署において占用許可申請を行う物件に限り許可することができる。
- ③ 原則として、一時的なものとし、掲出期間は1か月とする。ただし、道路管理者が認める場合は、この期間を超えて掲出することができる。
- ④ 掲出する横断幕は、風雨に耐えうる構造とするとともに、交通に支障を来すことのないよう、占用者の責任において設置及び管理すること。
- ⑤ 横断橋には、広告物を掲出しないこと。
- ⑥ 許可申請前に、市担当部署が道路管理者に場所の仮予約を行うこと。
- ⑦ 市担当部署は、仮予約後速やかに占用許可申請書を提出すること。
- ⑧ 同一箇所、複数の部署が設置を希望する場合は、担当部署間での協議によって決することとする。

### 26. 道路占用における留意点

「道路法等の一部を改正する法律(令和2年法律第31号)」により制定された「道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」(令和2年11月25日施行)において定められた以下の制度について、道路占用において留意しなければならない。

- ① 歩行者利便増進道路
- ② 自動運行補助施設

### ③ 特定車両停留施設関係

- 2 商品置場、自動販売機、露店・売店、装飾ひさし、日除け、ベンチ、資機材、のぼり、看板等、私的利用に供するものは原則として占用を許可しない。
- 3 当該基準により難しいもの、又は定めのないものについてはその都度、道路管理者が定める。
- 4 届出書は 巻末資料 1 道路占用許可申請書 を参照のこと。

## 第5章 占用工事に伴う届出

### 1. 道路上作業届出書

道路占用に伴う簡易な作業(マンホールの嵩高調整に伴う簡易な掘削及び復旧、マンホール蓋付近の擦りつけ直し、マンホール蓋の取替え(路盤整正含む)、試験掘り(占用許可申請以前に実施する工事)、接地工事(電柱付近の掘削及び復旧)、占用物件周りの掘削・復旧(地上機器・電柱等))は、「道路上作業届出書」を提出することで足りるものとする。

届出書は 巻末資料2 道路上作業届出書 を参照のこと。

### 2. 工事完了届

1) 道路占用工事完了後10日以内に「工事完了届」を提出すること。

電子メールによる提出も可とする。ただし、容量制限の都合上、1件に添付できるファイル容量は5MB以下とし、これを超える場合は複数回に分けて送付すること。又、郵送による送付も併せて可とする。

添付資料としては以下のものを送付すること。

(1) 完了届の表紙(申請者の氏名、住所などを記載したもの)

(2) カラー写真(施工前、施工中、施工後)

E-mail: dorokanri@city.urayasu.lg.jp

2) 工事完了届提出後、市は浦安市宅地開発事業等に関する条例に基づく完了検査及び施工状況に疑義がある場合等必要に応じて、現地検査を行うものとし、施工不良と判断した場合には是正を指示するものとする。



## 第6章 占用における舗装・埋設管の取扱い

### 1. 車道舗装断面構成

浦安市の道路における車道の舗装断面の構成は、主として以下の3種類の舗装構造に分類される。

B構造 幅員2m以上の車道であり、下記C,D構造以外の全ての箇所である。

C構造 右図 

D構造 右図 

ただし、中町・新町地域において、平成23年の東日本大震災の影響による液状化に伴った災害復旧対策の箇所がある。

以下がその箇所である。

液状化対策構造 右図 

上記構造の箇所においては、必要時に応じて施工時に確認すること。

なお、下記道路については、以下の管轄である。

 : 国道 国土交通省千葉国道事務所  
首都高速道路

 : 千葉県道 千葉県葛南土木事務所

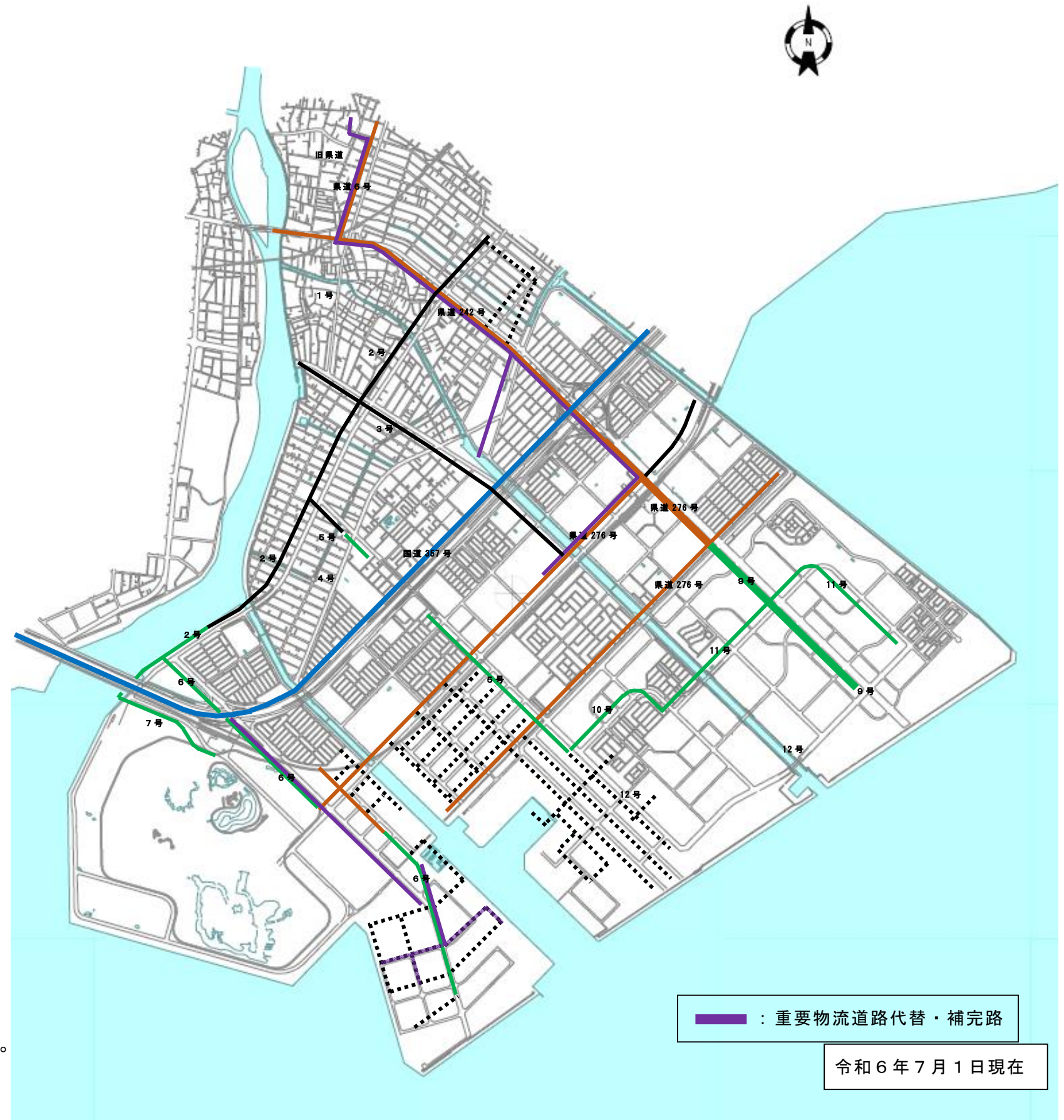
占用手続等に関しては、各管轄事務所にて対応を行う。

幹線道路においては、平成23年の東日本大震災以降、液状化対策を行っている。

また、下水道災害復旧を実施した路線は石灰による改良土埋め戻し（5%添加）を行っているので留意し、下水道課と調整する。

なお、必要に応じて、路床のCBR調査に基づいた試験結果がある場合、別途協議すること。

各舗装構造の断面を巻末資料3 特殊構造、及び液状化対策構造に記す。





＜浦安市道路網図＞（参考）

※図面は令和6年3月末時点



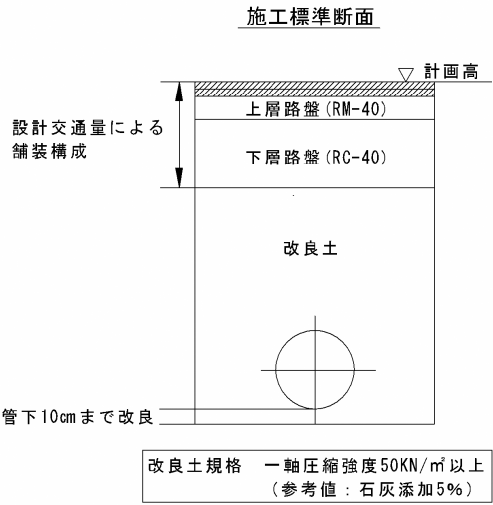


＜浦安市内で幹線道路以外の下水道災害復旧工事箇所＞



| 凡 例 |             |
|-----|-------------|
|     | 市施工路線       |
|     | 民間施工路線（移管済） |
|     | 民間施工路線（移管前） |

※施工路線において、改良土埋戻しを実施。  
（一部路線にて矢板残置GL-1.5m）

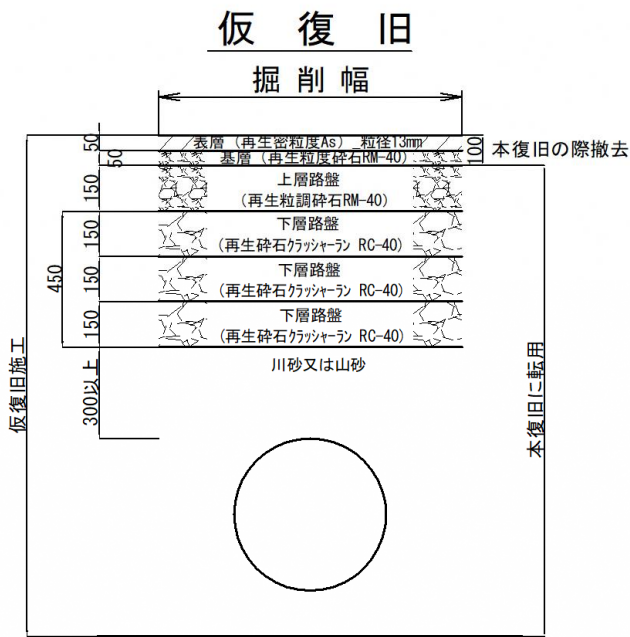




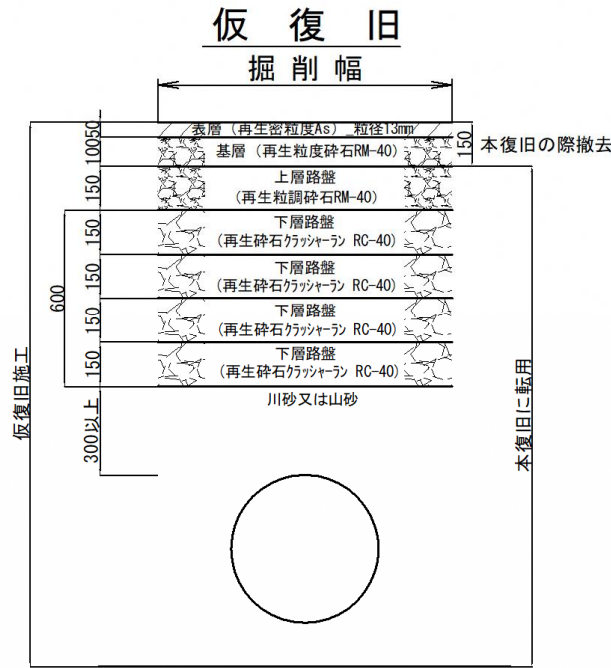
以下が、各舗装構造の標準的な断面図であり、本復旧、及び仮復旧に関しては、原則として以下のように対応する。一部、異なる舗装があるので、現場にて確認のこと。

(単位 ; mm)

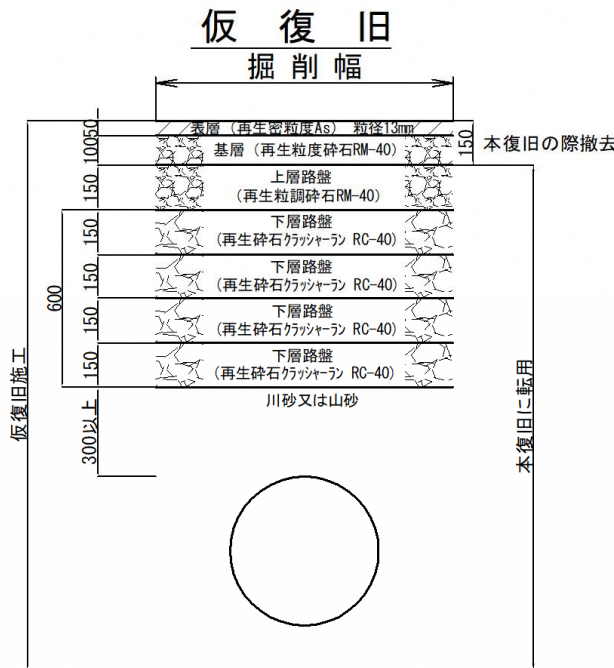
B 構造



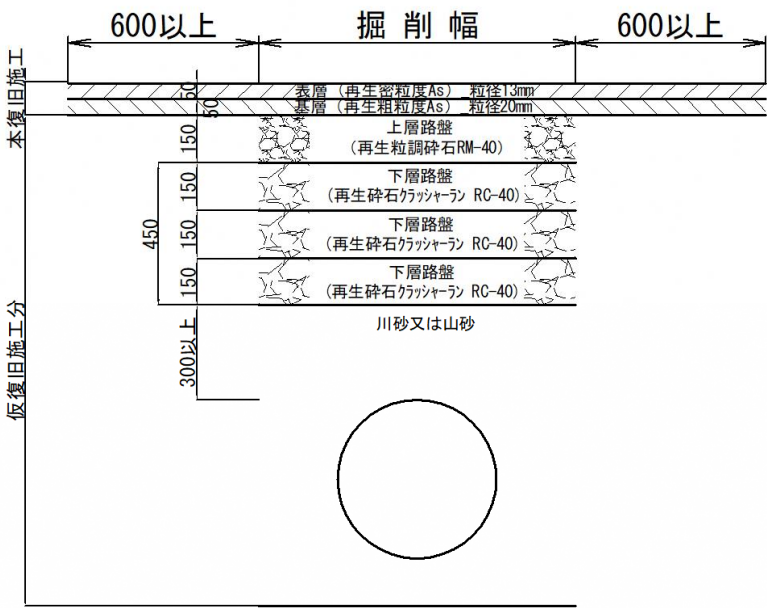
C 構造



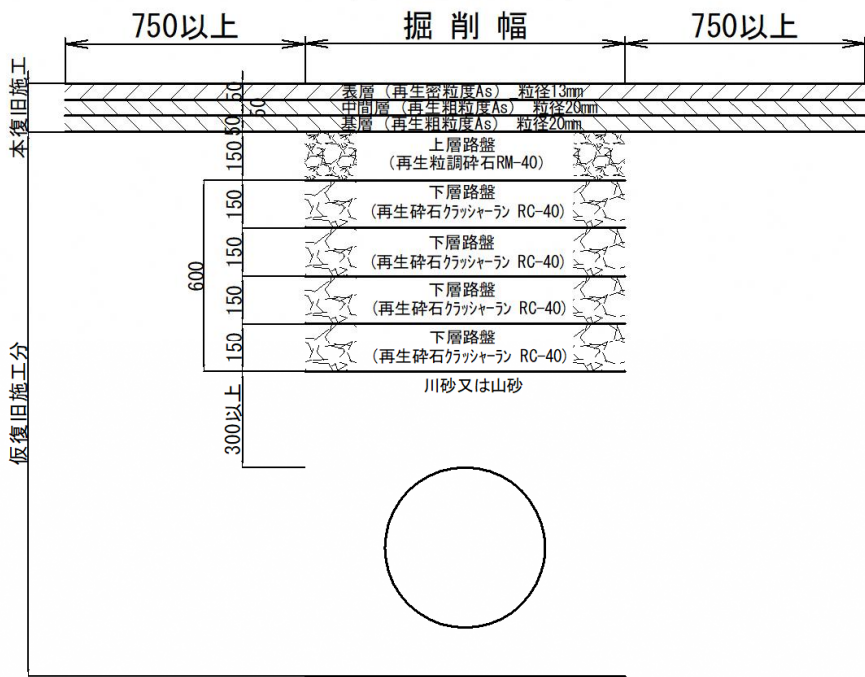
C構造 (排水性舗装)



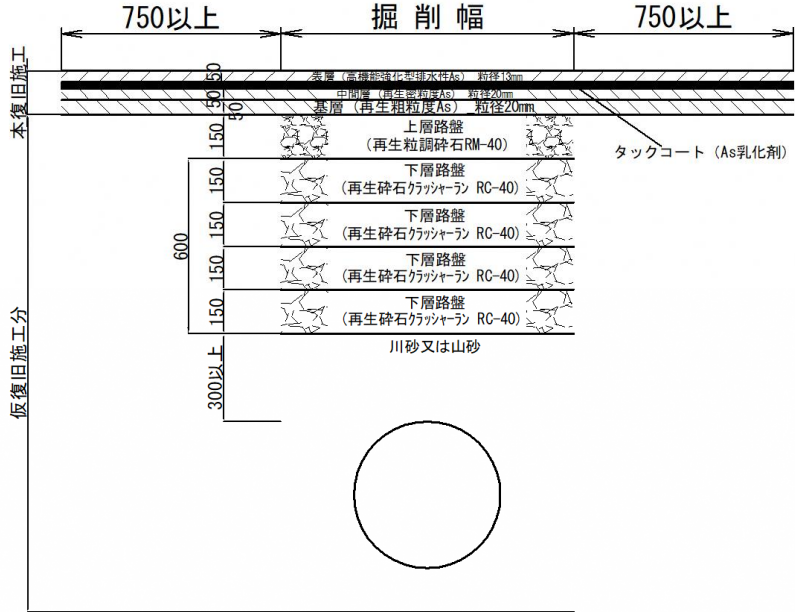
本 復 旧



本 復 旧

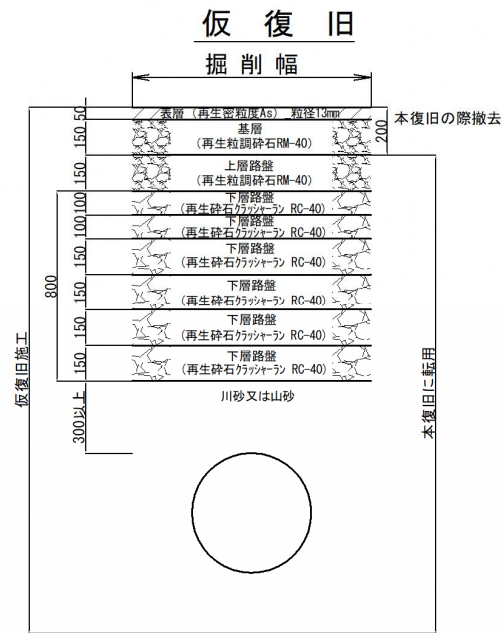


本 復 旧

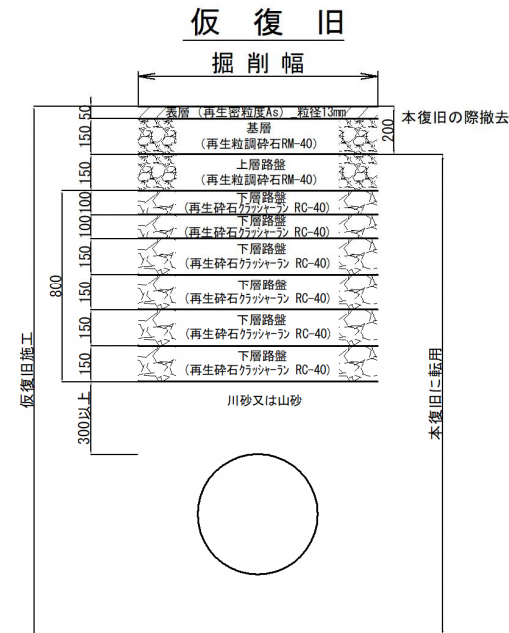


(单位: mm)

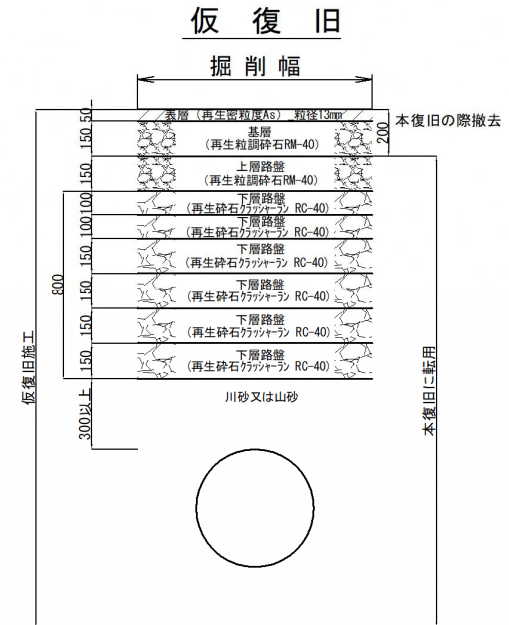
## D 構造



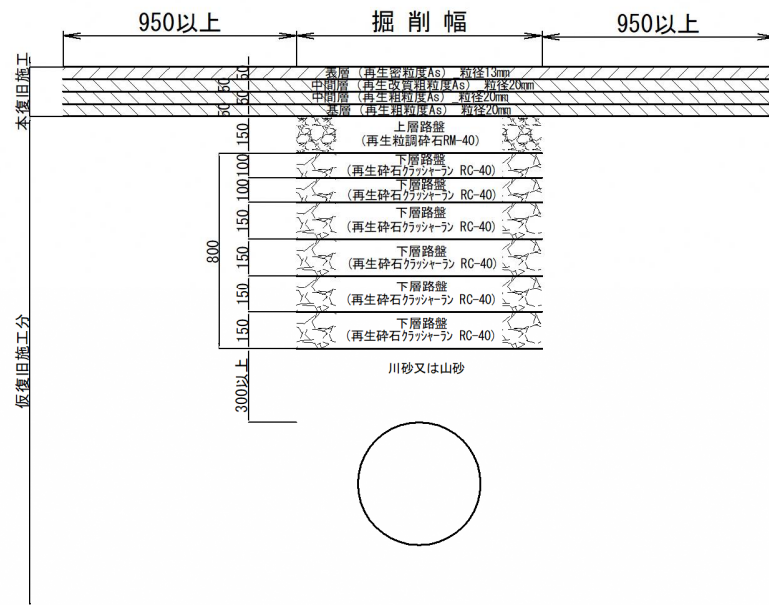
D構造(半たわみ性舗装)



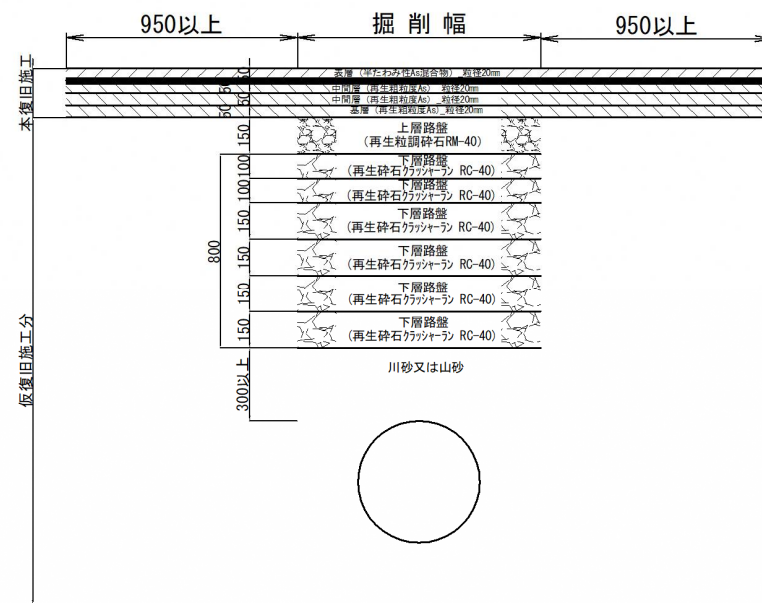
D 構造(鉄鋼団地用)



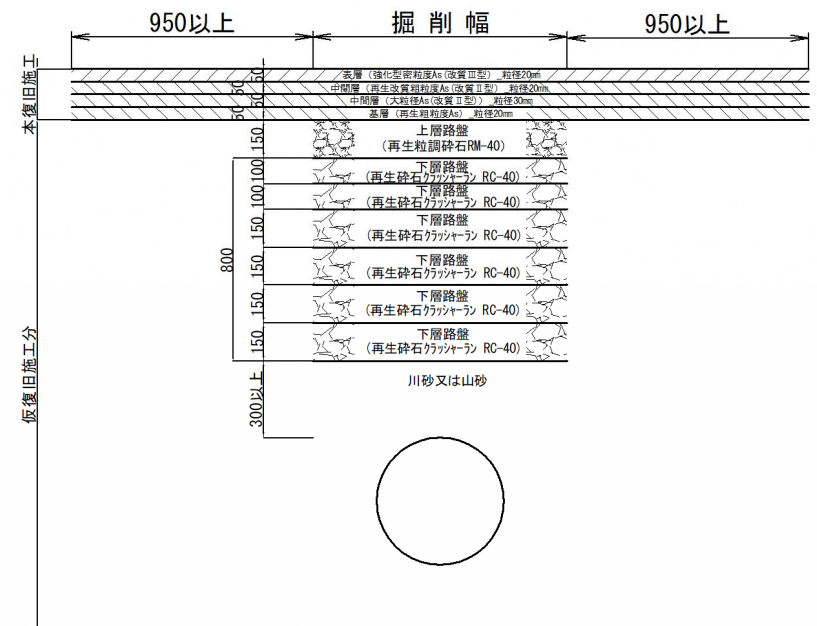
本復旧



本 復 旧



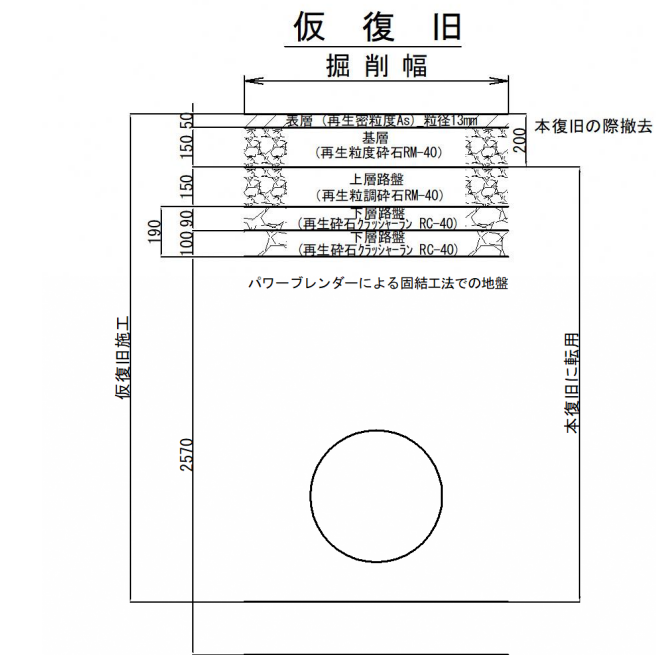
本 復 旧



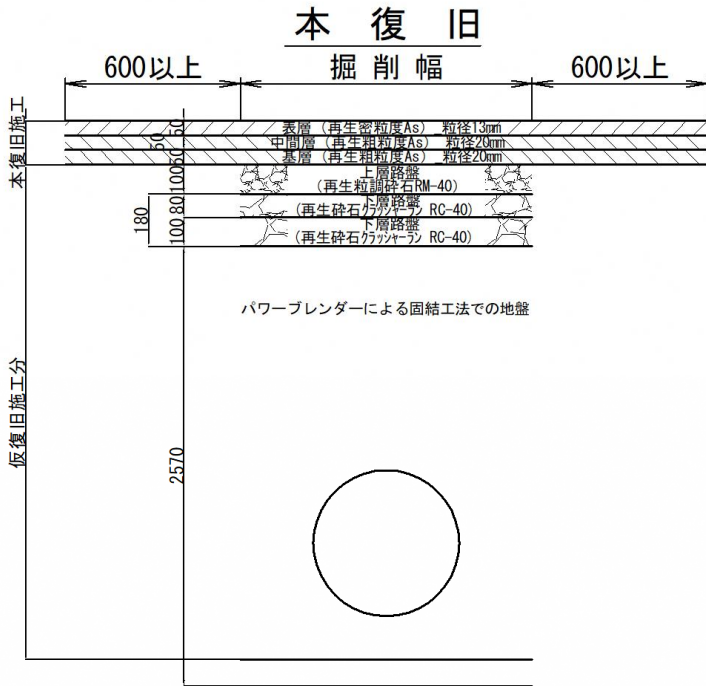
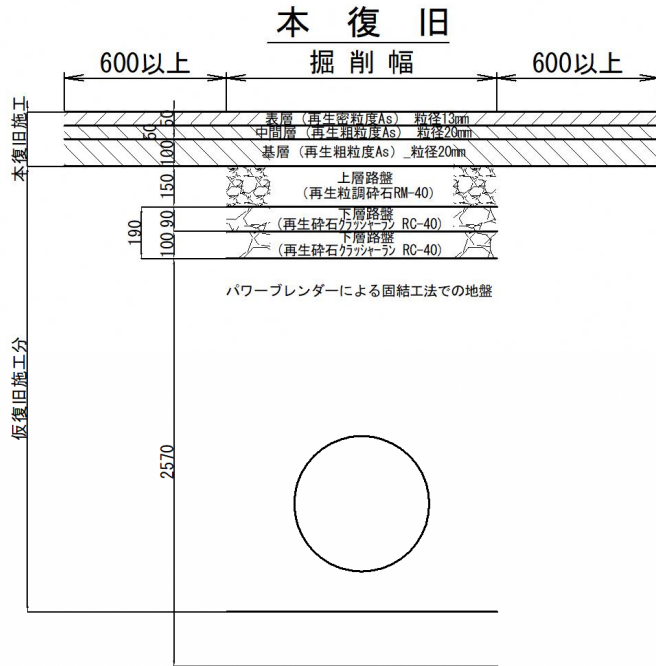
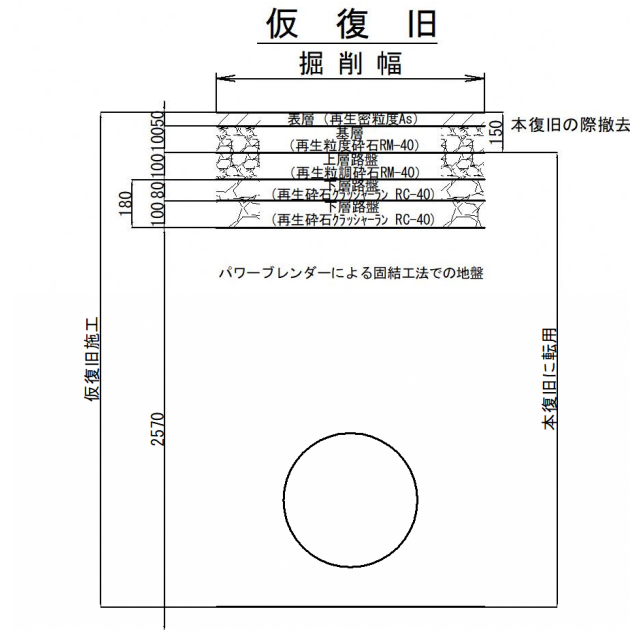


(単位：mm)

液状化対策構造  
幹線 5・6号



液状化対策構造  
幹線 9・10・11号



※幹線 2 号の一部・7 号も液状化対策路線となっている。  
※車道によっては、バックホウ攪拌、C A E による液状化対策工法を行うこと。

以下が、各舗装構造構成における根拠である。

構造詳細表

舗装厚（表層・基層・路盤）は、設計CBRと交通量の区分により決める！



CBRとは路床・路盤の支持力を示す指数。設計CBRとは、アスファルト舗装厚を決定する場合に用いる路床の支持力。修正CBRとは路盤材料や盛土材料の品質基準を表す指標。

| 設計構造B構造 CBR3 TA26.50>26 OK! |                 |     |                            |            |       | 交通条件P.82参照                                   | CBR3  | CBR6  |
|-----------------------------|-----------------|-----|----------------------------|------------|-------|----------------------------------------------|-------|-------|
| 名称                          | 仕上厚             |     | 材名、規格、条件                   | 密度         | TA    |                                              |       |       |
| アスファルト表層工                   | 最小10cm⇒         | 5cm | 再生密粒度アスコン最大粒径13mm          | 2.350kg/m3 | 5.00  | B交通(N5)<br>大型車 250台以上～1000台未満。※表層+基層は最小 10cm | TAΣ26 | TAΣ21 |
| アスファルト基層工                   |                 | 5cm | 再生粗粒度アスコン最大粒径20mm          | 2.350kg/m3 | 5.00  |                                              |       |       |
| 上層路盤工                       | 最大粒径の最小3倍⇒ 15cm |     | 再生粒調碎石40mm 修正 CBR80以上      | 2.100kg/m3 | 5.25  |                                              |       |       |
| 下層路盤工                       | 45cm            |     | 再生碎石クラッシャーラン40mm修正 CBR30以上 | 2.040kg/m3 | 11.25 |                                              |       |       |
| 計                           | 70cm            |     |                            |            | 26.50 |                                              |       |       |

(参考①) 等値換算係数a (P.79、[注7]、P.233)

| 設計構造C構造 CBR3 TA35.25>35 OK! |         |     |                            |            |       | 交通条件P.82参照                                    | CBR3  | CBR6  |
|-----------------------------|---------|-----|----------------------------|------------|-------|-----------------------------------------------|-------|-------|
| 名称                          | 仕上厚     |     | 材名、規格、条件                   | 密度         | TA    |                                               |       |       |
| アスファルト表層工                   | 最小15cm⇒ | 5cm | 再生密粒度改質最大粒径20mm            | 2.350kg/m3 | 5.00  | C交通(N6)<br>大型車 1000台以上～3000台未満。※表層+基層は最小 15cm | TAΣ35 | TAΣ28 |
| アスファルト中間層工                  |         | 5cm | 再生粗粒度アスコン最大粒径20mm          | 2.350kg/m3 | 5.00  |                                               |       |       |
| アスファルト基層工                   |         | 5cm | 再生粗粒度アスコン最大粒径20mm          | 2.350kg/m3 | 5.00  |                                               |       |       |
| 上層路盤工                       | 15cm    |     | 再生粒調碎石40mm 修正 CBR80以上      | 2.100kg/m3 | 5.25  |                                               |       |       |
| 下層路盤工                       | 60cm    |     | 再生碎石クラッシャーラン40mm修正 CBR30以上 | 2.040kg/m3 | 15.00 |                                               |       |       |
| 計                           | 90cm    |     |                            |            | 35.25 |                                               |       |       |

(参考②) 補修の構造設計 (P.89、P.93) 残存TA0

| 設計構造D構造 CBR3 TA45.25>45 OK! |         |     |                            |            |       | 交通条件P.82参照                            | CBR3  | CBR6  |
|-----------------------------|---------|-----|----------------------------|------------|-------|---------------------------------------|-------|-------|
| 名称                          | 仕上厚     |     | 材名、規格、条件                   | 密度         | TA    |                                       |       |       |
| アスファルト表層工                   | 最小20cm⇒ | 5cm | 再生密粒度改質最大粒径20mm            | 2.350kg/m3 | 5.00  | D交通(N7)<br>大型車 3000台以上。※表層+基層は最小 20cm | TAΣ45 | TAΣ37 |
| アスファルト中間層工                  |         | 5cm | 再生粗粒度改質最大粒径20mm            | 2.350kg/m3 | 5.00  |                                       |       |       |
| アスファルト中間層工                  |         | 5cm | 再生粗粒度アスコン最大粒径20mm          | 2.350kg/m3 | 5.00  |                                       |       |       |
| アスファルト基層工                   |         | 5cm | 再生粗粒度アスコン最大粒径20mm          | 2.350kg/m3 | 5.00  |                                       |       |       |
| 上層路盤工                       | 15cm    |     | 再生粒調碎石40mm 修正 CBR80以上      | 2.100kg/m3 | 5.25  |                                       |       |       |
| 下層路盤工                       | 80cm    |     | 再生碎石クラッシャーラン40mm修正 CBR30以上 | 2.040kg/m3 | 20.00 |                                       |       |       |
| 計                           | 115cm   |     |                            |            | 45.25 |                                       |       |       |

| 層       | 既設舗装材料                     | 破損の状態  | 係数        |
|---------|----------------------------|--------|-----------|
| 表層・基層   | 加熱アスファルト                   | 軽度→中度  | 0.9       |
|         |                            | 軽度→中度  | 0.85～0.6  |
|         |                            | 重度     | 0.5       |
| 上層路盤    | セメント安定処理・水硬性粒調スラグ処理        |        | 0.55～0.3  |
|         | 粒調碎石                       |        | 0.35～0.2  |
| 下層路盤    | RC0-40、鉄鋼スラグ、砂セメント（石灰）安定処理 |        | 0.25～0.15 |
| セメント00版 |                            | 軽度又は中度 | 0.9       |
|         |                            | 重度     | 0.85～0.5  |

| 設計構造液状化対策構造 CBR12 TA23.00>23 OK! |         |     |                            |            |       | 交通条件P.82参照                                    | CBR3  | CBR12 |
|----------------------------------|---------|-----|----------------------------|------------|-------|-----------------------------------------------|-------|-------|
| 名称                               | 仕上厚     |     | 材名、規格、条件                   | 密度         | TA    |                                               |       |       |
| アスファルト表層工                        | 最小15cm⇒ | 5cm | 再生密粒度改質最大粒径20mm            | 2.350kg/m3 | 5.00  | C交通(N6)<br>大型車 1000台以上～3000台未満。※表層+基層は最小 15cm | TAΣ35 | TAΣ23 |
| アスファルト中間層工                       |         | 5cm | 再生粗粒度アスコン最大粒径20mm          | 2.350kg/m3 | 5.00  |                                               |       |       |
| アスファルト基層工                        |         | 5cm | 再生粗粒度アスコン最大粒径20mm          | 2.350kg/m3 | 5.00  |                                               |       |       |
| 上層路盤工                            | 10cm    |     | 再生粒調碎石40mm 修正 CBR80以上      | 2.100kg/m3 | 3.50  |                                               |       |       |
| 下層路盤工                            | 18cm    |     | 再生碎石クラッシャーラン40mm修正 CBR30以上 | 2.040kg/m3 | 4.50  |                                               |       |       |
| 計                                | 43cm    |     |                            |            | 23.00 |                                               |       |       |



※山砂等とは、山砂・再生砂・改良土の事である。  
※歩道舗装は乗入れ部を除き、力学的根拠ではなく、経験及び施工性で決められた構造とする。(P. 240)

CBRが3未満（補安の多く）の軟弱な路床の場合には、盛土、安定処理工法および置換工法によって設計CBR（路床のCBR）を3以上とする。日の出のように県企業庁がサンドコンパクション工法により路床改良で設計CBR6でも、復旧はこの断面で行わせている！CBRは3以上しか表にない！

（参考③）交通量の区分

| 昔の「アスファルト舗装要綱」 |                     | ⇒ | 現在の「舗装設計便覧」(P.77) ※設計期間 10 年 |                         |           |
|----------------|---------------------|---|------------------------------|-------------------------|-----------|
| 区分             | 舗装計画交通量（大型車 台/日・方向） |   | 区分                           | 舗装計画交通量（大型車 台/日・方向）⇒1車線 | アスファルト最少厚 |
| L交通            | 100 未満              | ⇒ | N1・2                         | 40 未満                   | 4 cm      |
|                |                     |   | N3                           | 40 以上～100 未満            | 5 cm      |
| A交通            | 100 以上～250 未満       | ⇒ | N4                           | 100 以上～250 未満           | 5 cm      |
| B交通            | 250 以上～1,000 未満     | ⇒ | N5                           | 250 以上～1,000 未満         | 10 cm     |
| C交通            | 1,000 以上～3,000 未満   | ⇒ | N6                           | 1,000 以上～3,000 未満       | 15 cm     |
| D交通            | 3,000 以上            | ⇒ | N7                           | 3,000 以上                | 20 cm     |

普通道路設計荷重は49kN：車両制限令によって軸重 10 t、1 輪 5 t を超えてはならないとされている。軸荷重 5 t を 49 kN と換算する。

液状化対策路線（幹線 2 号の一部・5 号の一部・6 号・7 号・9 号・11 号・12 号）は CBR12

（参考④）令和5年度交通量調査（R5.11.21 平日・断面・方向別※バス合計+大型貨物）より

| 道路名           | 幹線 1 号（猫実） | 幹線 2 号（猫実） | 幹線 2 号（堀江） | 幹線 3 号（堀江） | 幹線 4 号（東野） | 幹線 5 号（鉄崎通り） | 幹線 5 号（富士見） | 幹線 6 号（舞浜） | 幹線 6 号（舞浜） | 幹線 7 号（舞浜） | 幹線 9 号（日の出） | 幹線 10 号（高洲） | 幹線 11 号（日の出） | 幹線 12 号（明海） |
|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|--------------|-------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|--------------|-------------|
| 大型車交通量（24 時間） | 792 台/日    | 1,123 台/日  | 1,539 台/日  | 780 台/日    | 715 台/日    | 5,416 台/日    | 890 台/日     | 8,508 台/日  | 1,936 台/日  | 1,950 台/日  | 2,305 台/日   | 453 台/日     | 448 台/日      | 582 台/日     |

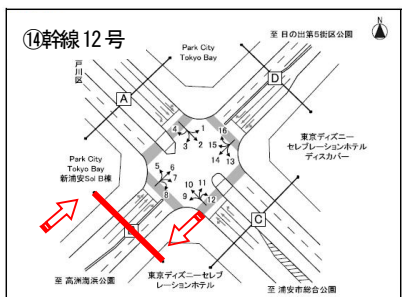
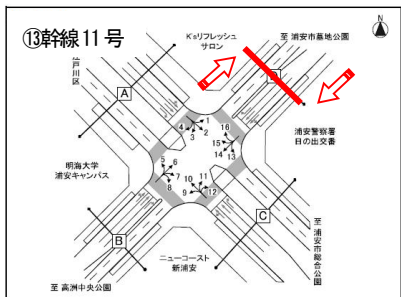
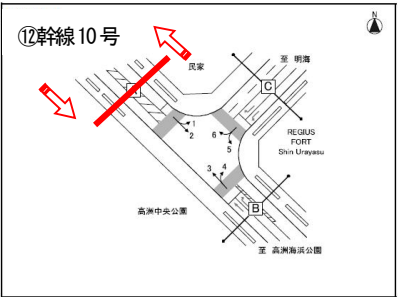
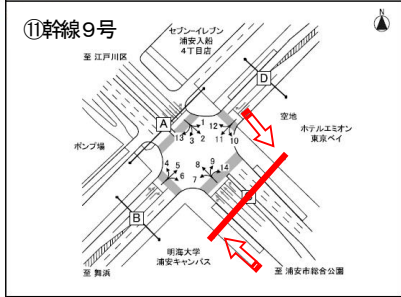
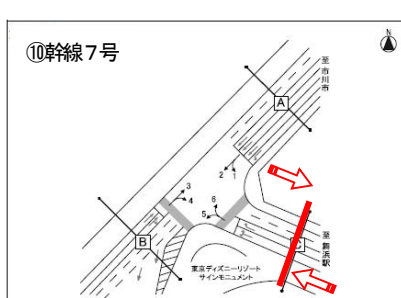
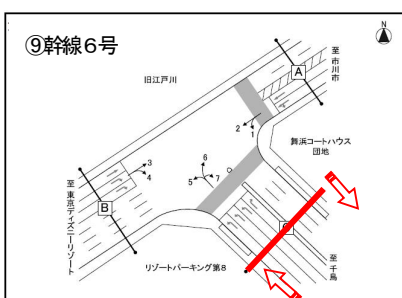
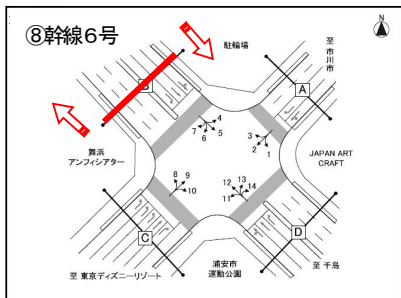
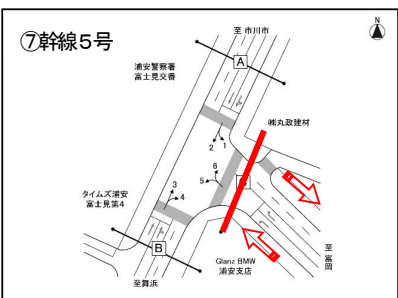
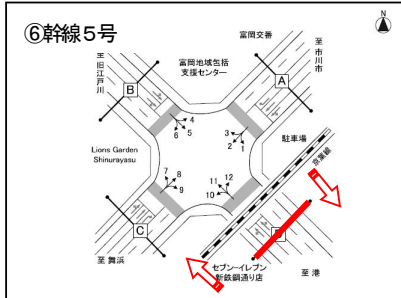
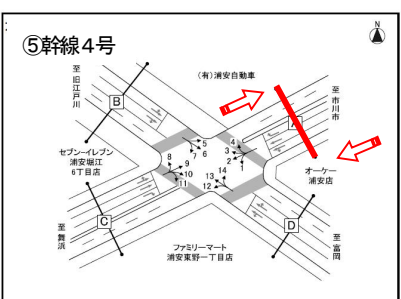
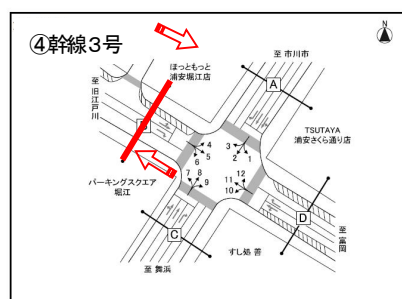
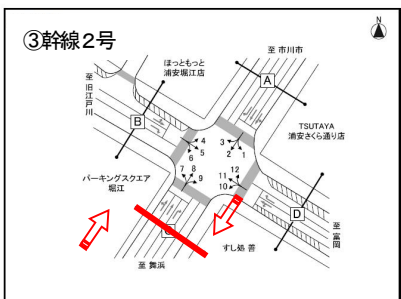
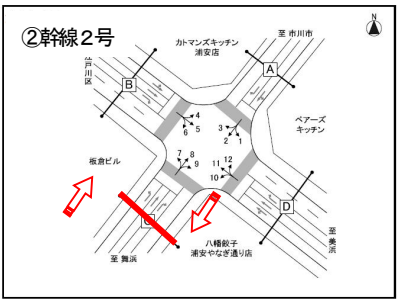
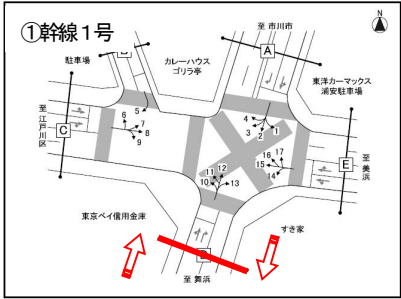
（参考⑤）平成 25 年度交通量調査（H25.6.6 平日・断面・方向別※バス合計+大型貨物）より ※昼夜率 1.33（一般都道府県道、市街地）を利用（道路構造令より）

| 道路名           | 幹線 1 号（猫実） | 幹線 2 号（猫実） | 幹線 2 号（堀江） | 幹線 3 号（堀江） | 幹線 4 号（東野） | 幹線 5 号（鉄崎通り） | 幹線 5 号（富士見） | 幹線 6 号（舞浜）  | 幹線 6 号（舞浜）  | 幹線 7 号（舞浜） | 幹線 9 号（日の出） | 幹線 10 号（高洲） | 幹線 11 号（日の出） | 幹線 12 号（明海） |
|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|--------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|--------------|-------------|
| 大型車交通量（12 時間） | 535 台/12h  | 604 台/12h  | 686 台/12h  | 394 台/12h  |            | 2,621 台/12h  | 475 台/12h   | 3,787 台/12h | 1,530 台/12h |            | 1,747 台/12h | 198 台/12h   | 222 台/12h    |             |
| 24 時間換算       | 712 台/日    | 803 台/日    | 912 台/日    | 524 台/日    |            | 3,486 台/日    | 632 台/日     | 5,037 台/日   | 2,035 台/日   |            | 2,324 台/日   | 263 台/日     | 295 台/日      |             |

将来交通量の伸び率に関しては、令和 5 年の交通量/平成 25 年の交通量とする。  
なお、平成 25 年の交通量を測定していない箇所については、令和 5 年の結果のまま、舗装計画交通量とする。

（参考⑥）舗装計画交通量（平日・断面・方向別※バス合計+大型貨物）より

| 道路名         | ①幹線 1 号（猫実） | ②幹線 2 号（猫実） | ③幹線 2 号（堀江） | ④幹線 3 号（堀江） | ⑤幹線 4 号（東野） | ⑥幹線 5 号（鉄崎通り） | ⑦幹線 5 号（富士見） | ⑧幹線 6 号（舞浜） | ⑨幹線 6 号（舞浜） | ⑩幹線 7 号（舞浜） | ⑪幹線 9 号（日の出） | ⑫幹線 10 号（高洲） | ⑬幹線 11 号（日の出） | ⑭幹線 12 号（明海） |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|---------------|--------------|
| 将来交通量伸び率    | 11.23%      | 39.85%      | 68.75%      | 48.85%      |             | 55.23%        | 40.82%       | 68.91%      | -4.86%      |             | -9.32%       | 72.24%       | 51.86%        |              |
| 舗装計画交通量     | 881 台/日     | 1,571 台/日   | 2,597 台/日   | 1,161 台/日   | 715 台/日     | 8,407 台/日     | 1,253 台/日    | 14,371 台/日  | 1,842 台/日   | 1,950 台/日   | 2,090 台/日    | 780 台/日      | 680 台/日       | 582 台/日      |
| 構造判定（一車線換算） | B 構造（N5）    | C 構造（N6）    | C 構造（N6）    | C 構造（N6）    | B 構造（N5）    | D 構造（N7）      | C 構造（N6）     | D 構造（N7）    | C 構造（N6）    | C 構造（N6）    | C 構造（N6）     | B 構造（N5）     | B 構造（N5）      | B 構造（N5）     |
| 備考          |             | ※一部、液状化対策   |             |             |             | ※一部、液状化対策     |              | 液状化対策       |             | 液状化対策       | 液状化対策        | 液状化対策        | 液状化対策         | 液状化対策        |



※路盤、路床の構成は、CBR試験による結果を原則とすること。



2. 歩道舗装断面構成

以下が、歩道舗装構造の断面図である。本復旧、及び仮復旧に関しては、原則として以下のように対応する。

なお、一部箇所において平成 23 年の東日本大震災の影響による液状化に伴った災害復旧対策を行っている。

上記該当箇所における復旧は、災害復旧による舗装構成通りに戻す。詳細は 87, 88 頁を参照のこと。

(単位: mm)



(歩道舗装構成一般部)

| 歩道構造      |          |                                               |
|-----------|----------|-----------------------------------------------|
| 名称        | 仕上厚      | 材名、規格、条件                                      |
| アスファルト表層工 | 5 0 mm   | 開粒度アスコン最大粒径 1 3 mm又は<br>再生密粒度アスコン最大粒径 1 3 mm※ |
| 路盤工       | 1 5 0 mm | 再生碎石クラッシャーラン 4 0 mm修正 CBR 3 0 以上              |

※「山砂等」とは、山砂・再生砂・改良土のこと。

※透水性舗装の復旧実施基準（平成 1 3 年 1 月 2 9 日道維第 306 号 各市町村長あて千葉県土木部長通達）

- ①引込管線類等の小規模掘削に係る箇所      ②掘削延長が一街区に満たない箇所（一街区とは、道路に区切られた家屋等の同一連たん区域を指し、概ね 5 0 m程度とする）。
- ③掘削部の両側に在来舗装の残余が生じ、且つ、道路補修事業計画及び有効性等を考慮して透水性舗装を施すことが適当でない場所      ④道路の表層が自然石、インターロッキングブロック等で舗装されている箇所      ⑤その他透水性舗装を施すことが適当でない箇所。

※アスファルト表層が開粒度の箇所においては、プライムコート及びタックコートは使用しないこと。

3. 埋設管

① 基本的な考え方について

今般の措置は、建設省道路局による学識経験者からなる「道路占用埋設物物件の浅層化技術検討委員会」の管路等を地下に設ける場合における埋設の深さの検討の結果を踏まえ、現行制度の下で管路等の埋設の深さを浅くしたものである。従って、原則として技術的検討において対象とされた管路等に関し、道路構造及び管路等の双方に影響がないと評価された範囲内で、運用を行うこととする。

⑦ 適用対象とする管路等の線種及び管径について

今般の措置の対象となる管路等の種類（規格）及び管径は、事業の種別ごとに右表に掲げるものとする。また、事業の種別ごとに、右表に掲げる管路等の種類（規格）以外のものであっても、右表に掲げる管種と同等以上の強度を有するものについては、当該右表に掲げる管種の管径を超えない範囲内において、今般の措置の対象とすることができる。この場合、埋設を行う者は右表に掲げる管種と同等以上の強度を有することを道路管理者に証明するものとする。

なお、管径はいわゆる呼び径で表示されるものも含むものとする。

③ 適用対象となる事業と埋設深さについて

（１）電気、電気通信、水道、ガス、下水道事業

（ア）管路を車道の地下に設ける場合

管路頂部と路面との距離は、舗装の厚さに 0.3m を加えた値以下としないこと。ただし、電線については、P0.1m)

B 構造箇所・・・土被り 1.0m 以上(水道、ガス、下水道)、土被り 0.8m 以上(電気・電気通信)

C 構造箇所・・・土被り 1.2m 以上(水道、ガス、下水道)、土被り 1.0m 以上(電気・電気通信)

D 構造箇所・・・土被り 1.45m 以上(水道、ガス、下水道)、土被り 1.25m 以上(電気・電気通信)

（イ）管路を歩道の地下に設ける場合

管路頂部と路面との距離は、車道部分（その歩道に隣接した車道単部）の高さから 0.5m 以下(水道、ガス、下水道)、及び下層路盤から 0.1m 以下(電気・電気通信)としないこと。

（１）ガス事業

- |                       |             |
|-----------------------|-------------|
| ・鋼管（JIS G 3452）       | 300mm 以下のもの |
| ・ダクタイル鋳鉄管（JIS G 5526） | 300mm 以下のもの |
| ・ポリエチレン管（JIS K 6774）  | 200mm 以下のもの |

（２）水道事業

- |                                                   |                       |
|---------------------------------------------------|-----------------------|
| ・鋼管（JIS G 3443）                                   | 300mm 以下のもの           |
| ・ダクタイル鋳鉄管（JIS G 5526）                             | 300mm 以下のもの           |
| ・硬質塩化ビニル管（JIS K 6742）                             | 300mm 以下のもの           |
| ・水道配水用ポリエチレン管（引張降伏強度 204kg f/c m <sup>2</sup> 以上） | 200mm 以下で外径／厚さ＝11 のもの |

（３）下水道事業

- |                          |             |
|--------------------------|-------------|
| ・ダクタイル鋳鉄管（JIS G 5526）    | 300mm 以下のもの |
| ・ヒューム管（JIS A 5303）       | 300mm 以下のもの |
| ・強化プラスチック複合管（JIS A 5350） | 300mm 以下のもの |
| ・硬質塩化ビニル管（JIS K 6741）    | 300mm 以下のもの |
| ・陶管（JIS R 1201）          | 300mm 以下のもの |

（４）電気事業

- |                                                 |               |
|-------------------------------------------------|---------------|
| ・鋼管（JIS G 3452）                                 | 250mm 以下のもの   |
| ・強化プラスチック複合管（JIS A 5350）                        | 250mm 以下のもの   |
| ・耐衝撃性硬質塩化ビニル管（JIS K 6741）                       | 300mm 以下のもの   |
| ・コンクリート多孔管（管材曲げ引張強度 54kg f/c m <sup>2</sup> 以上） | φ125×9 条以下のもの |

（５）電気通信事業等

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| ・硬質塩化ビニル管（JIS K 6741） | 75mm 以下のもの |
| ・鋼管（JIS G 3452）       | 75mm 以下のもの |

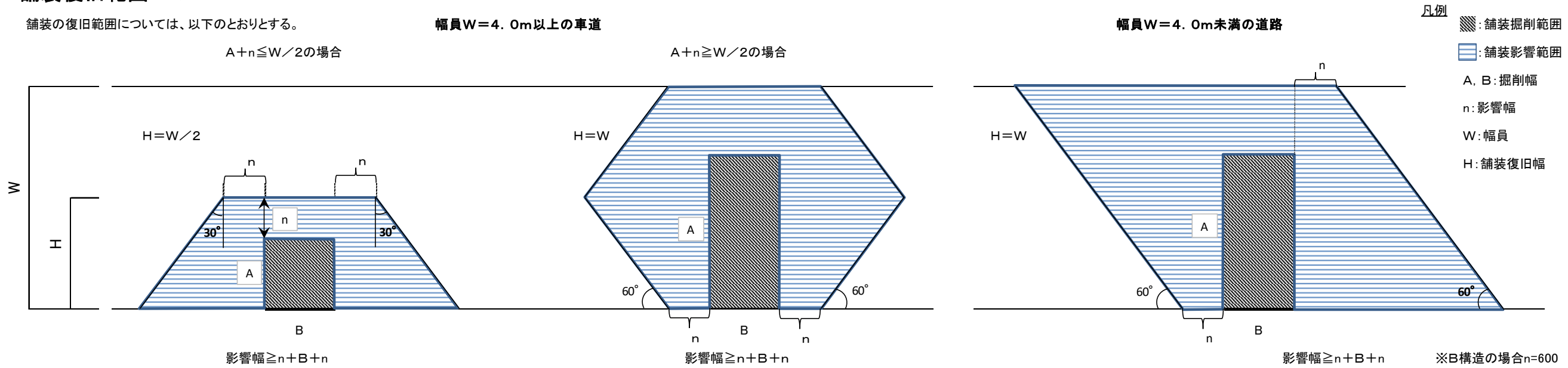


#### 4. 舗装復旧範囲

復旧範囲については、以下の通りとする。

##### 舗装復旧範囲 2024.12～

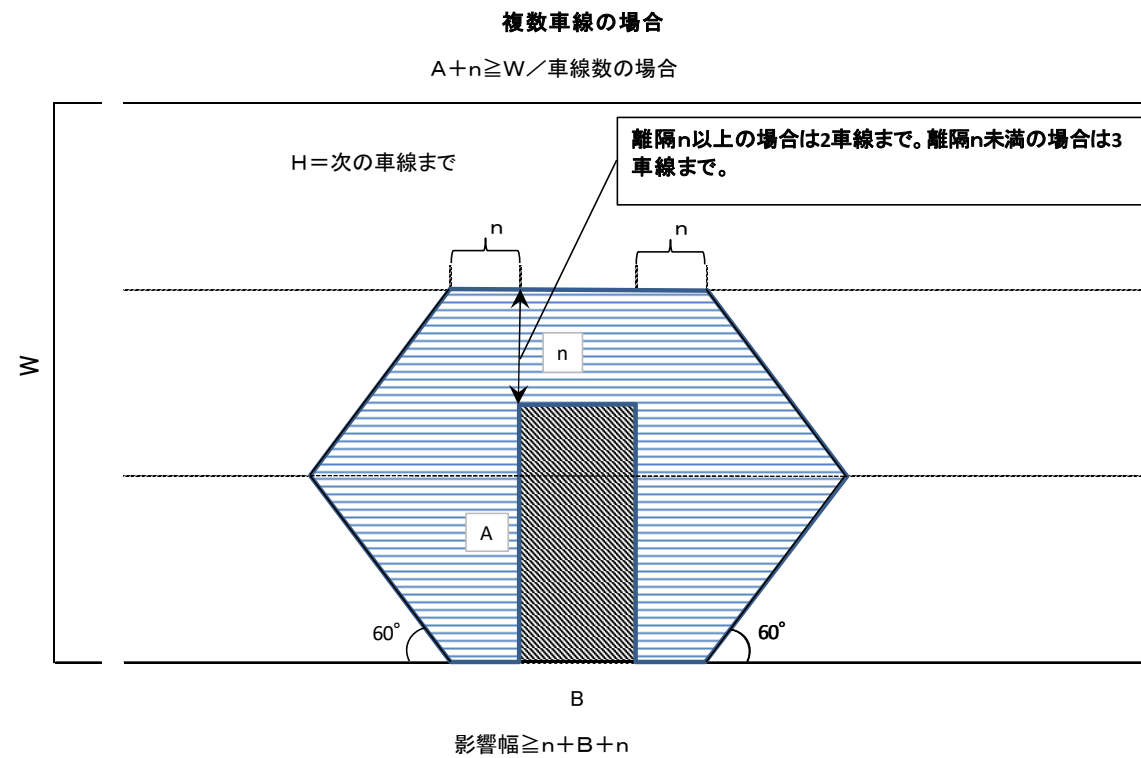
舗装の復旧範囲については、以下のとおりとする。



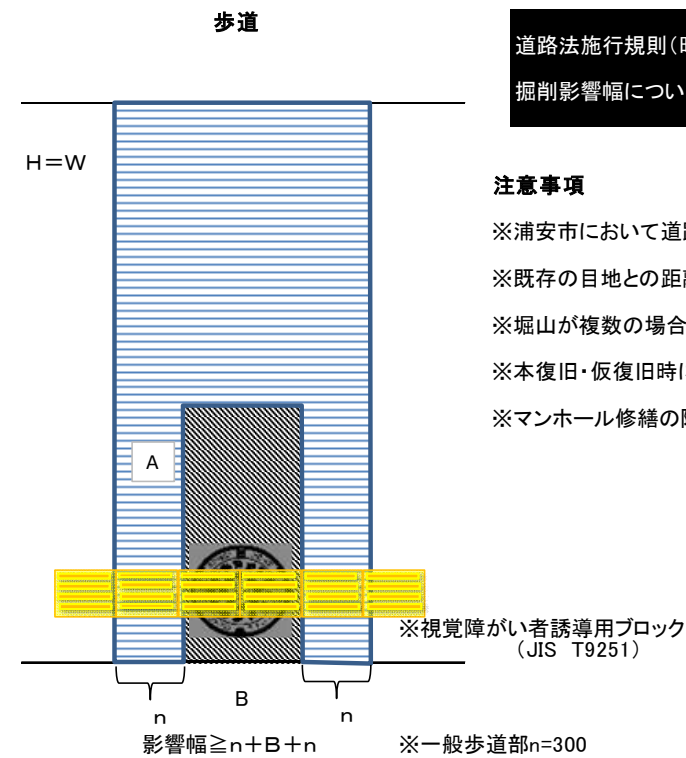
堀山から道路センターまでの離隔が $n$ (B構造の場合600mm)以上取れている場合は、半面を台形で復旧することを原則とする。

堀山から道路センターまでの離隔が $n$ (B構造の場合600mm)未満の場合、もしくは堀山が道路センターを過ぎている場合は、全面をダイヤ形で復旧することを原則とする。

幅員4.0m未満の道路は、堀山の寸法・形状に関わらず全面を平行四辺形で復旧することを原則とする。



堀山から次路線の区画線までの離隔が $n$ (B構造の場合600mm)以上取れている場合は当該車線まで復旧。離隔が600mm未満の場合は次車線までを復旧。形状はダイヤ形で復旧することを原則とする。



歩道は、堀山の寸法・形状に関わらず全面復旧することを原則とするが、 $W=4\text{m}$ 以上の場合や自転車通行帯がある場合などは別途協議する。  
なお、切下げ部を掘削する場合は、切下げ部の全幅復旧を原則とする。  
視覚障がい者誘導用ブロックを復旧する場合は原則、直線的配置とする。

道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第4条の4の6、7に基づいて対処すること。  
掘削影響幅については  $n=k \cdot t$  ( $n$ : 影響幅、 $k$ : 係数(Ce, Co: 1.4, As: 1.0)、 $t$ : 掘削部分の路盤厚)

##### 注意事項

※浦安市において道路掘削は原則として土留め掘削とする。

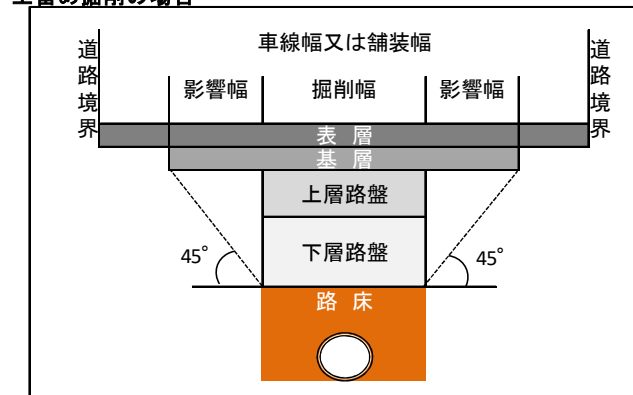
※既存の目地との距離が1.0m(C構造規格以上は3.0m)未満の場合は、その目地までとする。

※堀山が複数の場合、その頂点間が1.0m(C構造規格以上は3.0m)未満の場合、復旧は連続処理とする

※本復旧・仮復旧時には、水道工事は(水)、ガス工事は(G)、電気工事は(E)の白色マーキングをすること。

※マンホール修繕の際、パラボラ工法による舗装復旧も可能とする。

##### 土留め掘削の場合



「巻末資料」

巻末資料 1 道路占用許可申請書

(施行規則別記様式第五)

道路占用許可申請  
協議書

|    |    |    |          |
|----|----|----|----------|
| 新規 | 更新 | 変更 | ( )      |
|    |    |    | 令和 年 月 日 |

(宛先) 浦安市長 内 田 悦 嗣

令和 年 月 日

住 所

氏 名

担当者

TEL

E-mail

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

|                  |              |                 |                                                       |
|------------------|--------------|-----------------|-------------------------------------------------------|
| 占用の目的            |              |                 |                                                       |
| 占用の場所            | 路線名          | 車 道 ・ 歩 道 ・ その他 |                                                       |
|                  | 場 所          |                 |                                                       |
| 占用の物件            | 名 称          | 規 模             | 数 量                                                   |
|                  |              |                 |                                                       |
| 占用の期間            | 令和 年 月 日から   | 間               | 占 用 物 件<br>の 構 造                                      |
|                  | 令和 年 月 日まで   |                 |                                                       |
| 工事の時期            | 令和 年 月 日から   | 間               | 工 事 実 施<br>の 方 法                                      |
|                  | 令和 年 月 日まで   |                 |                                                       |
| 道 路 の<br>復 旧 方 法 |              | 添 付 書 類         | (1) 案内図・位置図<br>(2) 平面図・断面図<br>(3) 現場写真(2部)<br>(4) 構造図 |
| 備 考              | 住宅地図番号 P - - |                 |                                                       |

記載要領

- 「許可申請／協議」、「第32条／第35条」及び「許可を申請／協議」は、該当するものを○で囲むこと。
- |    |    |    |
|----|----|----|
| 新規 | 更新 | 変更 |
|----|----|----|

については、該当するものを○で囲み、更新、変更の場合には、従前の許可書または回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを( )書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

卷末資料 2
 道路上作業届出書

道 路 上 作 業 届 出 書

令和 年 月 日

(宛先) 浦安市長 内 田 悦 嗣

届出人

住 所  
 氏 名  
 担 当 者  
 電 話  
 E-mail  
 ※法人にあつては、法人名、代表者職を記載のこと。

下記により、市道上での軽易な作業を実施したいので届け出ます。  
 (道路法第 32 条第 3 項適用及び準用)

記

|        |                                                          |      |  |
|--------|----------------------------------------------------------|------|--|
| 路 線 名  |                                                          | 作業場所 |  |
| 作業年月日  | 令和 年 月 日 ( ) から<br>令和 年 月 日 ( ) まで<br>時 分から 時 分まで (施工 日) |      |  |
| 作業目的   |                                                          |      |  |
| 作業内容   |                                                          |      |  |
| そ の 他  |                                                          |      |  |
| 工事請負業者 |                                                          | 電話   |  |

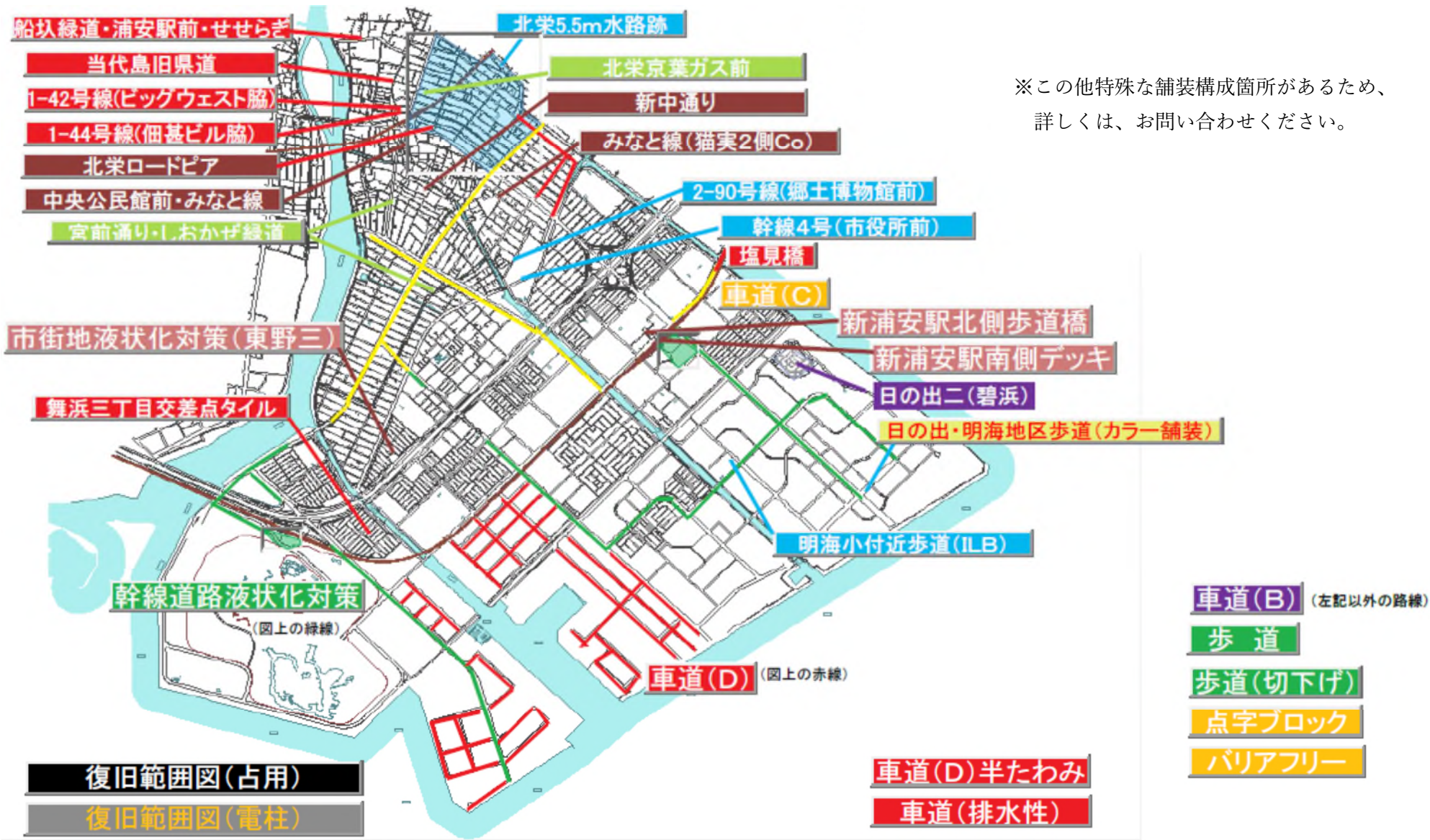
- (注) 1. 本届出書は、記名のみで可とし、押印は要しない。又 2 部作成し、届け出時控えに確認 (受付) 印が捺印された書類を控えとする。
2. 作業目的欄には、具体的な工事目的を記入する。  
 (例：マンホール蓋のがたつき解消等)
3. 作業内容欄には、作業内容を記入する。  
 (例：マンホール蓋取替え及び路面整正等)
4. 添付書類は、案内図・工事図面等とする。

#### 軽微な作業の例

- ・マンホールの嵩高（レベル）調整に伴う簡易な掘削及び復旧
- ・マンホール蓋付近の擦り付け直し
- ・マンホール蓋の取替え（路盤整正含む）
- ・試験掘り（占用許可申請以前に実施する工事）
- ・接地工事（電柱付近の掘削及び復旧）
- ・占用物件回りの掘削・復旧（地上機器・電柱等）
- ・道路の構造に影響を与えない短時間の使用（車両の出入り時のみの一時的な養生等）※数時間に及ぶ継続的な養生は認めない
- ・一時的に工事車両を停める
- ・イベント等により一時的に道路上を使用する
- ・撮影等により一時的に道路上を使用する

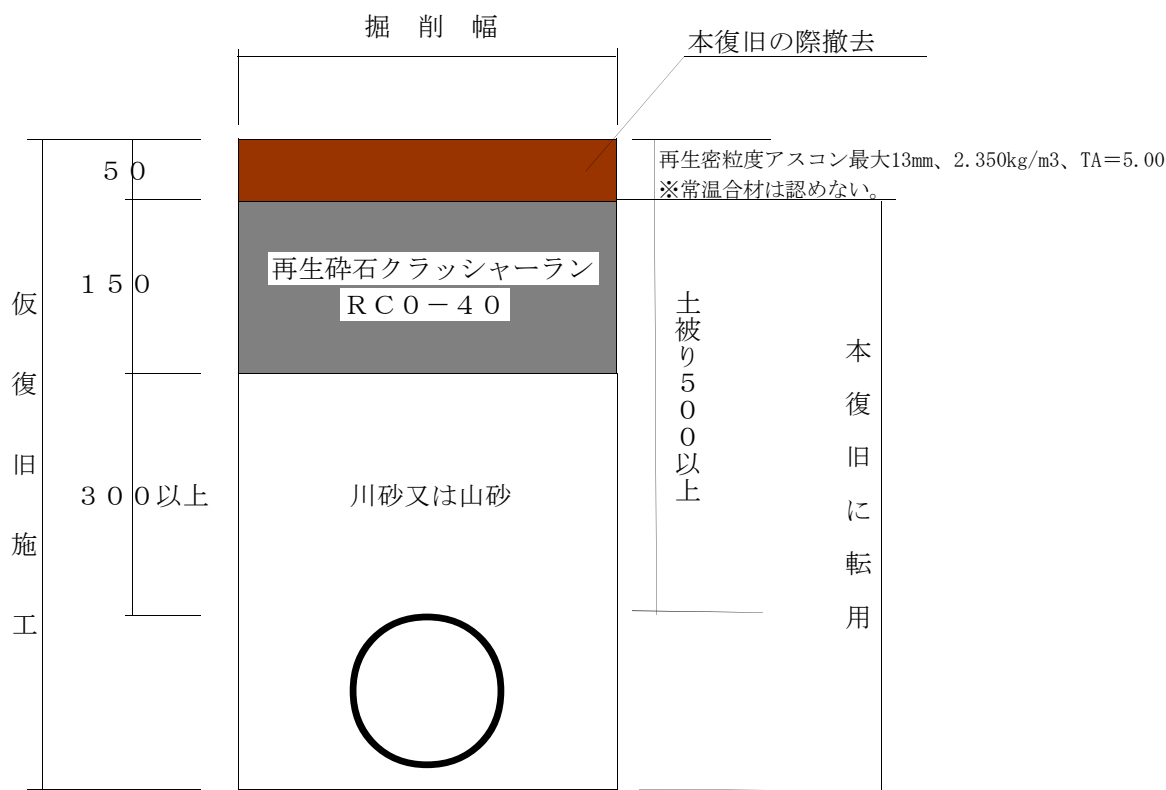


【舗装構成図等
 配置一覧】



復旧構造（歩道）（単位 mm）

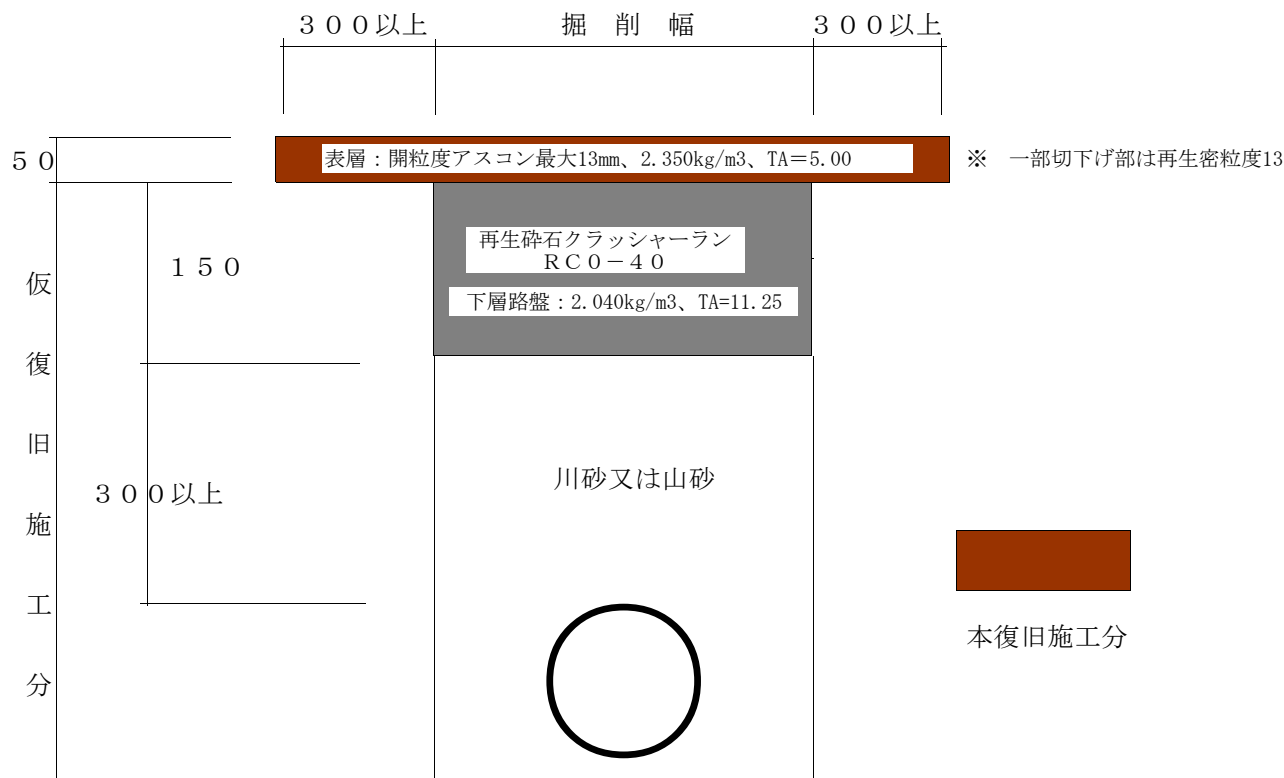
仮復旧構造



※ 土被り：隣接車道単部より500以上

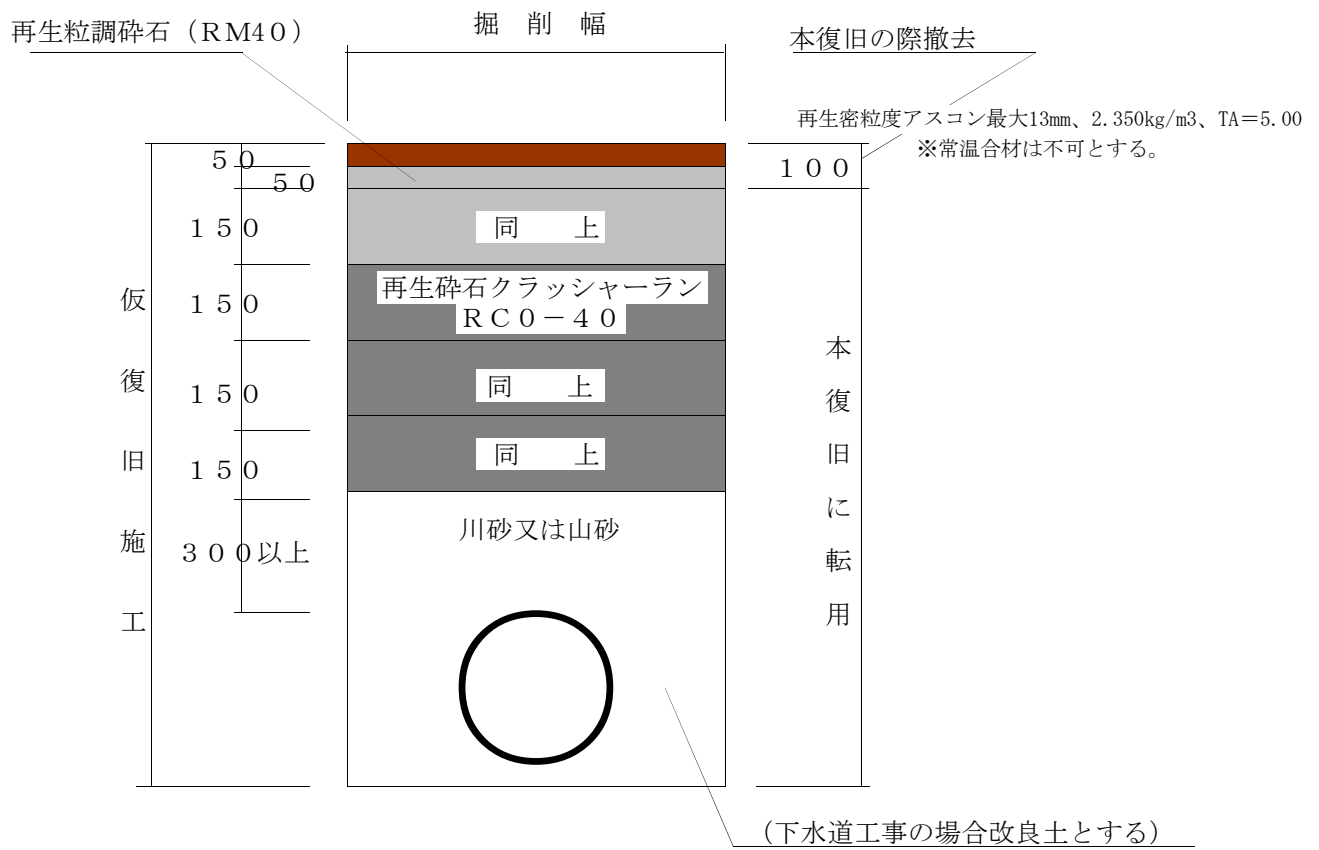
本復旧構造

(※下水道工事の場合は路床は改良土とする)

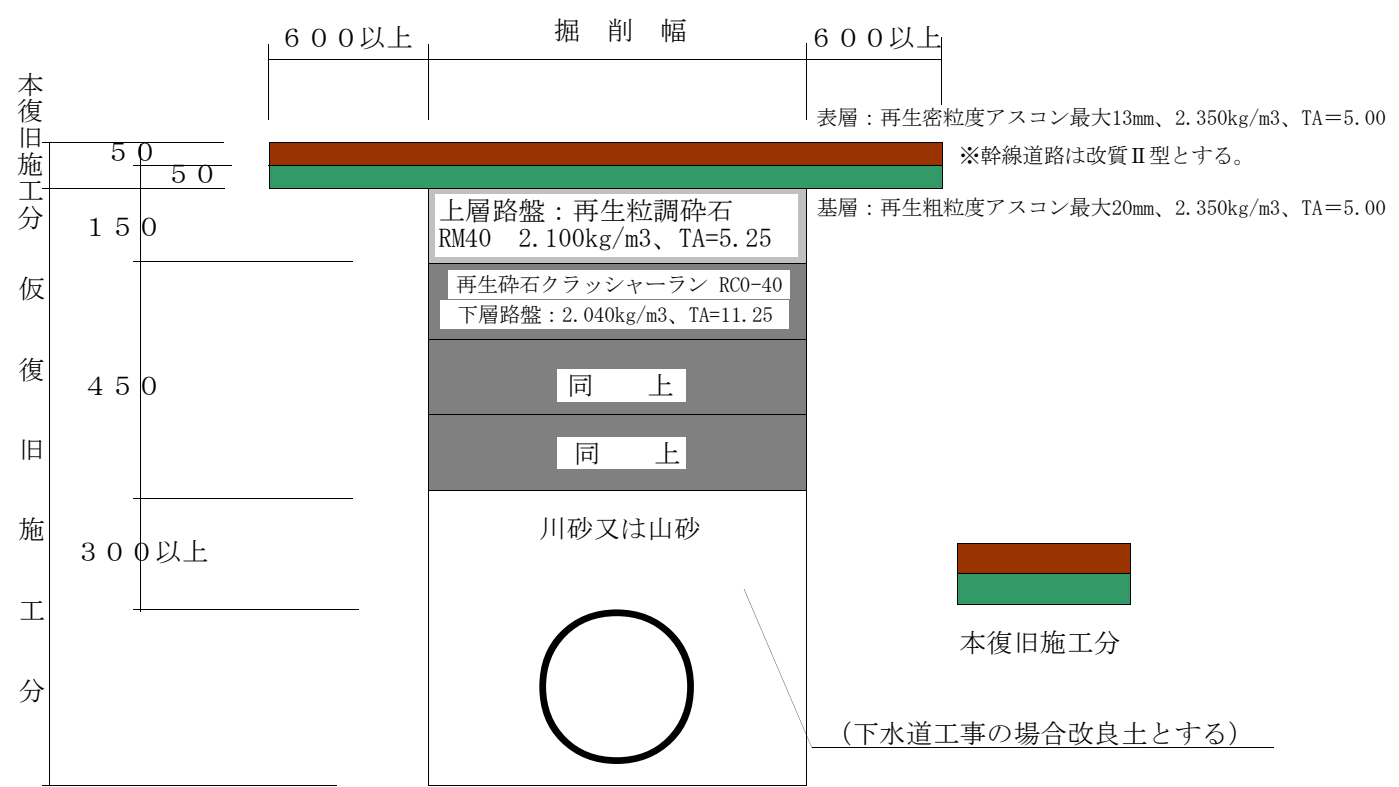


復旧構造 B (単位 mm)

仮復旧構造



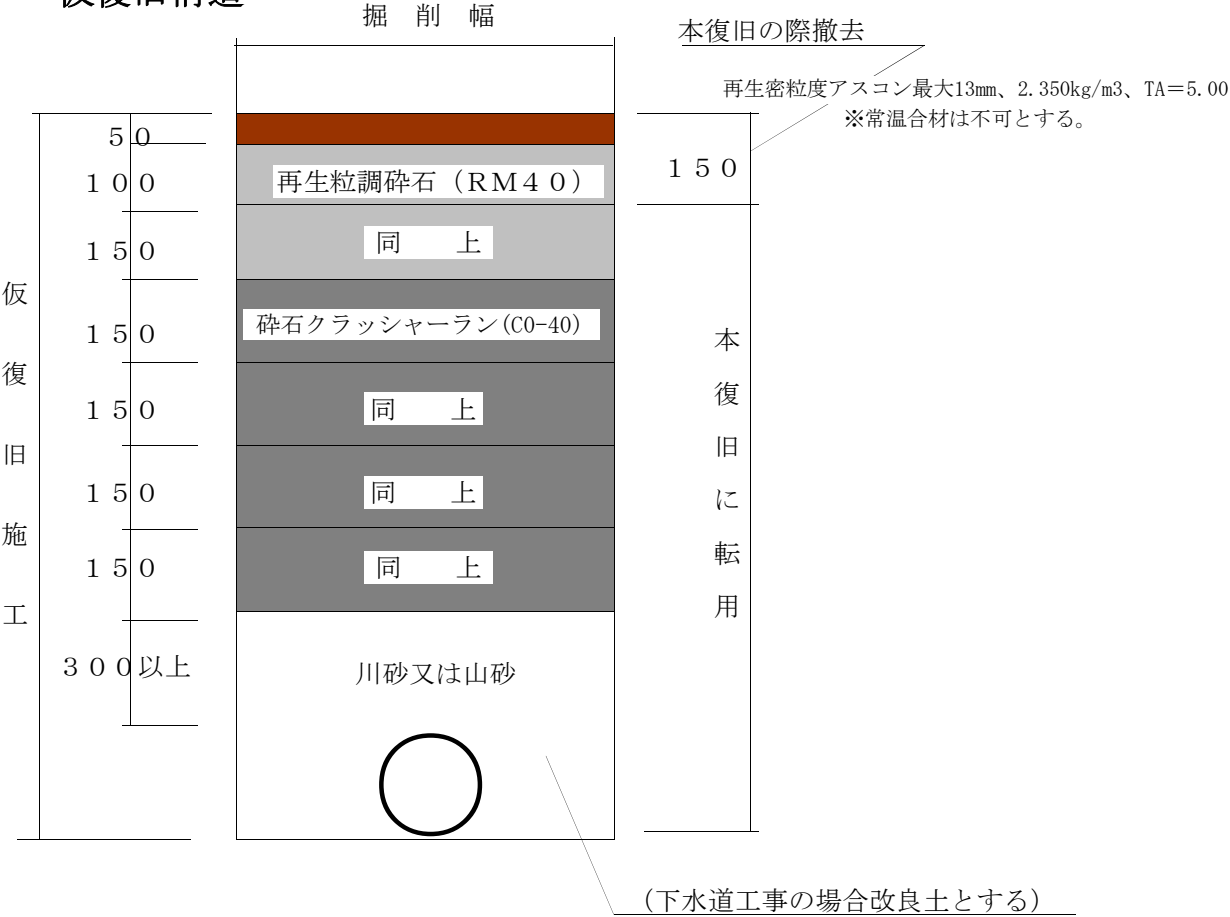
本復旧構造



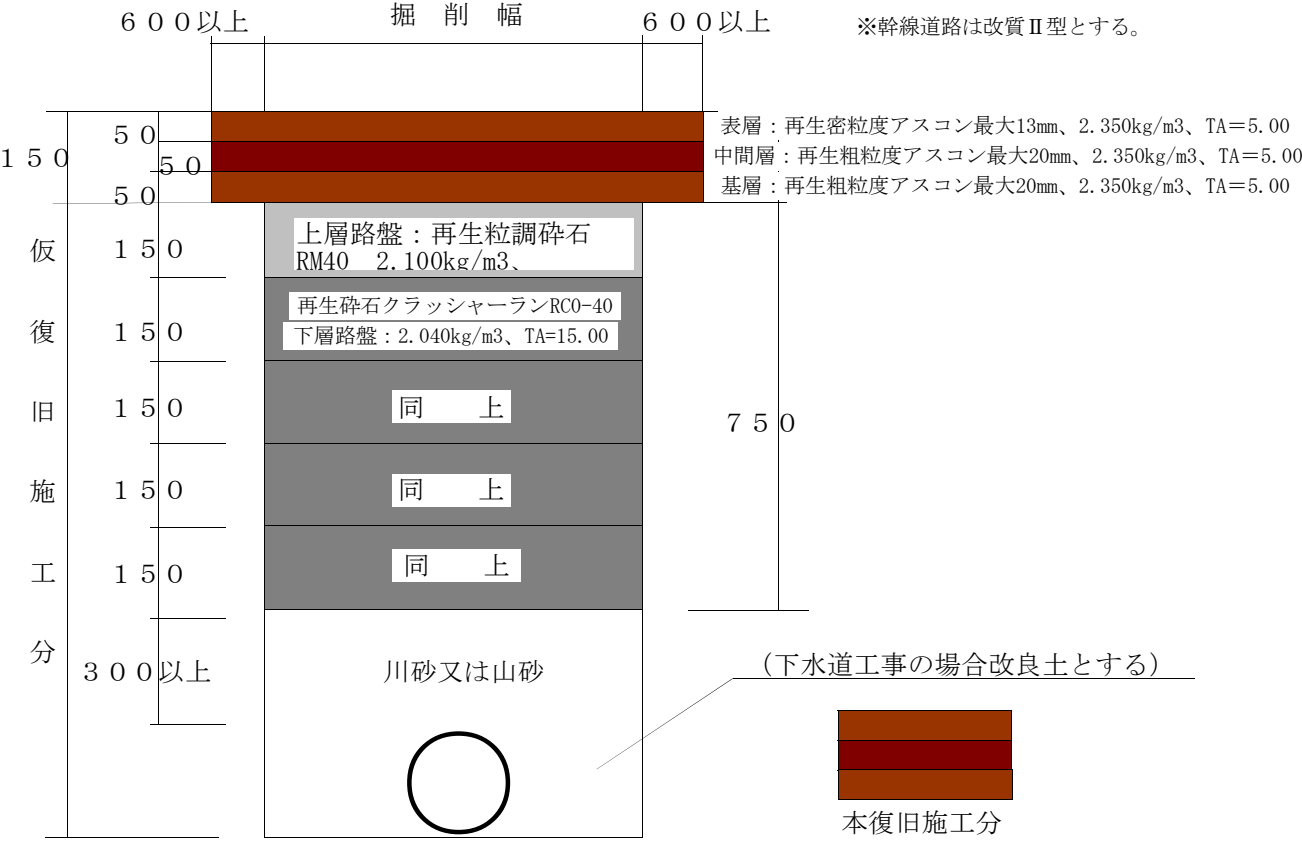


復旧構造 C (単位 mm)

仮復旧構造

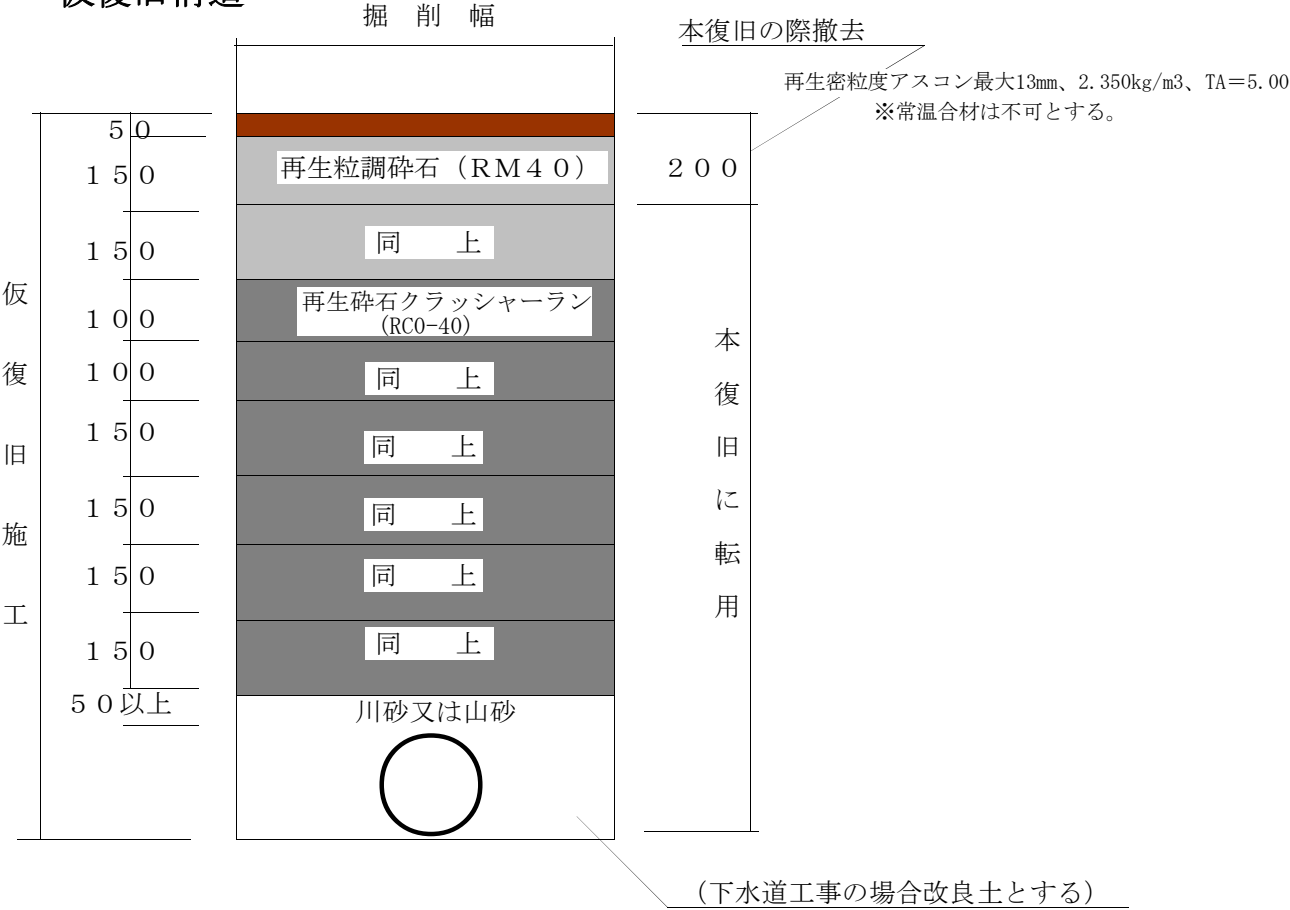


本復旧構造

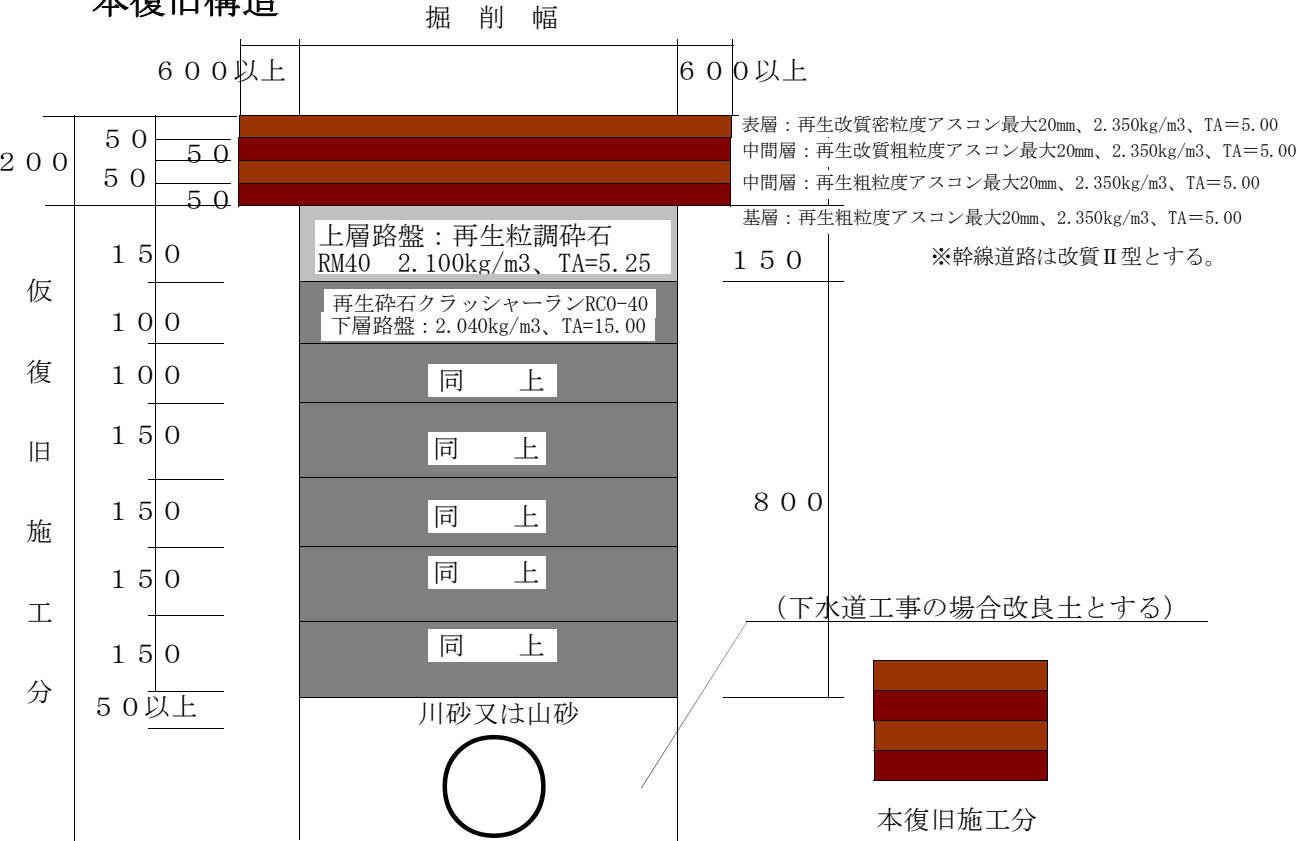


復旧構造 D (単位 mm)

仮復旧構造

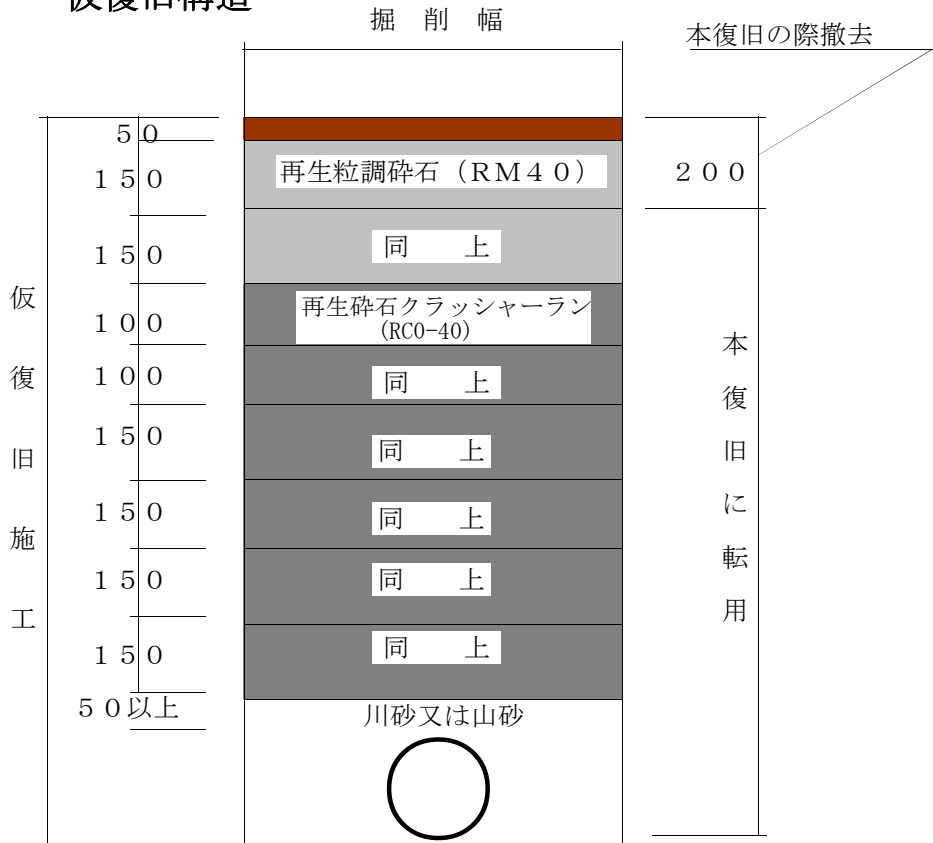


本復旧構造

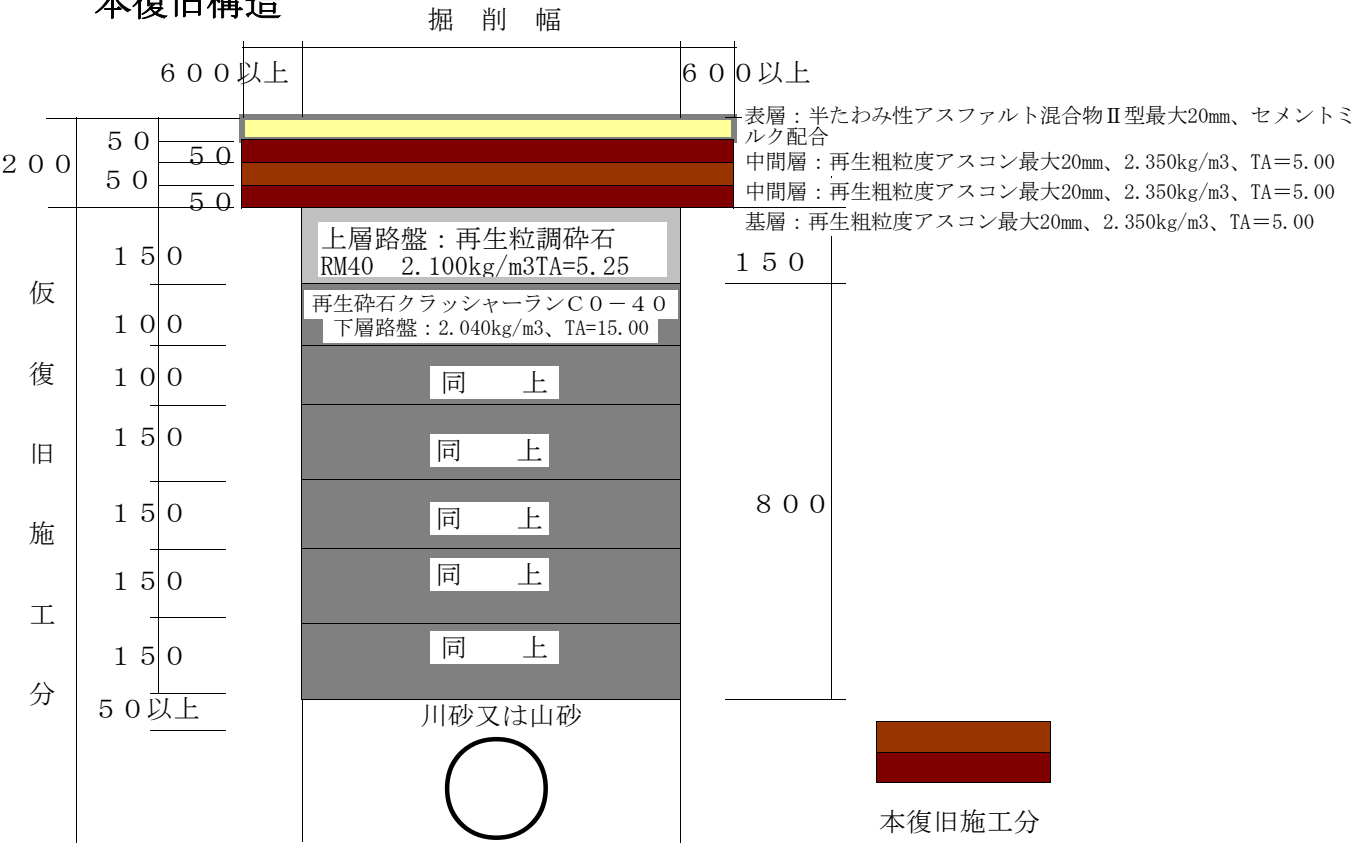


復旧構造 D (単位 mm)

仮復旧構造



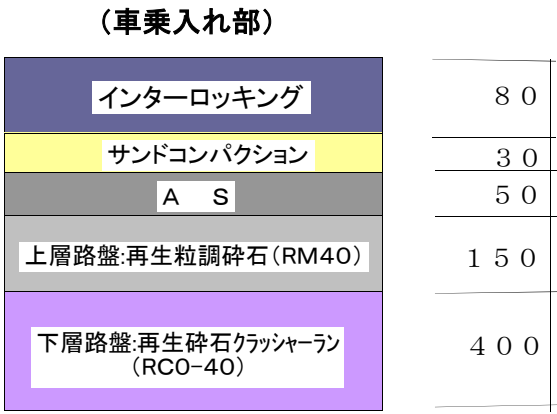
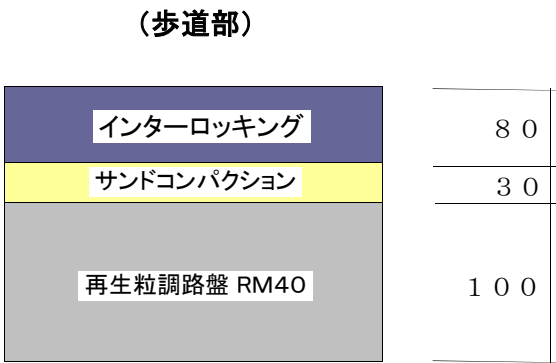
本復旧構造



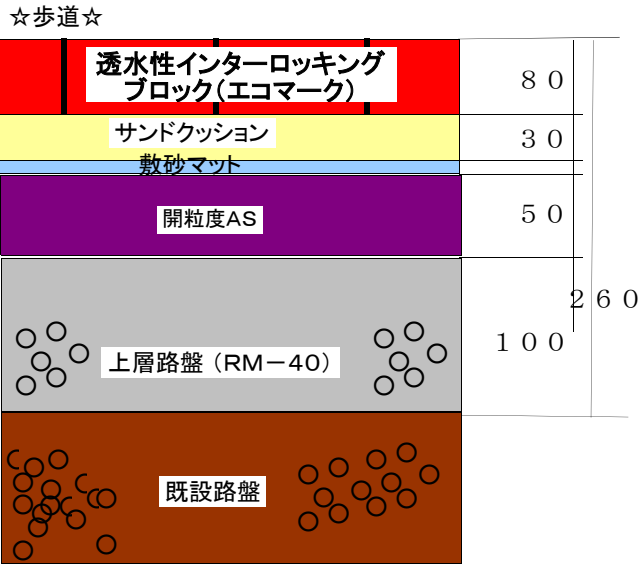
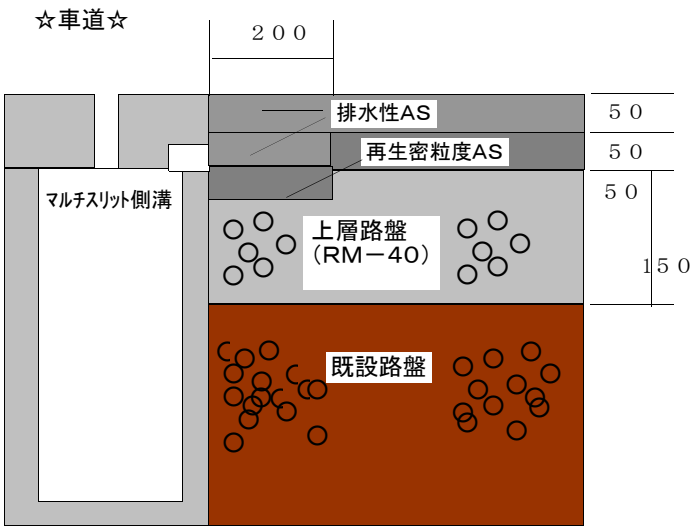
2-33号線（中央公民館前・みなと線）インターロッキング復旧図

(単位 mm)

☆中央公民館前☆



☆みなと線☆



(材料メーカー)  
マチダコーポレーション  
043-239-0193

※猫実2丁目側歩道はコンクリート舗装(h=10cm・無筋)

# 幹線1号（宮前通り）、しおかぜ緑道等ILB復旧図

（単位 mm）

（ILB材料メーカー） 幹線1号 マチタコーポレーション(株)  
043-239-0193  
※宮前通りは旧製品廃盤のため、上記会社製品を。  
ノーマルインター:シルバーSv-1・2・3

しおかぜ緑道 興建産業(株)  
03-5281-1211

## （歩道部）

|           |     |
|-----------|-----|
| インターロッキング | 80  |
| 敷 砂       | 30  |
| 路盤 RM40   | 100 |

## （車道部）

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| インターロッキング                 | 80  |
| 敷 砂                       | 20  |
| A S                       | 50  |
| 上層路盤:再生粒調碎石(RM40)         | 150 |
| 下層路盤:再生碎石クラッシャーラン(RC0-40) | 400 |

※しおかぜ緑道 車止め:樹サンエス  
043-266-7311

- ・短い:GK-002B 固定式
- ・長い:GK-407B 固定式

(単位 mm)

北栄・猫実地区5.5m水路跡 復旧構造（歩道）

本復旧構造

※暗渠は北側

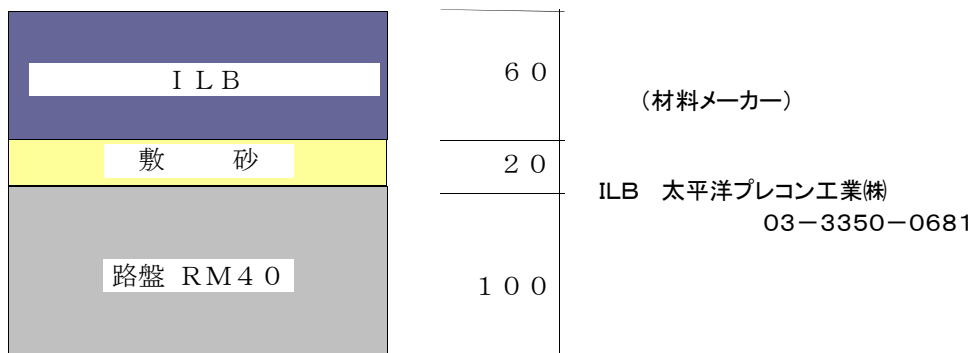


# 北栄 市道第1-68号線復旧図

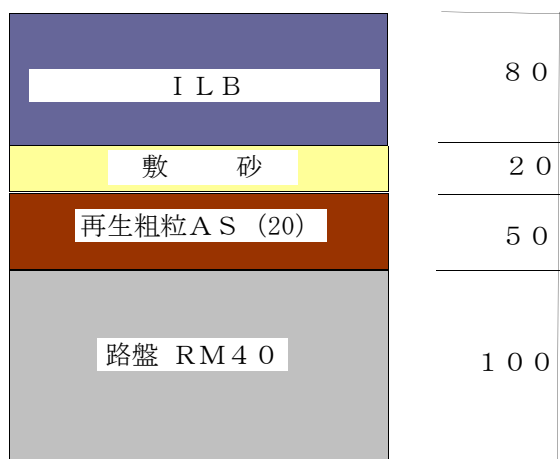
## ※準コミュニティ道路（京葉ガス協）

歩道（一般部）

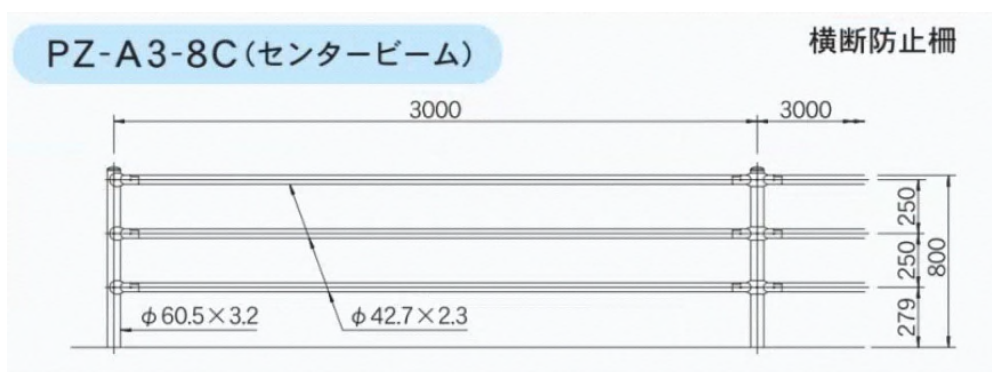
（単位 mm）



歩道（車乗り入れ部）



横断防止柵



（材料メーカー） 朝日スチール工業株  
087-833-5151



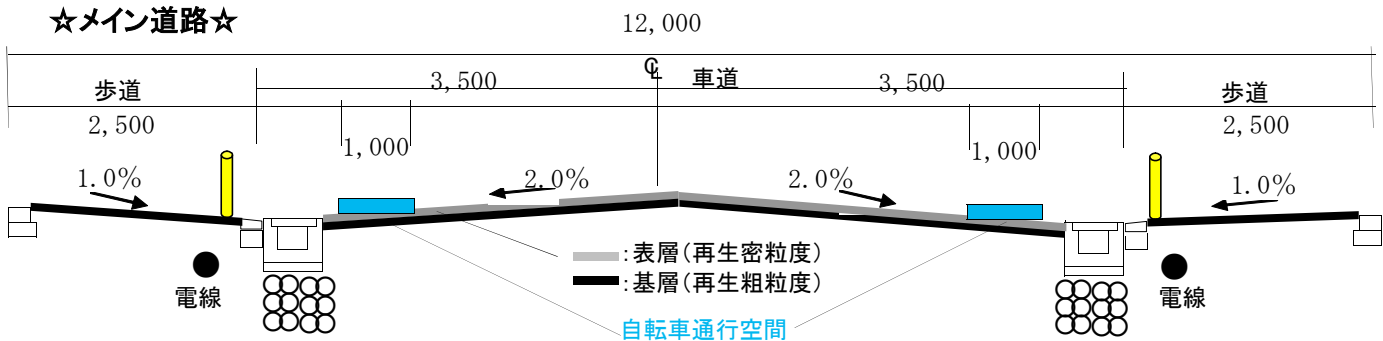
新中通り(A:やなぎ通り～みなと線) 復旧図

※令和5年10月2日開通

(単位 mm)

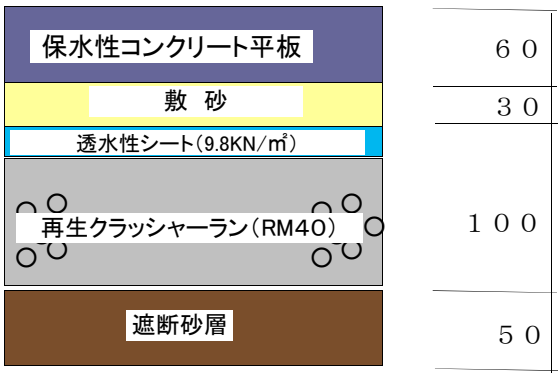
設計CBR:3%

第4種第4級

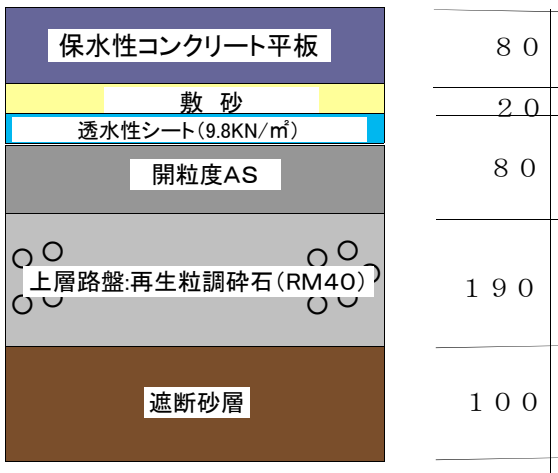


【歩道】

(一般歩道部)



(車乗入れ部)



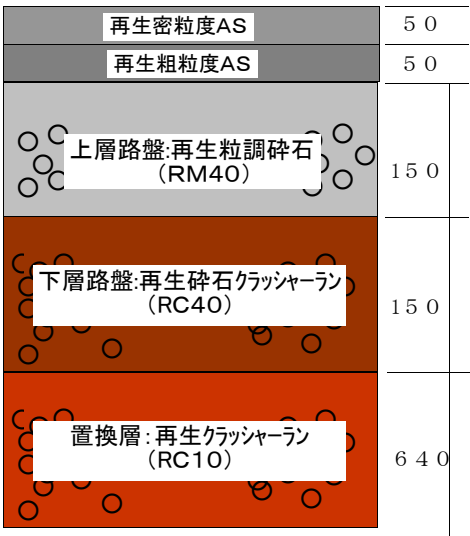
コンクリート平板 (材料メーカー)

日本興業(株)

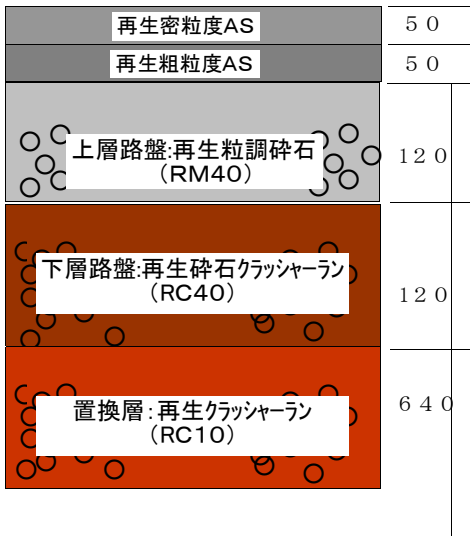
03-5444-7830

【車道】

(メイン車道)

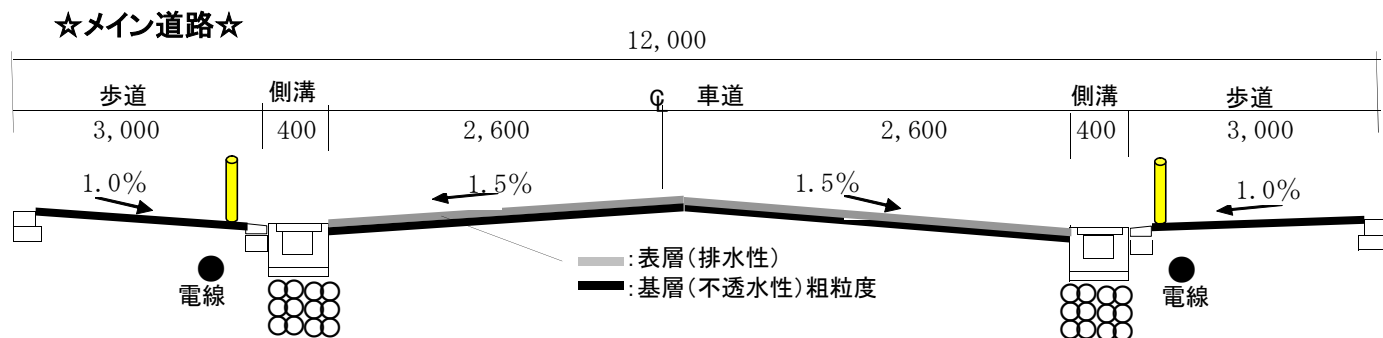


(区画道路(W=4.0m、4.5m、6.0m))



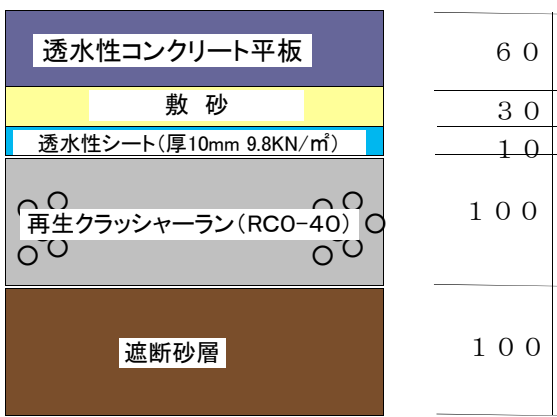
新中通り(B:みなと線～5番通り) 復旧図  
※平成25年12月15日開通

(単位 mm)  
設計CBR:3%  
第4種第4級

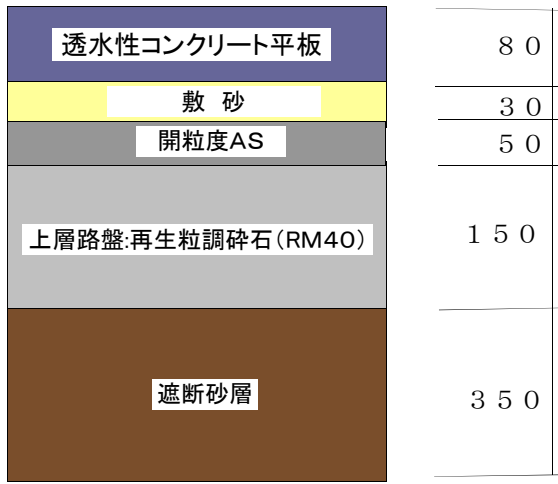


【歩 道】

(一般歩道部)



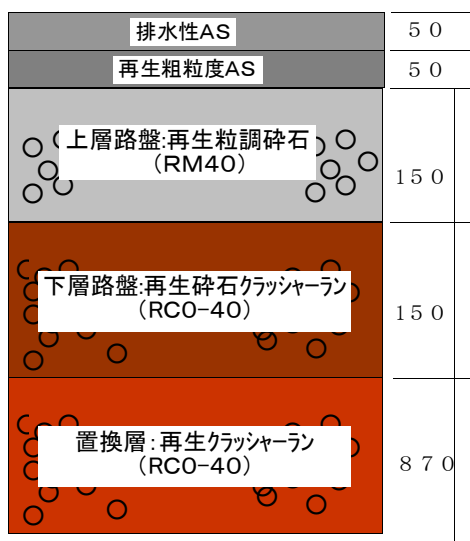
(車乗入れ部)



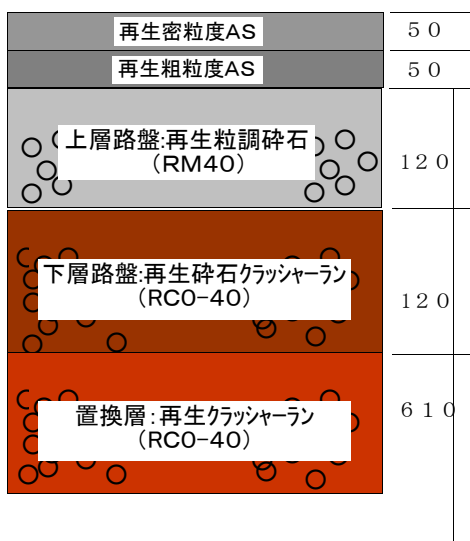
コンクリート平板 (材料メーカー)  
日本興業(株)  
03-5444-7830

【車 道】

(メイン車道)



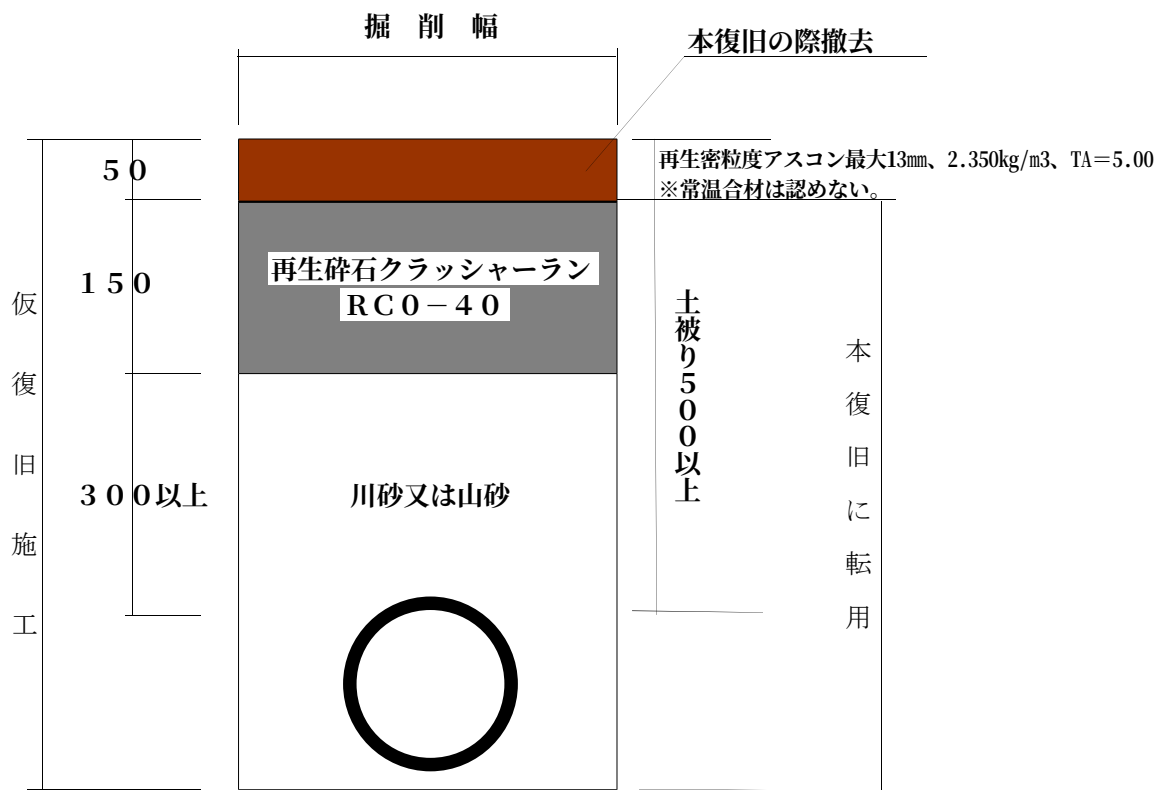
(区画道路(W=4.5m))



市道第2-33号線（みなと線猫実2丁目側）：復旧構造（歩道）

仮復旧構造

(単位 mm)

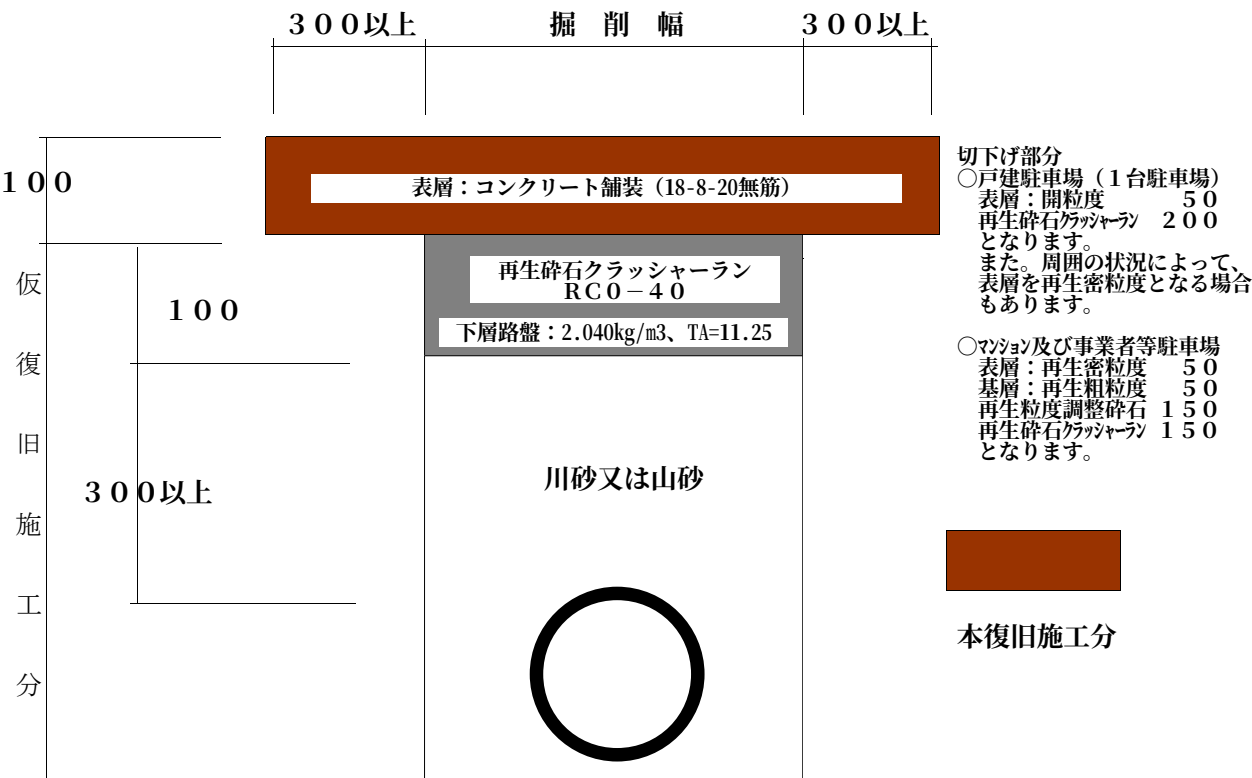


※ 土被り：隣接車道単部より500以上

※10m以上掘削する場合は通常の開粒度舗装、スポット掘削ならコンクリート舗装とする

本復旧構造

(※下水道工事の場合は路床は改良土とする)



# 2-90号線（郷土博物館前歩道）透水性コンクリート舗装復旧図

（単位 mm）

## （一般歩道部）

|                                                                                                |     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 透水性コンクリート舗装(パーミアコン:グレー)                                                                        | 50  |
|  既設路盤(RC0-40) | 100 |

（材料メーカー）  
株式会社佐藤渡邊  
Tel 043-265-8412

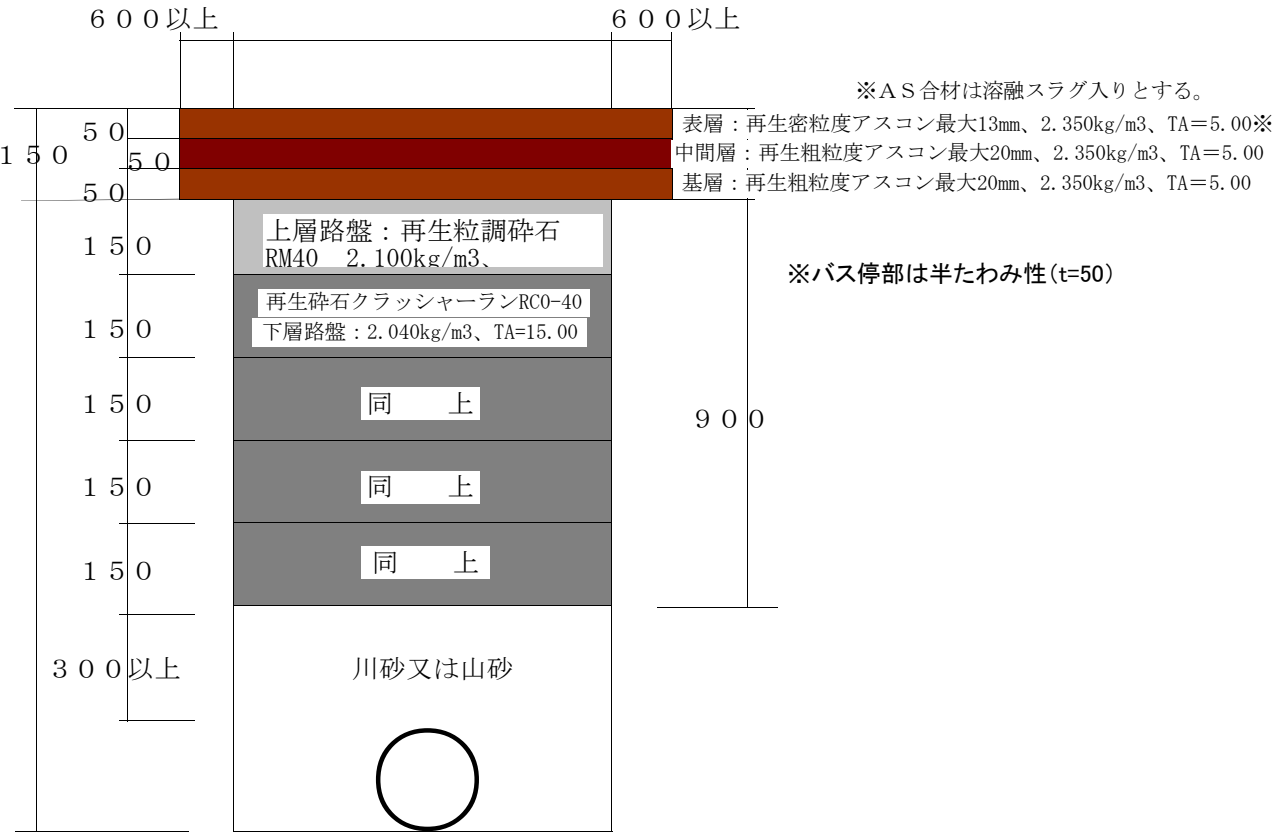
## （一般車両乗入れ部）

|                                                                                                  |     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 透水性コンクリート舗装(パーミアコン:グレー)                                                                          | 100 |
|  既設路盤(RC0-40) | 100 |

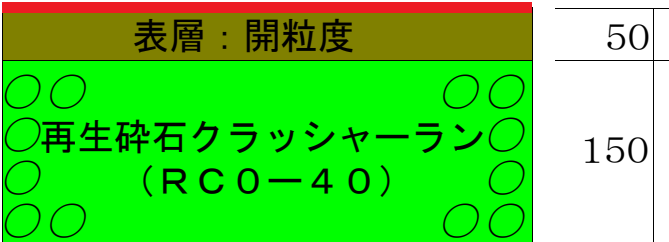
# 幹線4号（市役所前）復旧図

(単位 mm)  
令和元年7月供用

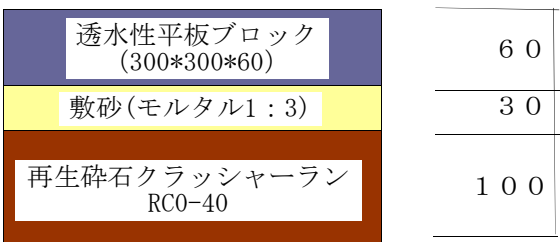
## 車道部



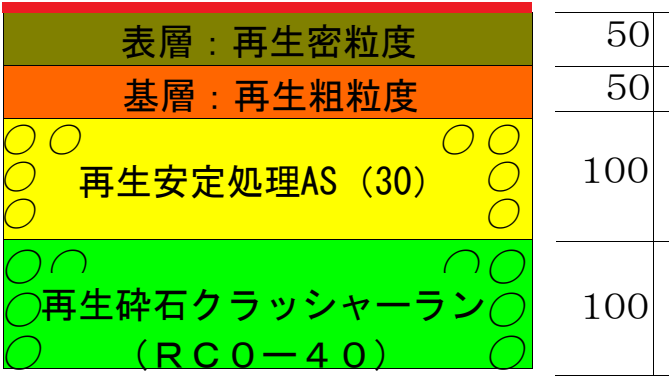
## 歩道（一般部）



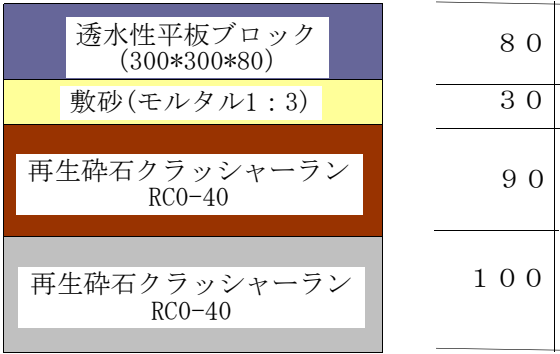
## 歩道（公園一般部）



## 歩道（車乗り入れ部）



## 歩道（公園車乗り入れ部）



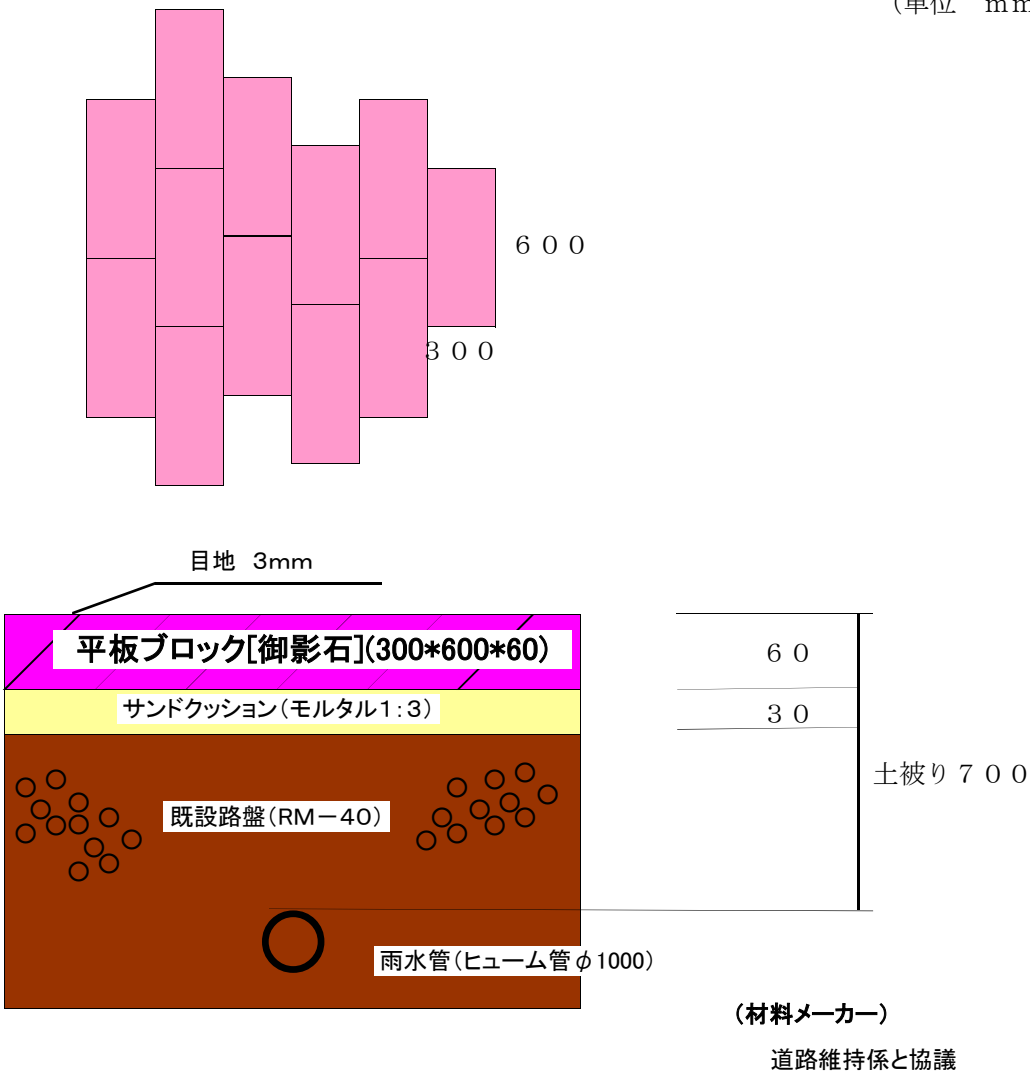
(材料メーカー)

※表層はストリートプリント(ステンシルポンド)  
トミナゴコーポレーション  
047-711-5145

透水性平板ブロック 日本興業(株)  
087-894-8130

1-42号線（ビッグウエスト脇）平板ブロック復旧図

(単位 mm)



# 新浦安駅北口歩道橋舗装 復旧図

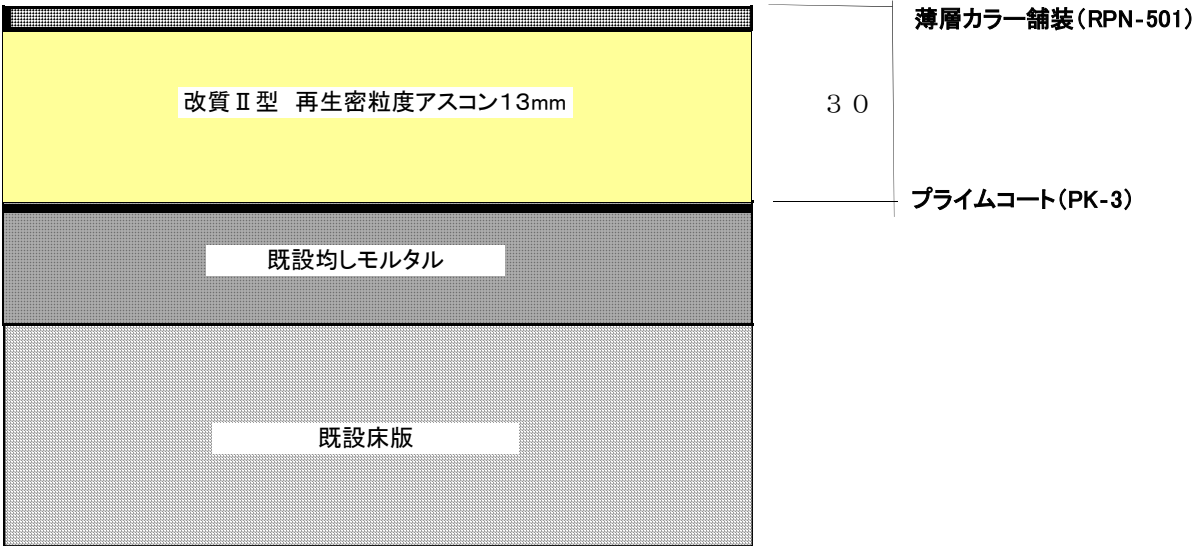
※令和 4 年施工

(単位 mm)

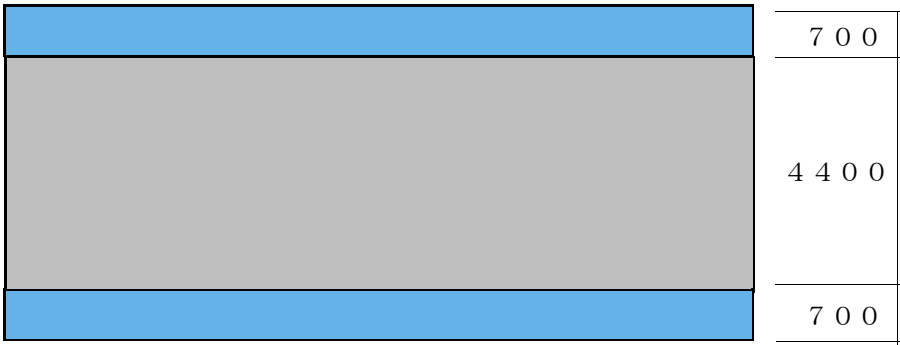
(トップコート材料メーカー)

神東塗料(株)  
☎047-450-3181

(断面図)



(平面図)



薄層カラー舗装

| 名 称          | 色素番号          |
|--------------|---------------|
| 青系 RPN-501   | K 6 5 - 6 0 A |
| グレー系 RPN-501 | K 2 2 - 6 0 D |



# 日の出・明海地区歩道舗装 復旧図 (カラー舗装・ILB舗装・玉砂利舗装)

(単位 mm)

## 氷方 針氷

○日の出・明海地区の歩道ILB舗装、玉砂利舗装箇所は順次、カラー舗装で復旧していく。

※但し、路線一帯ではない部分的な復旧の場合は現状復旧とする。

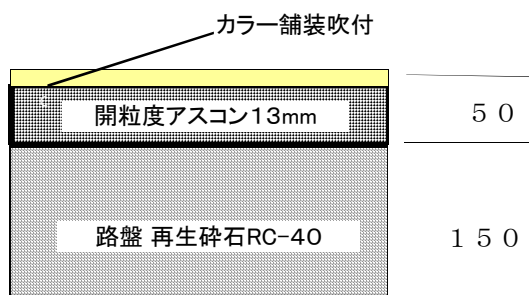
○カラー舗装はマンセル値:10YR9/3(日塗工色番号19-90F)のクリーム色を基本とする。

○カラー舗装は車両乗入れ部を除き、現状復旧とする。

※乗入れ部は再生密粒度2層or半たわみ(ホテルなど)

## (幹線9号、12号などのカラー舗装歩道部)

※回転広場含む



## (材料メーカー)

常盤工業株

☎03-3562-9286

「ポーラスカラー」(舗装面往復吹付塗装)

塗布量 8kg/m<sup>2</sup>

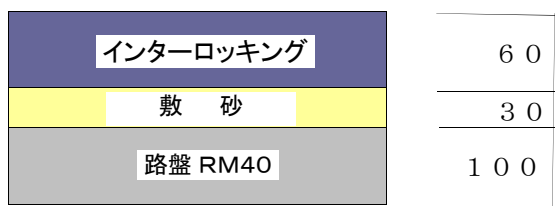
特注色塗装 ※クリーム色

ただし、マンセル値10YR9/3(日塗工色番号19-90F)とする。

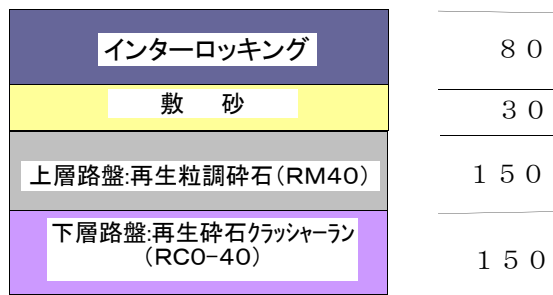
## (明海三井ガーデンホテル付近歩道部)

(材料メーカー)

### (一般部)



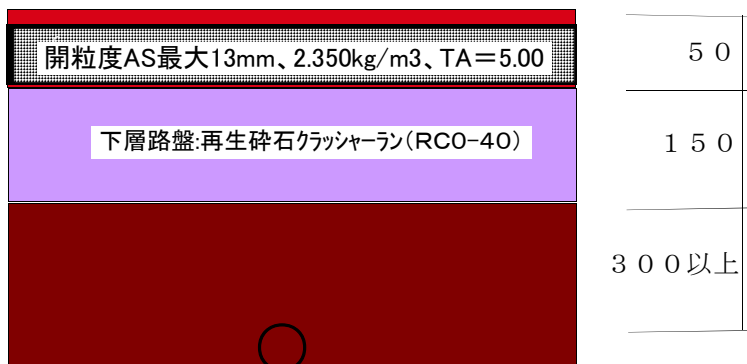
### (乗入れ部)



不明

## (明海望海の街郵便局付近歩道部)

※現状復旧の場合



※表層は開粒度ASに赤色カラーを塗布

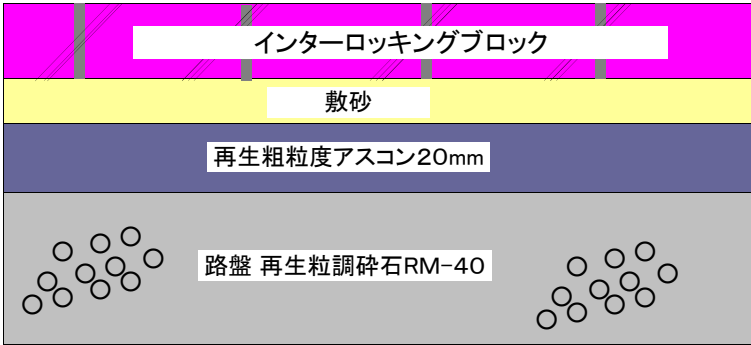
※乗入れ部は必要に応じ、再生密粒度とする

明海小付近 ブロック復旧図

(単位 mm)

(材料メーカー)  
不明

(歩道部)



|     |
|-----|
| 60  |
| 30  |
| 50  |
| 100 |

# 1-44号線（佃甚ビル脇）ブロック復旧図

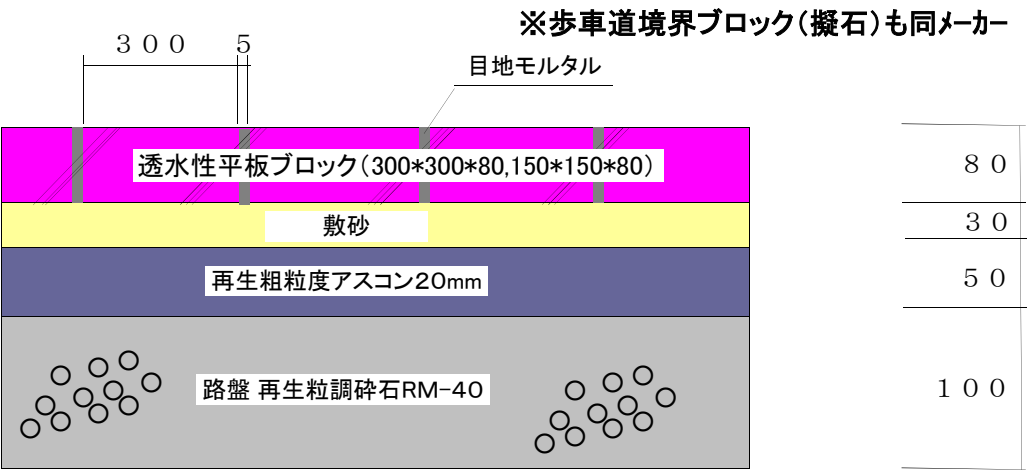
(単位 mm)

(材料メーカー)

東洋工業(株)

0297-64-6388

(歩道部)



※V型側溝蓋

(株)カイエーテクノ

043-233-9099

# 北栄地区ロードピア レンガ・ILBブロック復旧図

(単位 mm)

## 現 況

### 【横路線】平成4年度～施工

歩道（一般部・車乗入れ部）

|                   |     |
|-------------------|-----|
| レンガブロック (220*110) | 50  |
| 敷 砂               | 30  |
| 再生粗粒AS (20)       | 50  |
| 路盤 RM40           | 100 |

※車止めは北勢工業 043-265-8251

(材料メーカー)

レンガブロック 黒崎播磨(株)  
06-6441-9355

東洋工業(株)  
03-5615-7230

歩車道・植栽ブロック 東洋工業(株)  
03-5615-7230

### 車道ハンプ部 ※1-71号線のみAS R6施工

|                    |     |
|--------------------|-----|
| インターロッキング(235*115) | 80  |
| 敷 砂                | 20  |
| 再生粗粒AS(20)         | 50  |
| 路盤 RM40            | 150 |

### ※V型側溝蓋 (株)カイエーテクノ

043-233-9099

※特殊な街きよ 吉野理化 03-5296-2801

一部、交差点直近部は半たわみ性舗装(t=50)

一部、交差点部は”ロードアスファルト舗装”(青・黄)  
※(株)NIPPO 047-495-4600

一部、路肩部は”ストリートプリント舗装”(ヒューター灰)  
※トミガコーポレーション(株)関東支社 047-711-5145

### 【縦路線】平成15年度～17年度施工

1-48号線（西友脇ロードピア）ブロック復旧図

(材料メーカー)

1-53号線（ダイエー脇）ブロック

東洋工業(株)

1-55号線（洋服の青山脇）ブロック復旧図

03-5615-7230

|                   |     |
|-------------------|-----|
| レンガブロック (220*110) | 50  |
| 敷 砂               | 30  |
| 再生粗粒AS (20)       | 50  |
| 路盤 RM40           | 100 |

### ※歩車道境界ブロック(擬石)も同メーカー

## 改 修

※24条切下げ申請時や維持工事の場合。占用工事や一時施工は対象外。

|                   |       |
|-------------------|-------|
| レンガブロック (220*110) | 80    |
| 敷 砂               | 20    |
| 再生粗粒AS (20)       | 50    |
| 路盤 RC40           | 100   |
|                   | 300以上 |

(材料メーカー)

東洋工業(株)

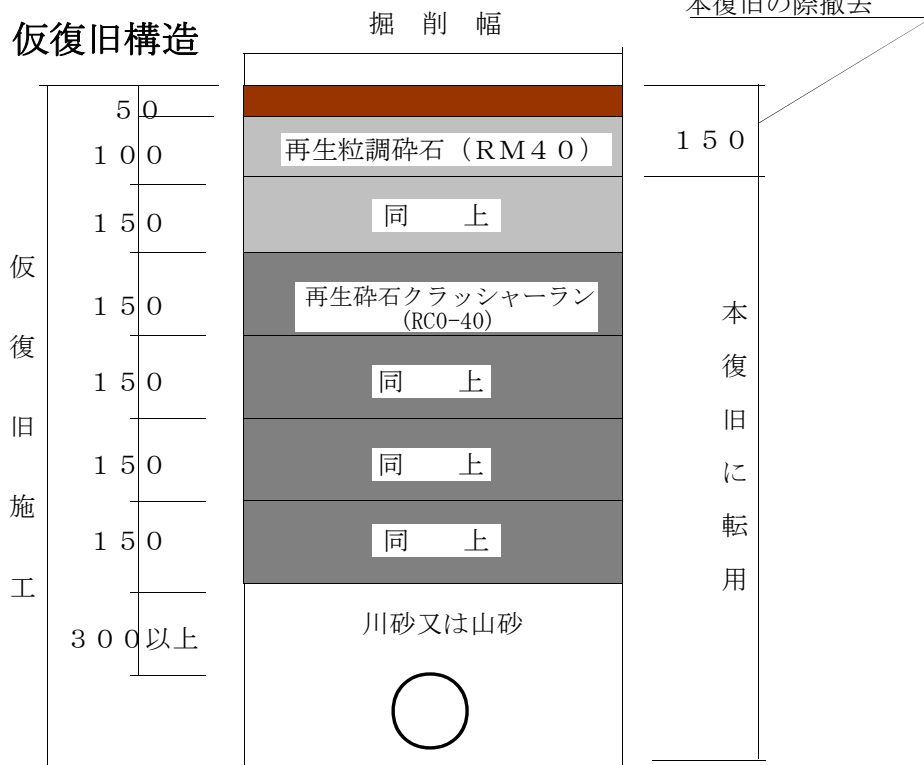
03-5615-7230

色は現地確認し、同等色(赤・黄・茶系)とすること

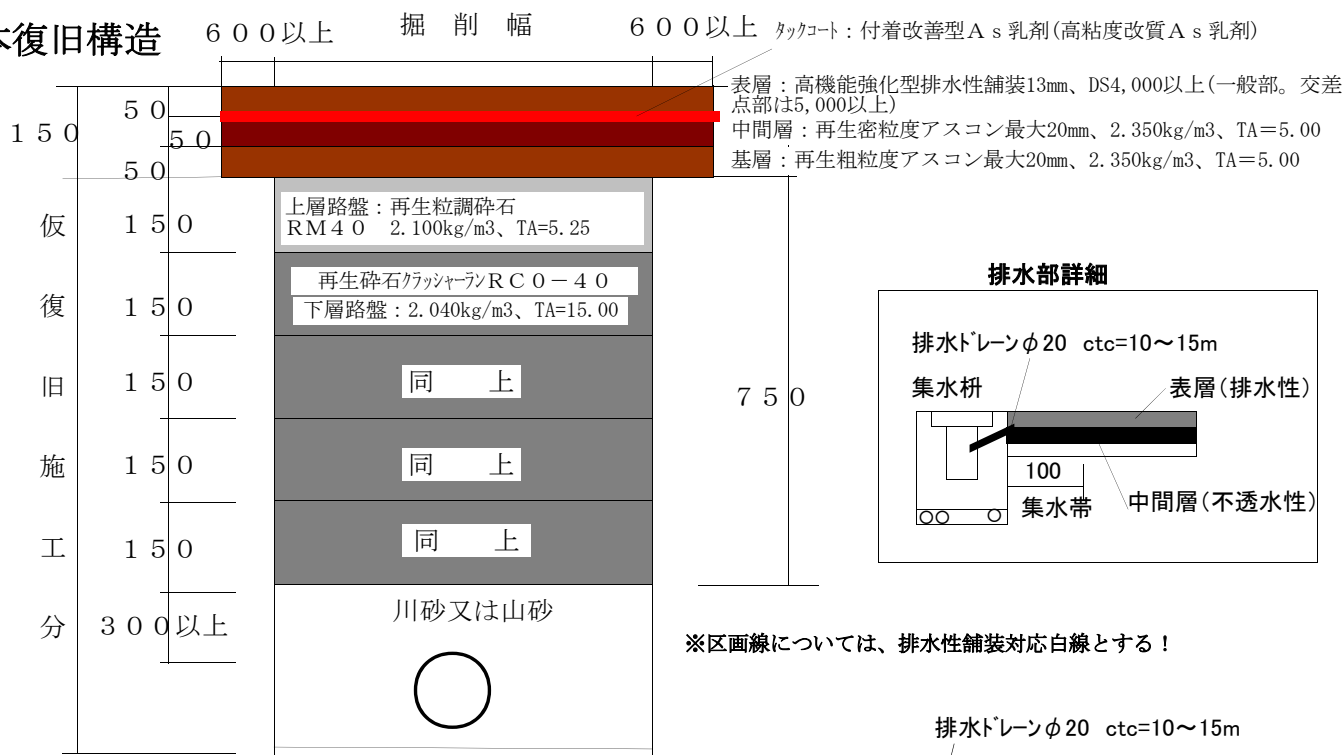
# 排水性舗装標準図 (C構造)

(単位 mm)

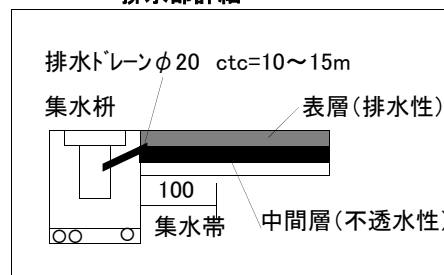
## 仮復旧構造



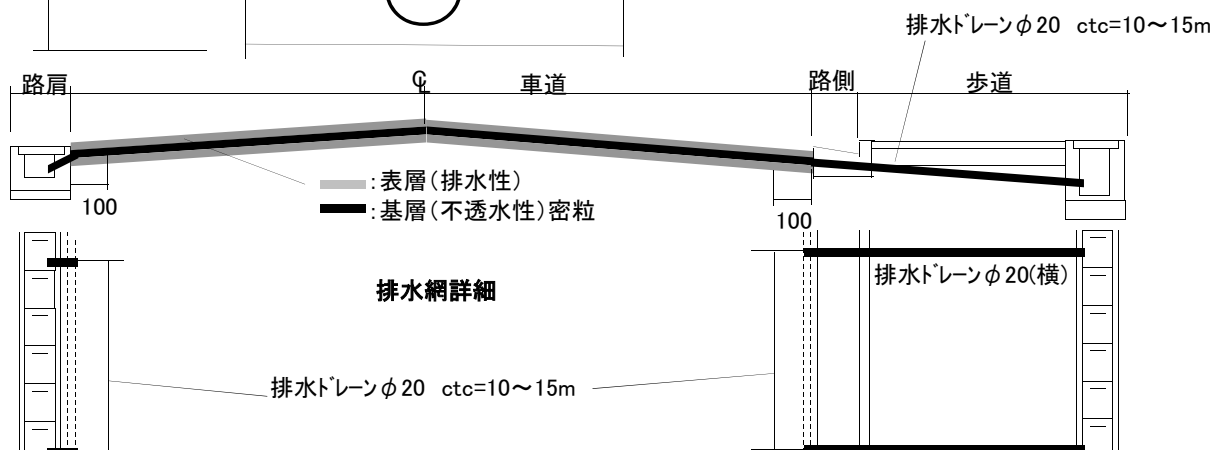
## 本復旧構造



### 排水部詳細



※区画線については、排水性舗装対応白線とする！



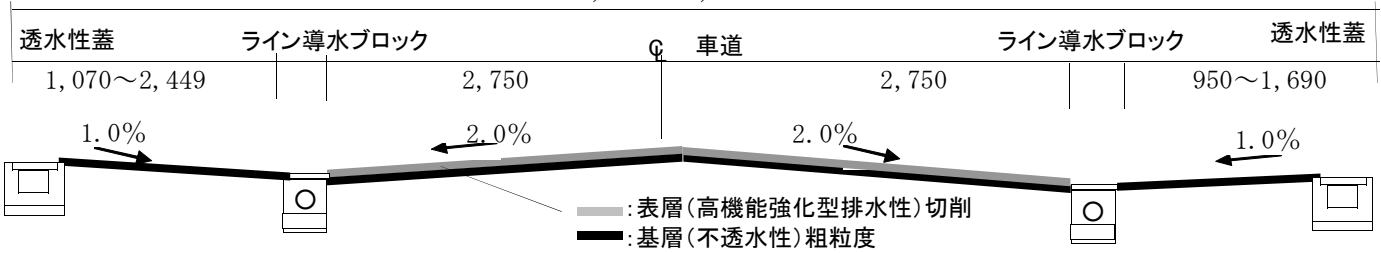
当代島（旧県道） 復旧図

(単位 mm)

平成22～29年度施工

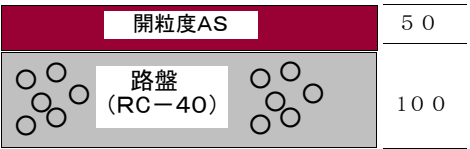
☆拌み勾配区間☆

7,980～12,160

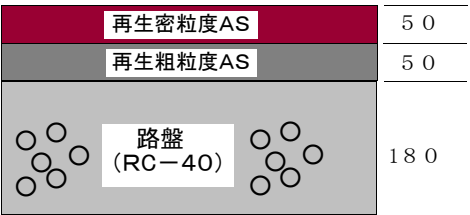


【歩 道】

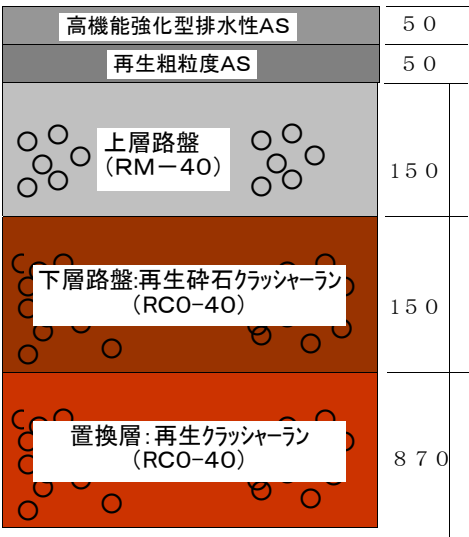
(一般歩道部)



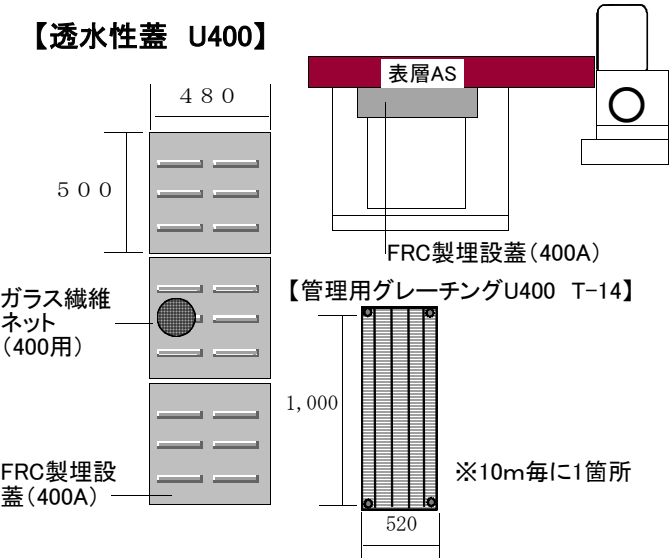
(乗入れ部)



【車 道】

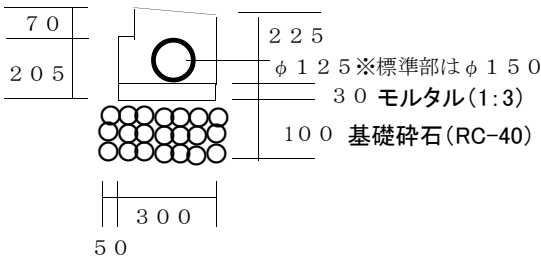


【透水性蓋 U400】



FRC製レインスルー (材料メーカー)  
インフラテック(株)東京支店  
03-6205-4282

【導水縁石(切下げ部)】



ライン導水ブロック (材料メーカー)  
(株)イトーヨーギョー  
03-5623-5132

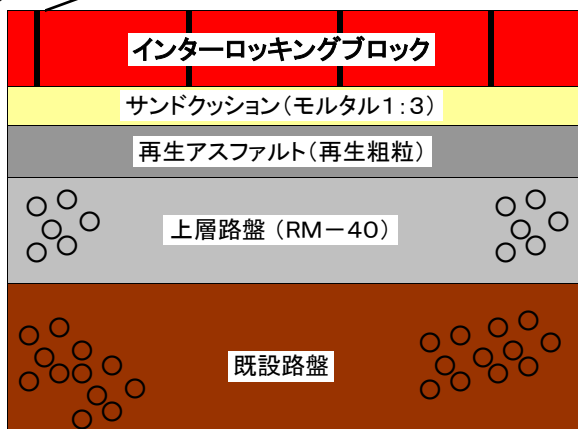
# レンガブロック、インターロッキング等復旧図

(単位 mm)

## 船坂緑道（歩道・車道）：インターロッキング断面図

☆排水機場側☆ 空地地(アスファルト) ☆車道は再生密粒度を表層として3層☆

☆歩道☆



|     |  |
|-----|--|
| 80  |  |
| 20  |  |
| 50  |  |
| 100 |  |
| 250 |  |

### ※平成18年施工の稲荷神社参道

透水性磁器質セラミック舗装材(ポーラスロード)で歩車道ともh=80mm採用。透水性ASベースh=50mm+クッション砂20mmとした。  
車道:薄灰色 歩道:赤系

(材料メーカー) 黒崎播磨(株)

042-321-7552

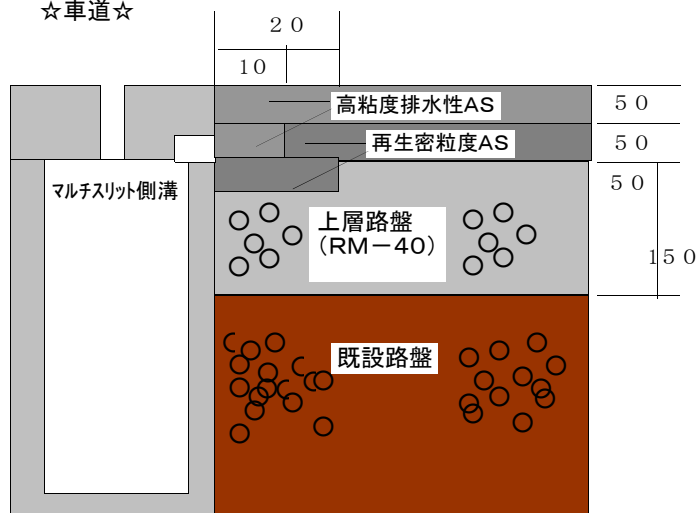
(材料メーカー)

アイエルビー(株)

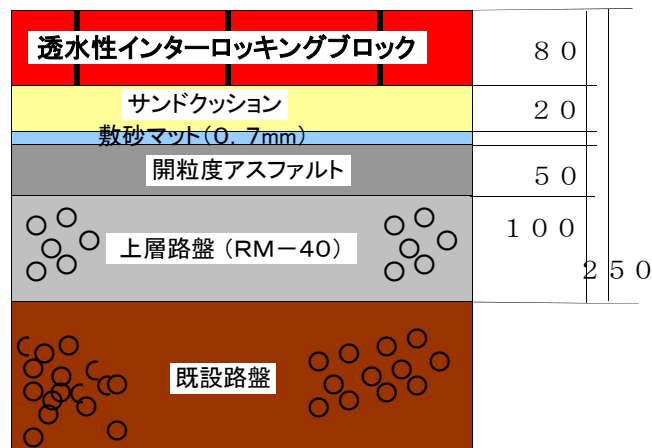
03-3815-1711

☆旧県道側☆

☆車道☆



☆歩道☆



(材料メーカー)

岩本建材工業(株)

03-3637-5495

## 東西線浦安駅前：透水性ブロック断面図

(材料メーカー)

※平成21年度～

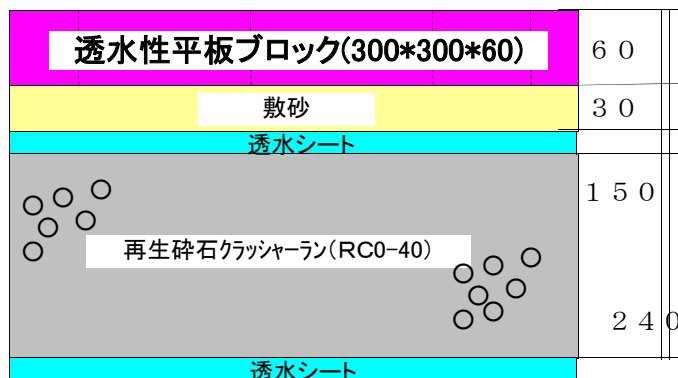
ランド資材(株)

製品名:タマパーム

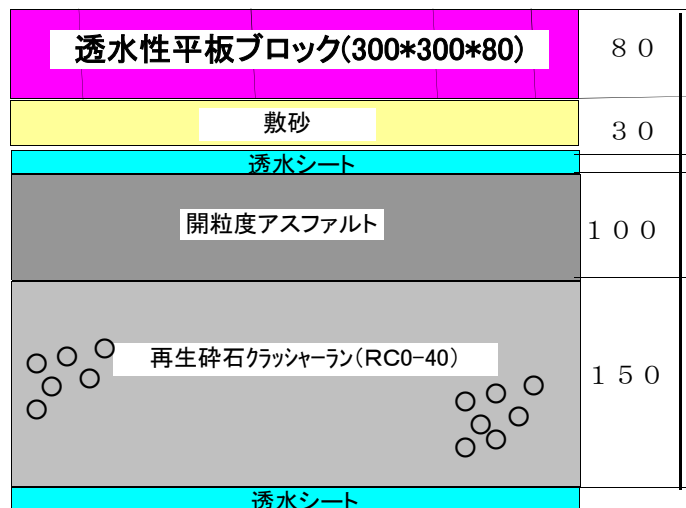
0436-20-6675

Gs-Series:G16110-

(一般部)

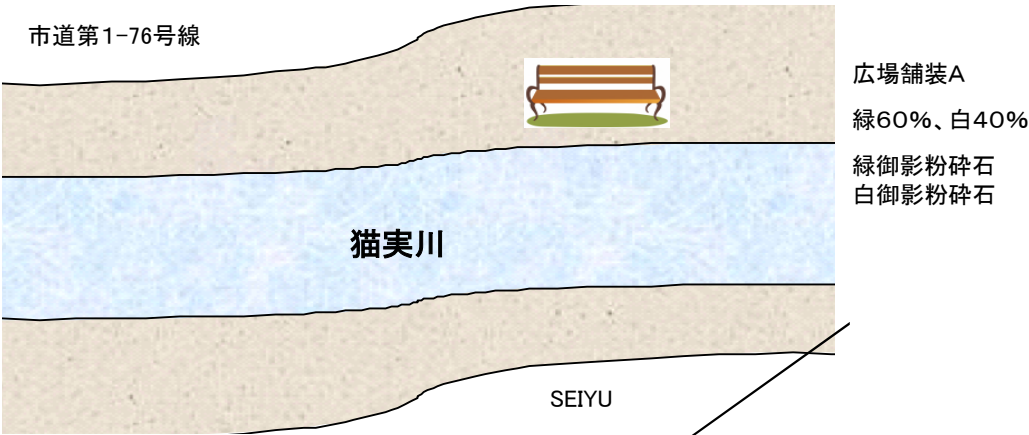


(乗入れ部)交番前・ディズニー通り入口





東西線浦安駅せせらぎ広場：特殊舗装断面図



|       |    |                       |     |                                   |
|-------|----|-----------------------|-----|-----------------------------------|
|       |    | コンクリート洗い出し・特殊骨材       | 30  |                                   |
|       |    | コンクリート(普通骨材)          | 60  |                                   |
| 〇〇 22 |    |                       |     | 240                               |
| カルバート | 護岸 | 再生砕石クラッシャーラン (RC0-40) | 150 | (材料メーカー)<br>東洋石材㈱<br>03-3874-3471 |

東西線浦安駅SEIYU前歩道：特殊舗装断面図

(単位 mm)

(ILB材料メーカー)

マチダコーポレーション(株)  
043-239-0193

(歩道部)

|           |     |
|-----------|-----|
| インターロッキング | 80  |
| 敷 砂       | 30  |
| 再生粗粒度AS   | 70  |
| 路盤 RC40   | 100 |

# 歩道切下げ等に伴う舗装復旧断面図

## 戸建駐車場(1台の出入り)

※周囲の状況により、表層を再生密粒度とする。

※切下げ部に占用物件が埋設されている場合は、防護措置を講じること。

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 表層：開粒度                   | 50  |
| 再生碎石クラッシャーラン<br>(RC0-40) | 200 |

## マンション及び事業者等 駐車場

※切下げ部に占用物件が埋設されている場合は、防護措置を講じること。

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 表層：再生密粒度                 | 50  |
| 基層：再生粗粒度                 | 50  |
| 再生粒度調整碎石<br>(RM40)       | 150 |
| 再生碎石クラッシャーラン<br>(RC0-40) | 150 |

D13 200ピッチ

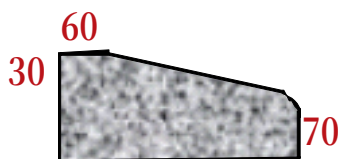
## 重交通部(ガソリンスタンド等)

※状況によって、半たわみ性舗装を含む4層仕上げも可能とする。

※切下げ部に占用物件が埋設されている場合は、防護措置を講じること。

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 生コンクリート<br>(18-8-20)     | 50  |
| 再生碎石クラッシャーラン<br>(RC0-40) | 200 |
| 同上                       | 150 |
| 同上                       | 150 |

※MD-B1型



205

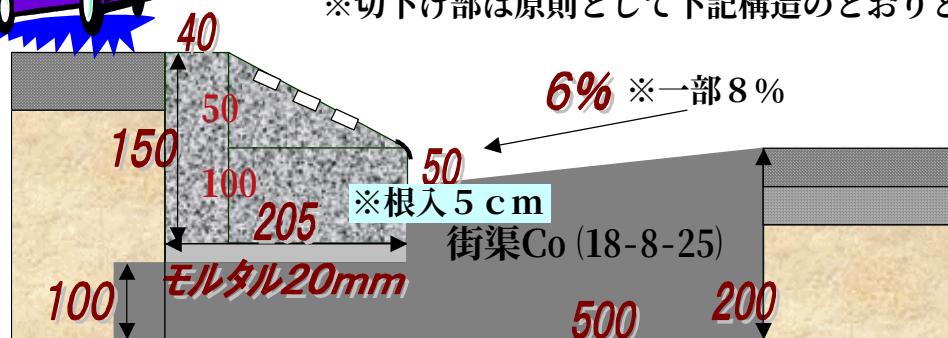
※マウンドアップ部



※1本斜とする。幹線道路ではL型一体(2mもの推奨)  
(国交省L型II型:MD-B1型orMD-B2型)

※横断歩道部はMD-B1型、すりつけはMT-B1型(尻上り)

※切下げ部は原則として下記構造のとおりとする。



※この下、碎石は10cm

※縦断方向については、施工部分を復旧範囲とする。

※横断方向については、歩道幅員のうち歩道際から2mの範囲内に掘削部分がある場合には、全幅復旧を原則とする。

# 点字ブロック復旧図

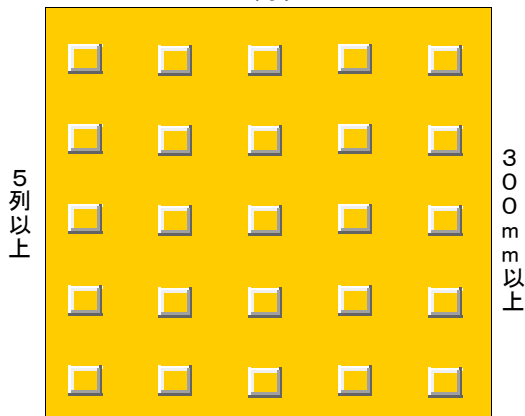
JIS「視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列」T9251

(単位 mm)

## コンクリートブロック

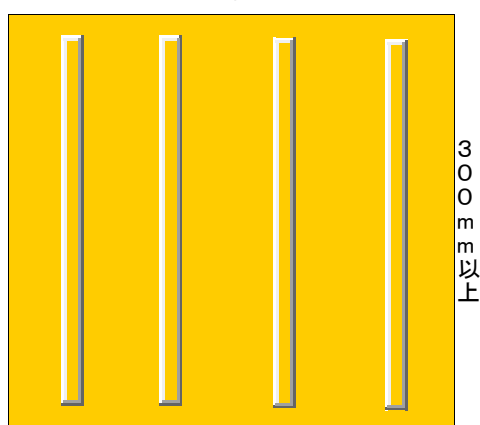
### 点状ブロック

5列以上

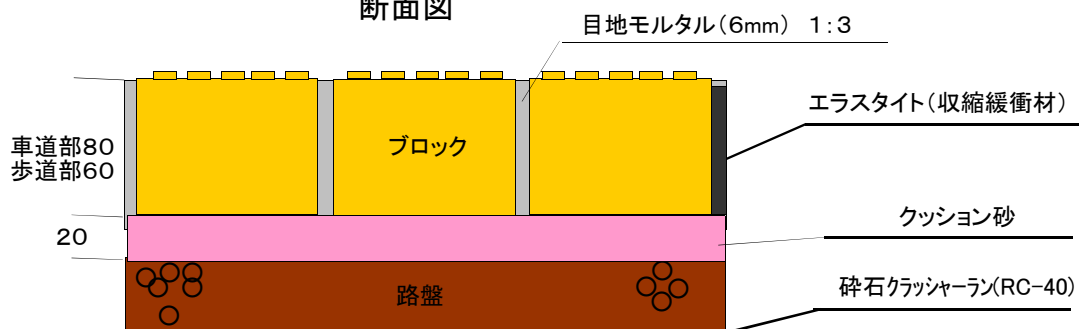


### 線状ブロック

4本以上



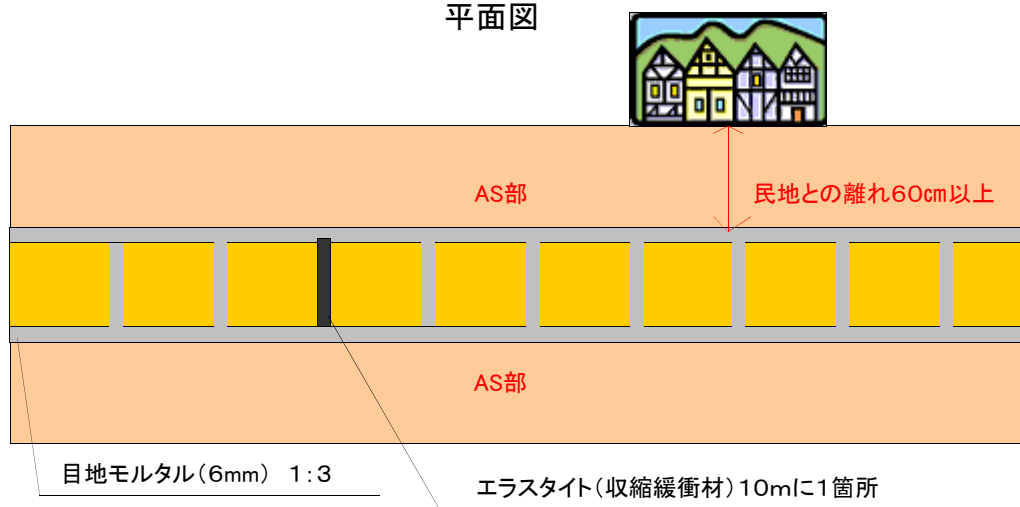
### 断面図



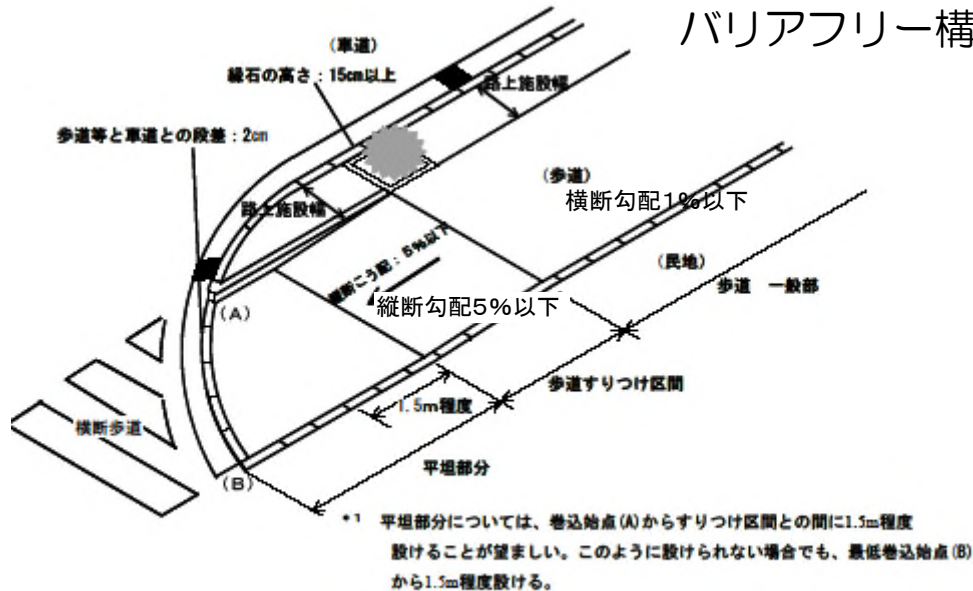
★出入口、ILB、コンクリート部など★

「点字樹脂プレート」(アイリード)  
大光ルート産業(株) Tel 03-5375-6031

### 平面図



## バリアフリー構造図



<マウントアップ型等における車両乗り入れ部の処理>

⑥乗り入れこう配10%以下採用及び特殊縁石による車両乗り入れ部のすりつけを行う場合

歩道の幅員（植樹帯、路上施設を含む）が乗り入れこう配 10%以下ですりつけたときに必要有効幅員＋（歩道高さ－特殊縁石の背面高さ）/10%以上確保できる場合には、乗り入れこう配 10%以下の車両乗り入れ部及び特殊縁石によるすりつけを行うこととする。

《基本形》

既設歩道の幅員が必要有効幅員＋（歩道高さ－特殊縁石の背面高さ）/10%以上である場合には、必要有効幅員として民地側に2.0m以上の平坦部分（横断勾配1%以下）を確保し、残りの幅員において乗り入れこう配10%以下のすりつけを行うとともに歩車道境界の縁石に特殊縁石を用いる。

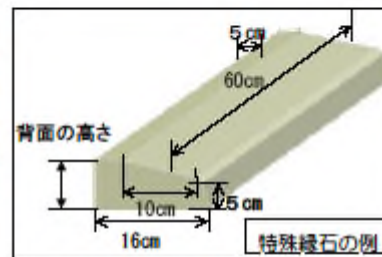
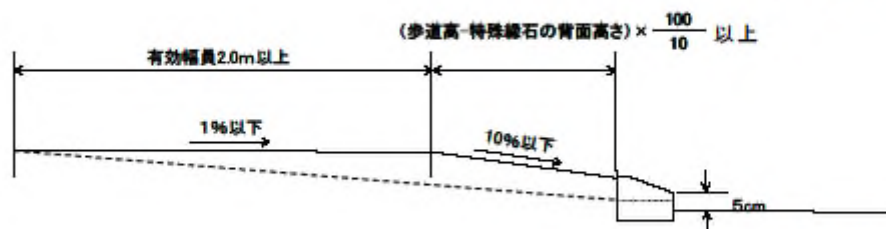
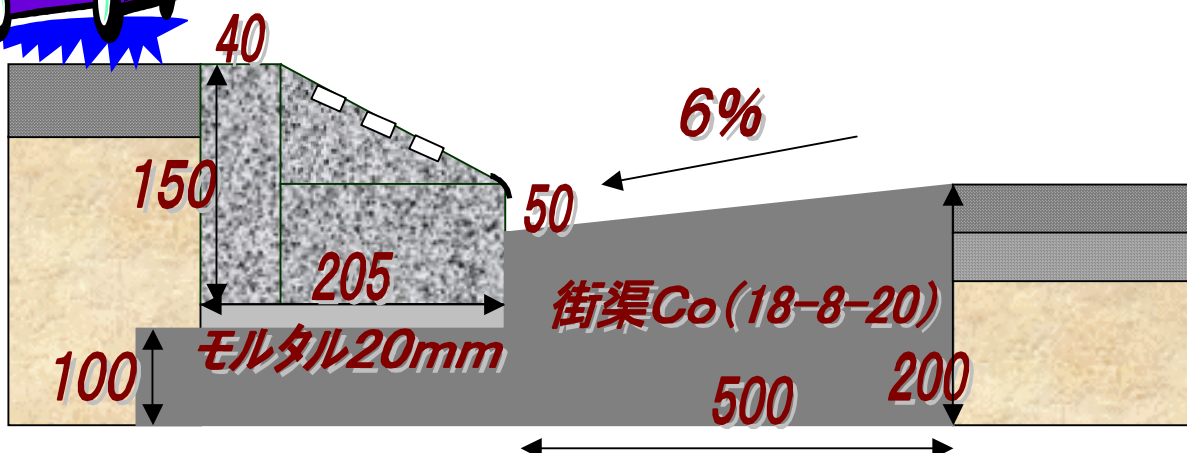


図 2-1-34 特殊縁石の例



## 特殊ブロックを用いた切り下げ図





# 【市街地液状化対策工事】

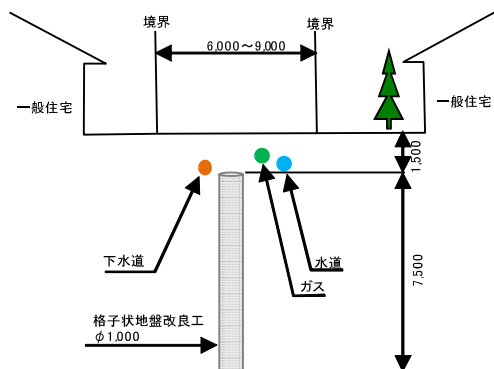
[施工箇所]:東野30・31(33宅地)

道路等と宅地の一体的な液状化対策（格子状地盤改良工法）

《対策目標》・浦安市で観測された東日本大震災の本震で顕著な液状化被害が発生しないこと  
・レベル2地震動（直下型地震による大きな地震動）において、地震後も対策対象地震動に対する、格子状改良体としての効果が保持されること（有効壁厚85 c m）

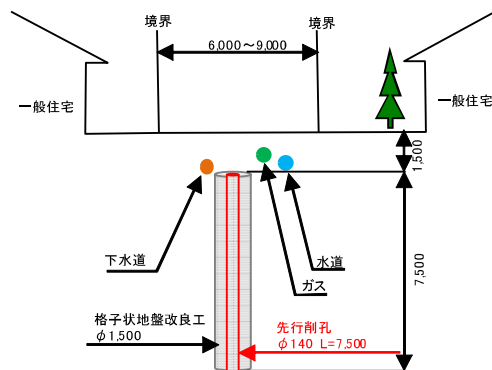
## ★道路部★

機械攪拌工法による断面図（円形φ1,000）



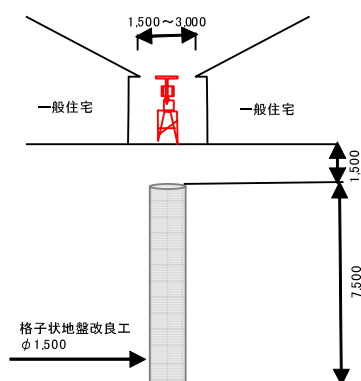
（単位 mm）

準小型高圧噴射攪拌工法による断面図（円形φ1,500）

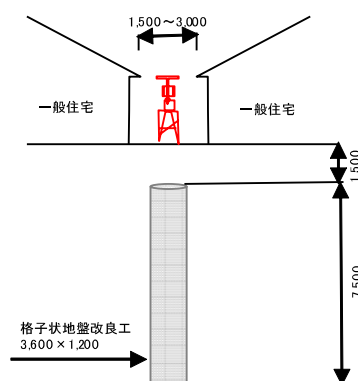


## ★宅地部★

小型高圧噴射攪拌工法（架台式）による断面図（円形φ1,500）



小型高圧噴射攪拌工法（架台式）による断面図（矩形3,600×1,200）



## 【イメージ図】



### 《留意事項》

- ・「浦安市市街地液状化対策事業に関する条例（平成27年4月1日施行）」第17条により、原則、改良体の除去や破壊等が禁止されている。
- ・埋設にあたり、改良体が支障となりその一部を撤去する場合に、改良体欠損部が2m×2mの方形より狭い場合（面積4m<sup>2</sup>以下、最大深度GL-2m以浅）、格子壁四辺のうち一辺のみ最大GL-2mまで改良天端が下がった場合、修復は不要。それ以上に欠損部が大きくなった場合、基本的には同等の改良体で間詰め（オープン掘削ならセメントミルクやモルタル、流動化処理土等※1500kN/m<sup>2</sup>以上）で処理すること。
- ・近接施工において、砂杭工法などは周辺の土が横方向に変位する可能性があるのを避けること。杭を施工する場合も、周辺地盤への影響が少ない工法を選択のこと。（離隔0.3m以上）

### 《施工業者》

株式会社 竹中土木

電話03-6810-6215

<https://www.takenaka-doboku.co.jp/>

前田建設工業株式会社

電話03-3222-0824

<https://www.maeda.co.jp/>

※平成28～31年度復興交付金による施工

# 舞浜三丁目車道交差点部タイル復旧図

※道路災害復旧工事後

(単位 mm)

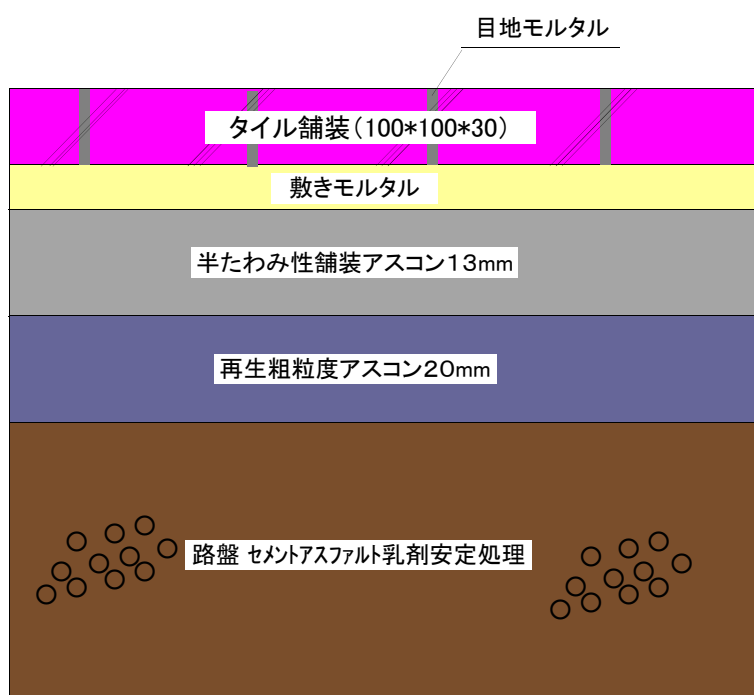
(材料メーカー)

(株)ニットー 東京office

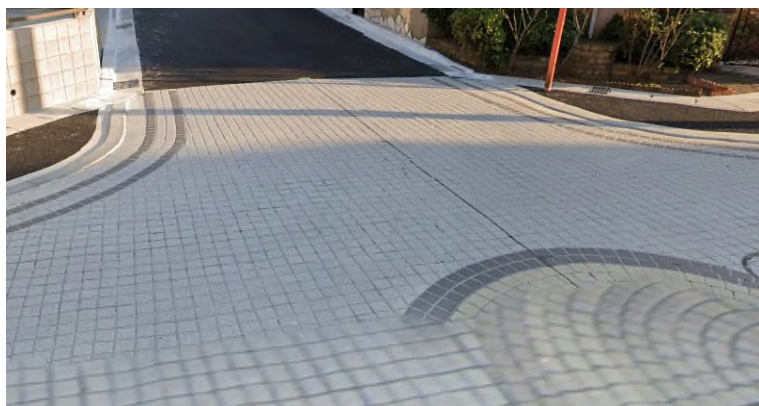
03-5228-6021

<https://nitto-web.jp>

(車道交差点部)



|     |
|-----|
| 30  |
| 20  |
| 50  |
| 50  |
| 200 |



(参考)

ニットー 円形シリーズ

KGS1010(ピシャン面)

※受注生産品

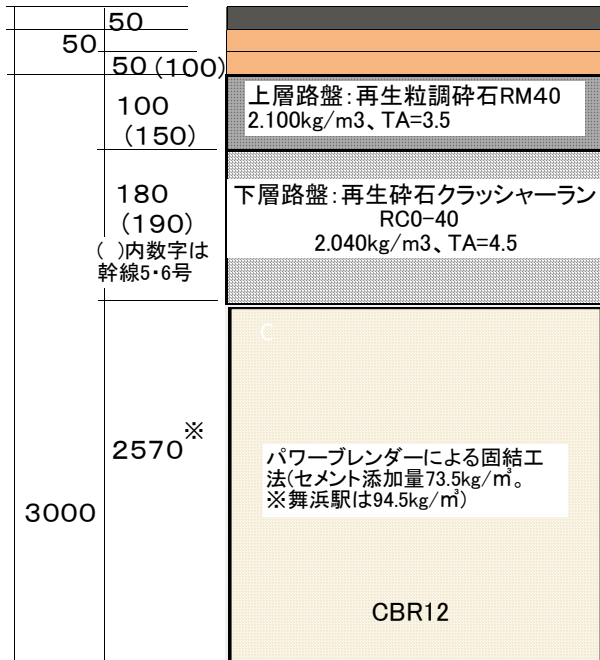
# 【液状化対策】 舗装断面図

※新浦安・舞浜駅前、シンボルロード、若潮通り(ホテル側・JR側)、幹線5号、6号、10号、11号

※平成24～28年度復興交付金・社会資本整備総合交付金による施工

(単位 mm)

## ★車道部★



※(表層)駅前広場、シンボルの一部交差点・一部流入部は半たわみ性  
※(表層)幹線5号は再生改質粗粒度As(改質Ⅱ型20mm)  
表層:再生密粒度アスコン最大13mm、2.350kg/m<sup>3</sup>、TA=5.00 ※一部半たわみ性  
中間層:再生粗粒度アスコン最大20mm、2.350kg/m<sup>3</sup>、TA=5.00  
基層:再生粗粒度アスコン最大20mm、2.350kg/m<sup>3</sup>、TA=5.00

★液状化対策として必要な改良強度100kN/m<sup>2</sup>

↓ ※設計上は73.5kg/m<sup>2</sup>  
パワーブレンダー最低セメント添加量70kg/m<sup>2</sup>

↓ バックホウを使った粉体50kg/m<sup>2</sup>※設計上は60kg/m<sup>2</sup>

配合試験からqu=35CBRの相関が得られ、CBR12となる (安全率0.3)

+ 実交通量からC交通(N6)となる

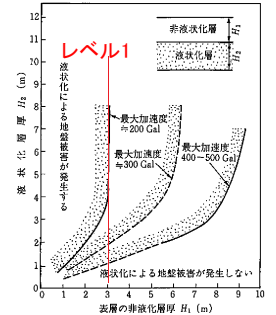
⇒舗装設計便覧より、ΣTAは23以上となる舗装厚を確保!

ΣTA=23.0 ≥ (CBR12+N6)TA23を満足!

[GL-3.0mの根拠]  
レベル1地震動に対して、道路の機能を確保することが求められている。石原理論より、レベル1地震動に対しては、GL-3.0mの改良深度が必要であることがわかる。

※交差点部など規制困難部については、CAE(高耐久セメントアスファルト乳剤安定処理路盤)で液状化抑制を図る。:前田道路・NIPPO等

(参考)施工メーカー  
「パワーブレンダー」  
加藤建設  
043-226-1855



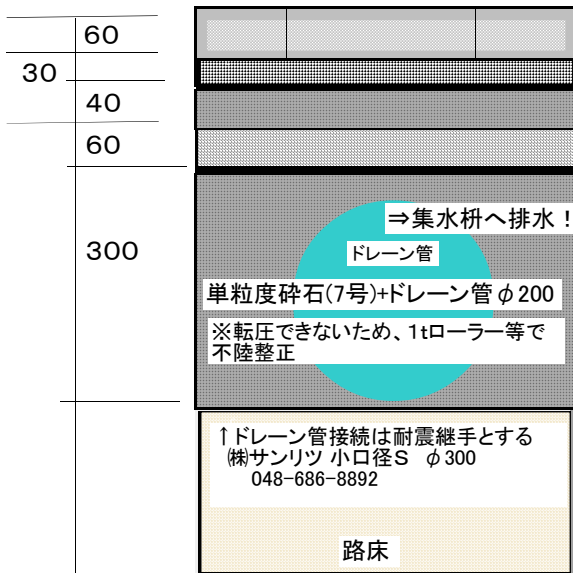
※パワーブレンダーが施工できない場合、バックホウ等による撈拌とし、占用物離隔は横断方向1.0m、垂直方向0.3mとする。占用物がある場合、現況地盤CBR6、置換材CBR20とし、土被り・離隔考慮し、バックホウでh=530

※※米国コンクリート協会(ACI)229委員会報告では、人力掘削で300kN/m<sup>2</sup>以下、バックホウは700～1400kN/m<sup>2</sup>以下で掘削できるとしている

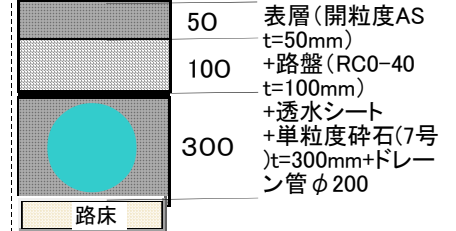
## ★歩道部★

[シンボルロード、若潮通り(ホテル側・JR側)]・11号

[幹線5号・6号・10号]



透水性平板(300\*600 ※舞浜駅は300\*300) ◆一部レンガ  
敷砂+透水シート ※一部モルタル  
開粒度AS ※一部再生密粒度AS  
再生砕石クラッシャーラン(RC0-40)+透水シート

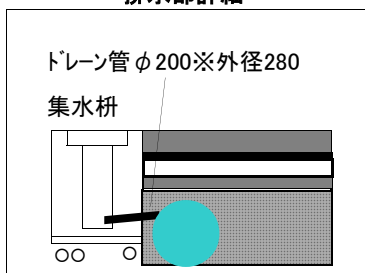


[各層の根拠]

| 材料                   | 厚さ  | 根拠                                                                                                                                                           |
|----------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 透水性平板ブロック            | 60  | ・バリアフリー、景観を考慮し透水性の舗装材を選定<br>・がたつき防止のために600×300の平板ブロックを選定(舞浜駅前は曲線が多いため300×300)                                                                                |
| 敷砂                   | 30  | ・平板ブロックのクッション砂(平坦性維持、荷重を分散して路盤に伝える)                                                                                                                          |
| 透水シート(流失防止シート)       | -   | ・路面排水による敷砂の流失防止を目的に敷設する                                                                                                                                      |
| 開粒度アスファルト            | 40  | ・通常時の路面排水を路盤下に流下させるほか、単粒度砕石では締固めができず、将来的に平板ブロックの不陸が生じてしまうことが想定されるため、標準部舗装構成の再生クラッシャーランt=100のうちt=40を開粒度アスファルトに置き換えることとする。(路盤のAs t=40での打ち換え関東地整は東京国道事務所にて実績あり) |
| 再生砕石クラッシャーラン(RC0-40) | 60  | ・標準部舗装構成の再生クラッシャーランt=100のうちt=40を開粒度アスファルトに置き換えたため、残りt=60を砕石とし、荷重分散を図る。                                                                                       |
| 透水シート(吸出し防止)         | -   | ・再生クラッシャーラン細粒分の流出防止<br>・液状化発災時の泥水及び泥・砂の吸出し防止                                                                                                                 |
| 単粒度砕石7号              | 300 | ・液状化により生じた過剰間隙水圧を速やかに解消するため、透水性が高く、目詰まりが生じにくい単粒度(7号)を採用。地下埋設物深さ最低700mm-舗装厚さ190mm-埋設管離隔200mm≒300mm                                                            |
| ドレーン管φ200            | -   | ・7号砕石から集水枡へ泥水をスムーズに導水することを目的に、目詰まりしない材料とする。                                                                                                                  |

排水部詳細

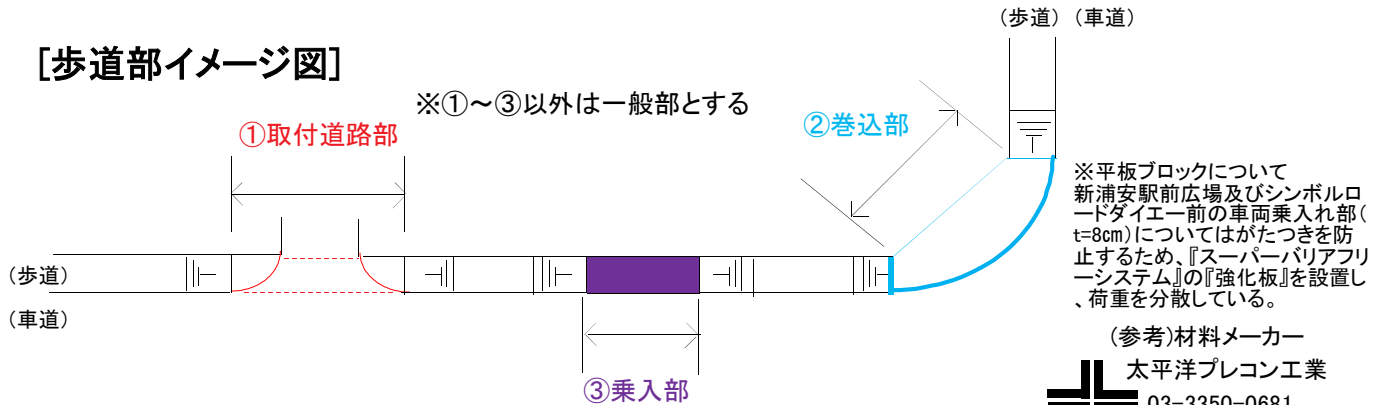
(参考)材料メーカー  
「透水性平板BL」  
太平洋プレコン工業  
03-3350-0681  
(株)イワタ  
03-5765-5096  
「ポラコン」  
マテラス青梅工業  
03-5337-0960



## ★液状化対策路線の歩道部における舗装断面構成★

(単位 mm)

## [歩道部イメージ図]



## [歩道一般部]

## [AS部]

|                                                |          |     |     |                                                                                             |
|------------------------------------------------|----------|-----|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 透水シート※<br>※ナイロン・ポリエステル系、2.94kN/cm <sup>3</sup> | AS(開粒度)  | 50  | 450 | 表層(開粒度AS<br>t=50mm)<br>+路盤(RC0-40<br>t=100mm)<br>+透水シート※<br>+単粒度碎石(7号)<br>t=300mm+ドレーン管φ200 |
|                                                | RC(再生碎石) | 100 |     |                                                                                             |
|                                                | ドレーン管    | 300 |     |                                                                                             |
|                                                | 単粒度碎石    | 300 |     |                                                                                             |
|                                                | 路床       |     |     |                                                                                             |

## [平板ブロック部]

|          |          |     |     |  |
|----------|----------|-----|-----|--|
|          | 平板ブロック   | 60  | 490 |  |
|          | 敷砂       | 30  |     |  |
| 流出防止シート→ | AS(開粒度)  | 40  |     |  |
| 吸出防止シート→ | RC(再生碎石) | 60  |     |  |
|          | ドレーン管    | 300 |     |  |
|          | 単粒度碎石    | 300 |     |  |
|          | 路床       |     |     |  |

## ①取付道路部

幹線道路(歩道部)の液状化対策の連続性を確保するため、取付道路部においては原則として路床部(t=1,000mm)に対して、改良土置換を実施する。

|                         |         |       |                                                                           |
|-------------------------|---------|-------|---------------------------------------------------------------------------|
| 既設舗装構成                  | A       | 1,000 | ※改良土置換について・・・<br>改良土の目標一軸圧縮強度は100kN/m <sup>2</sup> 以上とし、設計CBR12を満たすものとする。 |
| 改良土置換                   | A+1,000 |       |                                                                           |
| 100kN/m <sup>2</sup> 以上 |         |       |                                                                           |
| 路床                      |         |       |                                                                           |

## ②巻込部

緊急車両や管理車両の一時的な乗り入れを考慮し、原則として路床部(t=1,000mm)に対して、改良土置換を実施する。

|                         |       |       |  |
|-------------------------|-------|-------|--|
| AS(開粒度)                 | 50    | 1,150 |  |
| RC(再生碎石)                | 100   |       |  |
| 改良土置換                   | 1,000 |       |  |
| 100kN/m <sup>2</sup> 以上 |       |       |  |
| 路床                      |       |       |  |

## ③乗入部

車両乗入部について、単粒度碎石置換の実施が困難であることと、既設の舗装構成が一般部と比べ強固であることから、液状化対策を実施しない。

## ★規制困難部交差点★(減災)

【社会資本整備総合交付金で施工】

※エミオン、KSデンキ交差点等

|       |  |                            |
|-------|--|----------------------------|
| 50    |  | 上層路盤:アスファルト安定処理<br>※CAE    |
| 50    |  |                            |
| 50    |  |                            |
| 0~300 |  | 下層路盤:セメント・アスファルト乳剤<br>安定処理 |
| 150   |  |                            |

表層:再生改質Ⅱ型密粒度アスコン最大13mm(スラグ入り)  
中間層:再生改質Ⅱ型粗粒度アスコン最大20mm(スラグ入り)  
基層:再生粗粒度アスコン最大20mm、2.350kg/m<sup>3</sup>、TA=5.00

(参考)施工メーカー  
「マイルドベース」  
前田道路  
03-5487-0011

※「CAE」(中央混合方式高耐久路盤材)※NETIS登録

一軸圧縮強さ:150kN/m<sup>2</sup>~290kN/m<sup>2</sup>  
経済性:通常の路盤施工厚の1/2~1/3  
等値換算係数:0.65(粒調碎石は0.35)



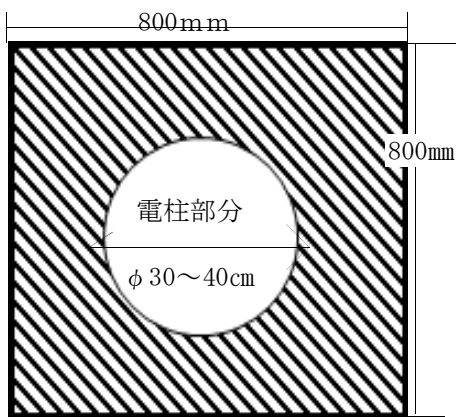
# 電柱・電話柱復旧図

(単位 mm)

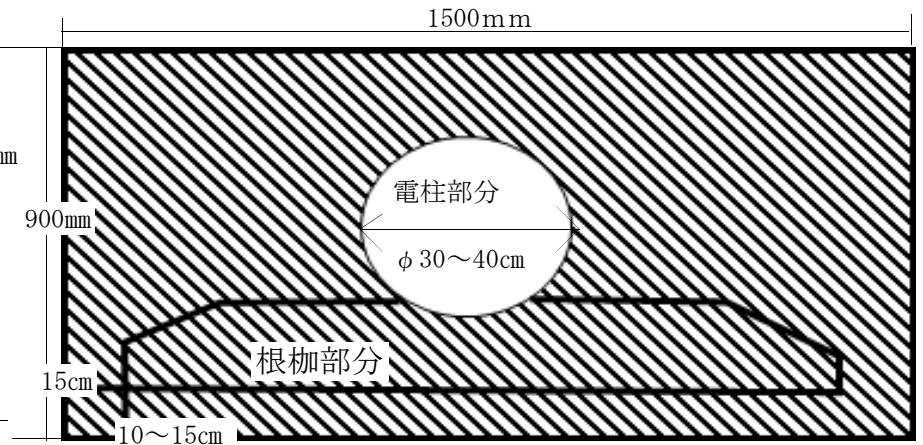
## 電 柱

### 【建柱時】

・根柵のない場合

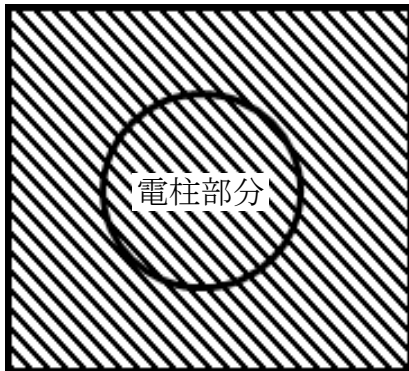


・根柵のある場合

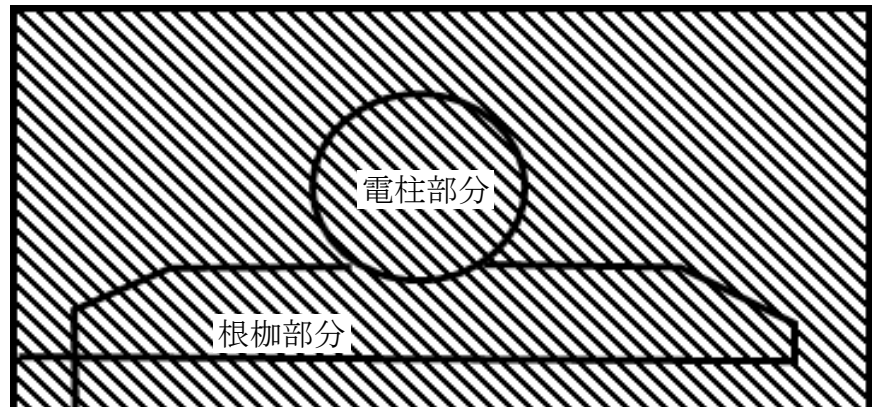


### 【抜柱時】 ※範囲は同上

・根柵のない場合



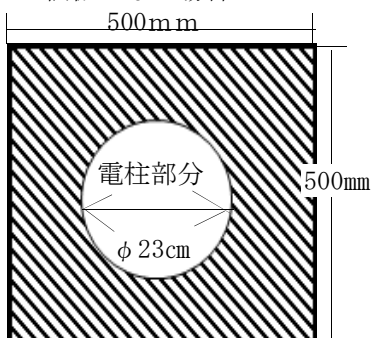
・根柵のある場合



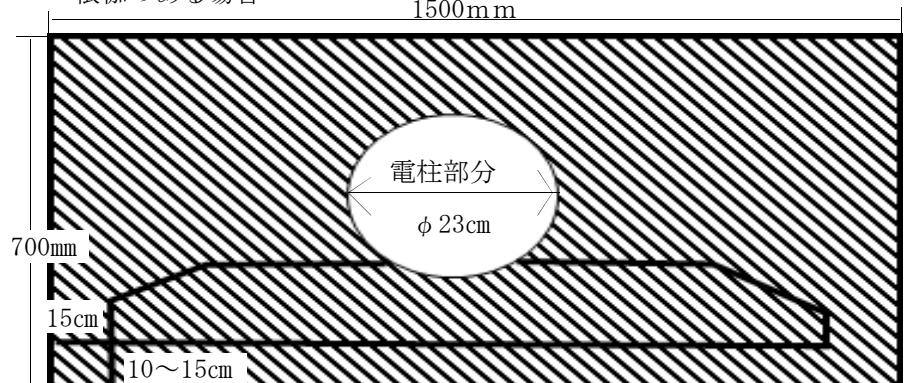
## 電話柱

### 【建柱時】

・根柵のない場合

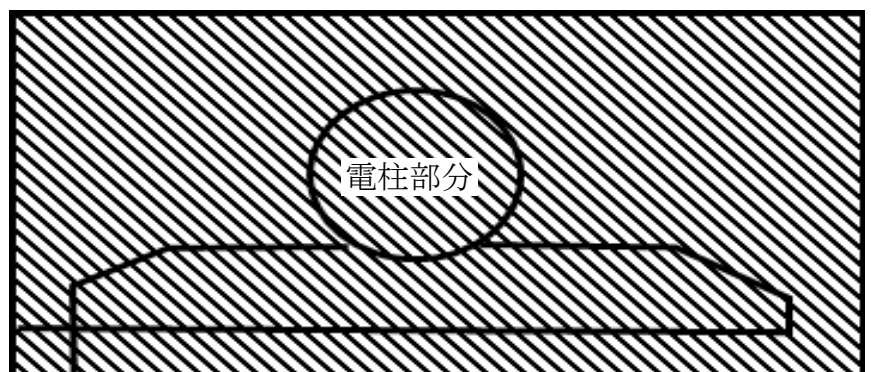
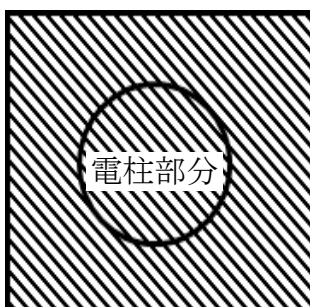


・根柵のある場合



### 【抜柱時】 ※範囲は同上

・根柵のない場合



# 新浦安駅南側デッキ舗装 復旧図

※令和 5 年施工

(単位 mm)

(防滑エメーカー)

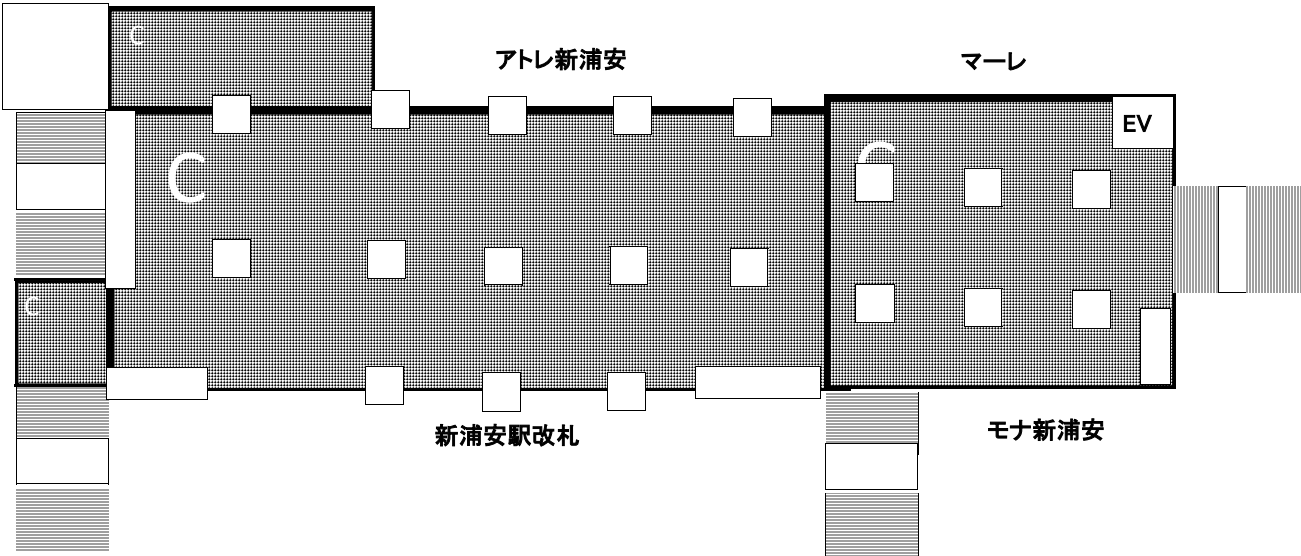
(株)アルテック

☎044-948-6286

(断面図)



(平面図)



# 日の出二丁目（碧浜） 諫早石 復旧図

(単位 mm)

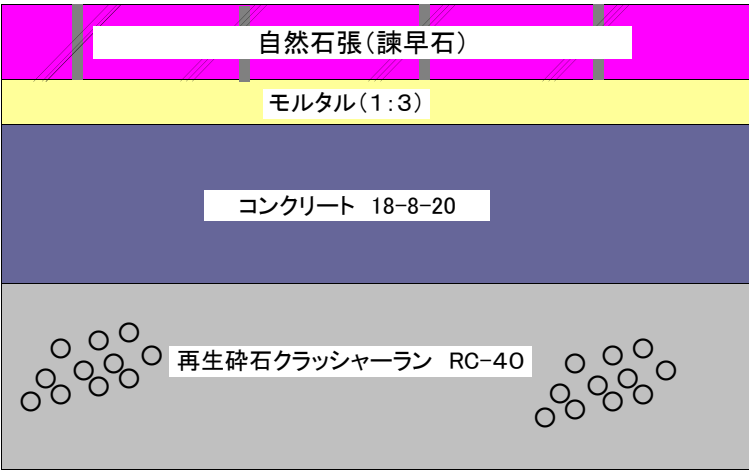
※交差点部は全面自然石（諫早石）舗装とする

(材料メーカー)

栄健産業株式会社

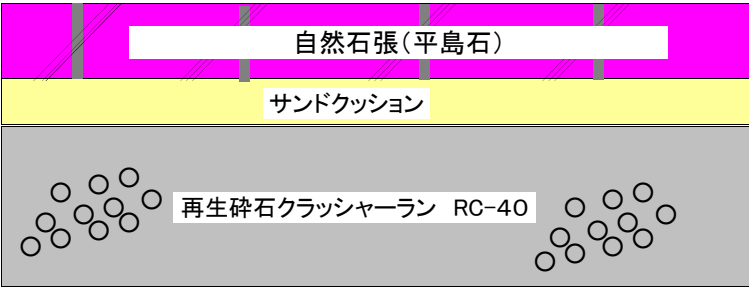
TEL 095-862-7130

## (路肩部)



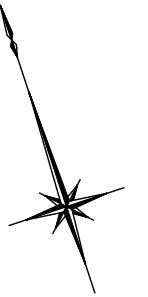
|       |
|-------|
| 6 0   |
| 4 0   |
| 1 5 0 |
| 1 5 0 |

## (歩道部)

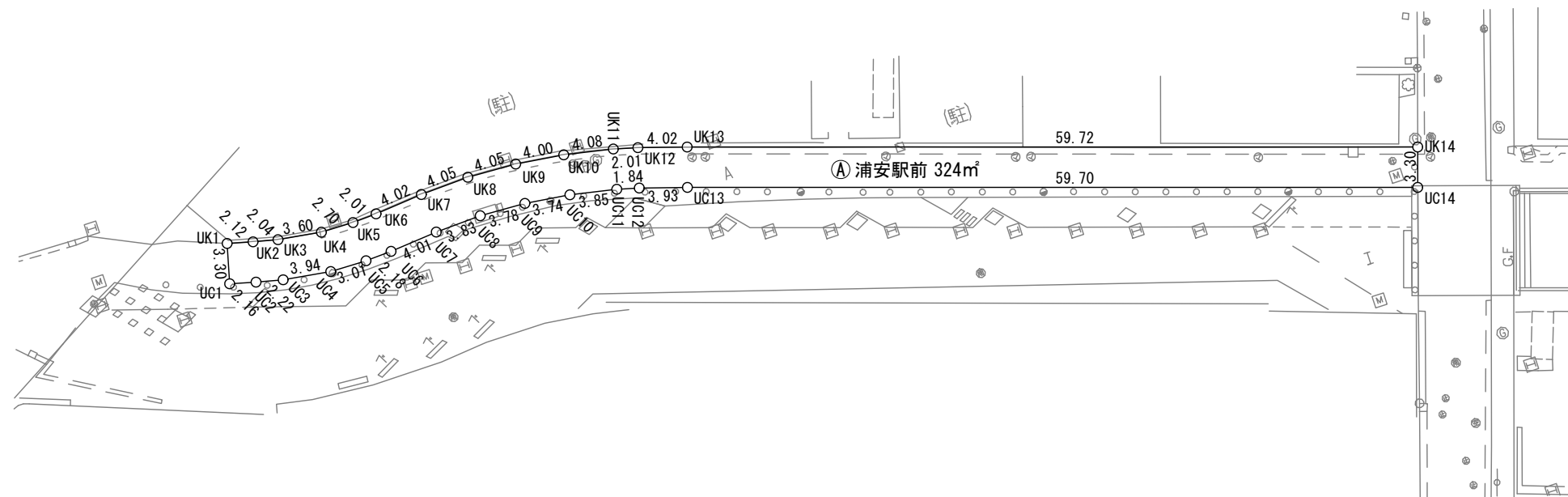


|       |
|-------|
| 4 0   |
| 3 0   |
| 1 0 0 |

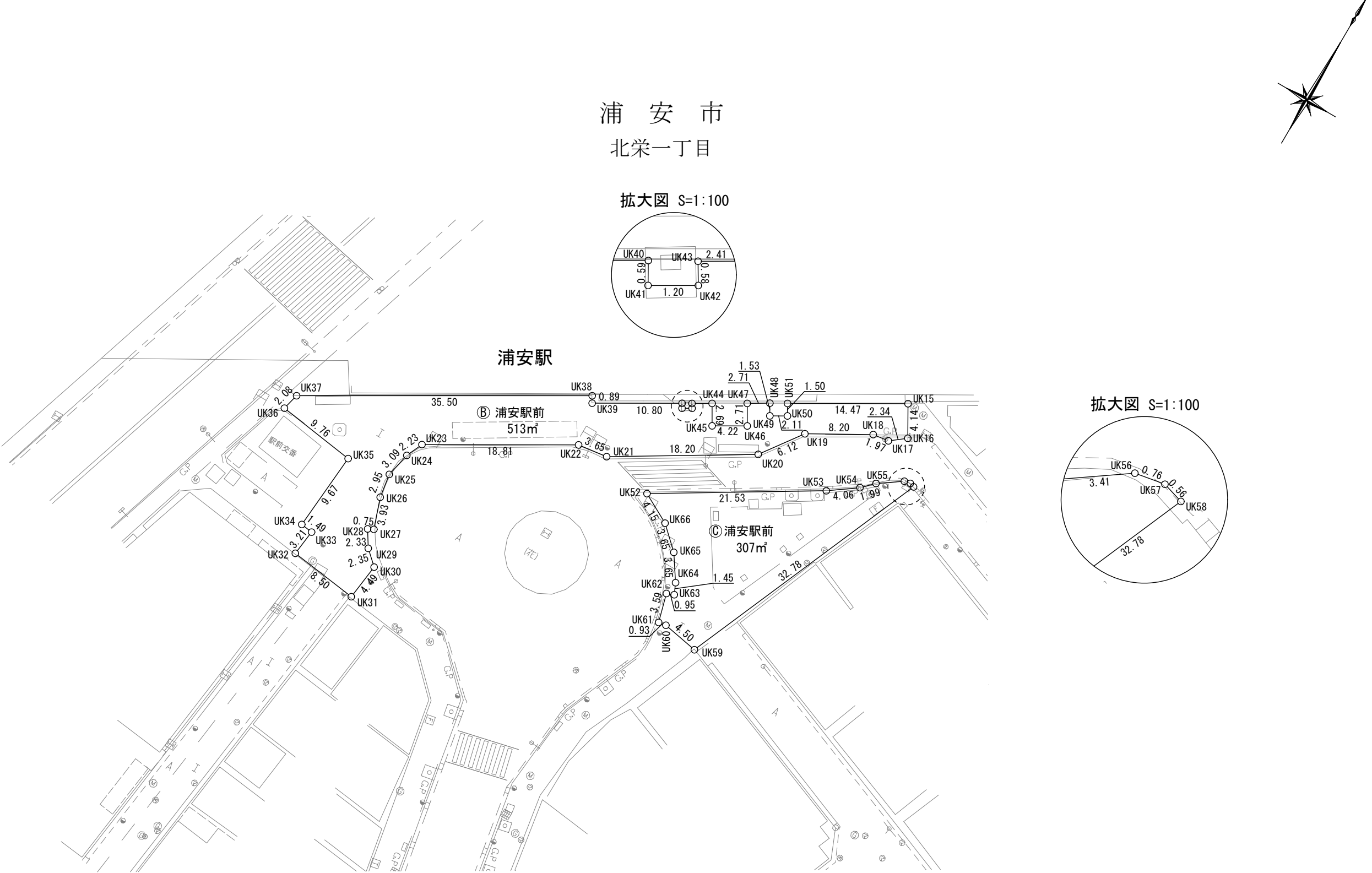
## 卷末資料4 「駅前広場」区域図



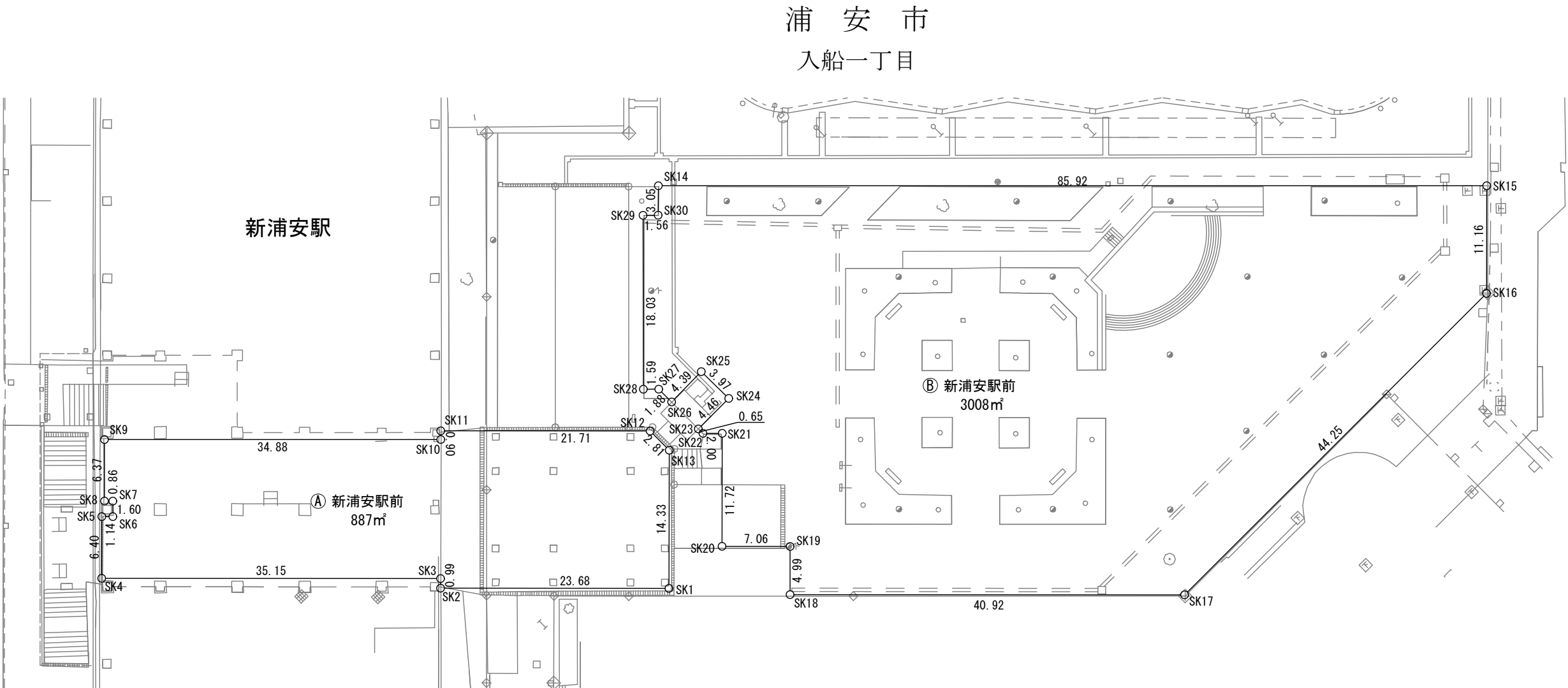
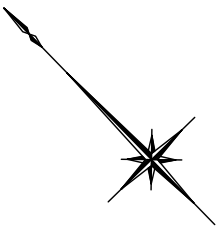
浦安市  
北栄一丁目



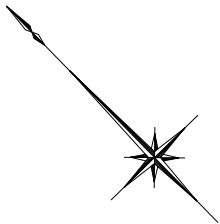
|             |                  |             |     |    |                         |
|-------------|------------------|-------------|-----|----|-------------------------|
| 所在地         |                  | 浦安市北栄一丁目    |     |    |                         |
| 図面名         |                  | 用地平面図（浦安駅A） |     |    |                         |
| 令和          | 4年               | 3月          | 23日 | 測量 | 縮<br>尺<br><br>1 / 5 0 0 |
| 令和          | 4年               | 3月          | 23日 | 立会 |                         |
| 令和          | 4年               | 3月          | 25日 | 作成 |                         |
| 測<br>量<br>者 | 千葉県習志野市茜浜3丁目4番6号 |             |     |    |                         |
|             | 京葉測量株式会社         |             |     |    |                         |
|             | 測量士 藤乗浩紀         |             |     |    |                         |
|             | 登録番号第 R02-516    |             |     |    |                         |



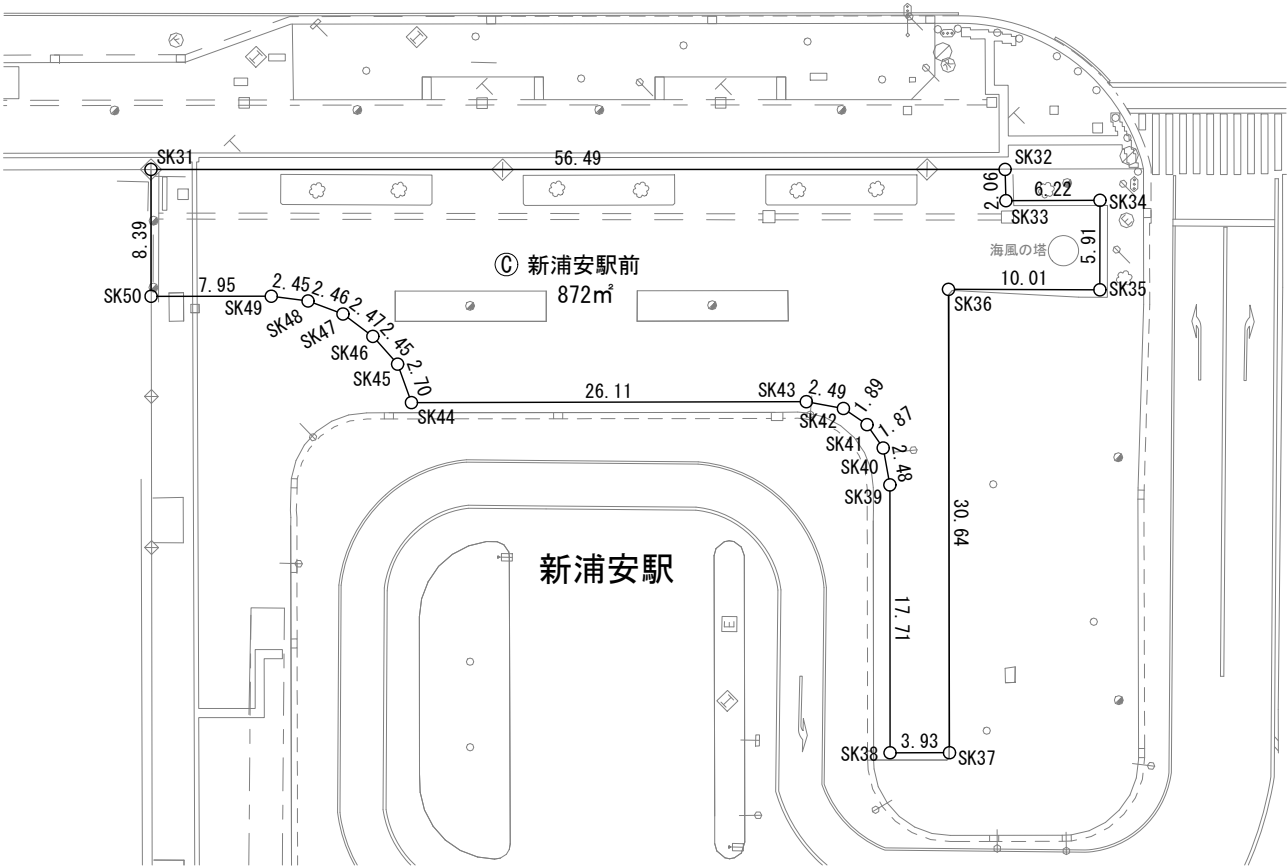
|                    |                  |    |  |        |  |    |                         |
|--------------------|------------------|----|--|--------|--|----|-------------------------|
| 所在地 浦安市北栄一丁目       |                  |    |  |        |  |    |                         |
| 図面名 用地平面図（浦安駅B, C） |                  |    |  |        |  |    |                         |
| 令和                 |                  | 4年 |  | 3月 23日 |  | 測量 | 縮<br>尺<br><br>1 / 5 0 0 |
| 令和                 |                  | 4年 |  | 3月 23日 |  | 立会 |                         |
| 令和                 |                  | 4年 |  | 3月 25日 |  | 作成 |                         |
| 測<br>量<br>者        | 千葉県習志野市茜浜3丁目4番6号 |    |  |        |  |    |                         |
|                    | 京葉測量株式会社         |    |  |        |  |    |                         |
|                    | 測量士 藤乗浩紀         |    |  |        |  |    |                         |
|                    | 登録番号第 R02-516    |    |  |        |  |    |                         |



|                     |                  |    |  |        |  |           |
|---------------------|------------------|----|--|--------|--|-----------|
| 所在地 浦安市入船一丁目        |                  |    |  |        |  |           |
| 図面名 用地平面図（新浦安駅A, B） |                  |    |  |        |  |           |
| 令和                  |                  | 4年 |  | 3月 23日 |  | 測量        |
| 令和                  |                  | 4年 |  | 3月 23日 |  | 立会        |
| 令和                  |                  | 4年 |  | 3月 25日 |  | 作成        |
|                     |                  |    |  | 縮尺     |  | 1 / 5 0 0 |
|                     |                  |    |  |        |  |           |
| 測量者                 | 千葉県習志野市茜浜3丁目4番6号 |    |  |        |  |           |
|                     | 京葉測量株式会社         |    |  |        |  |           |
|                     | 測量士 藤乗浩紀         |    |  |        |  |           |
| 登録番号第 R02-516       |                  |    |  |        |  |           |



浦 安 市  
 入船一丁目

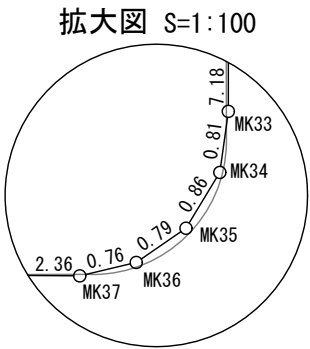
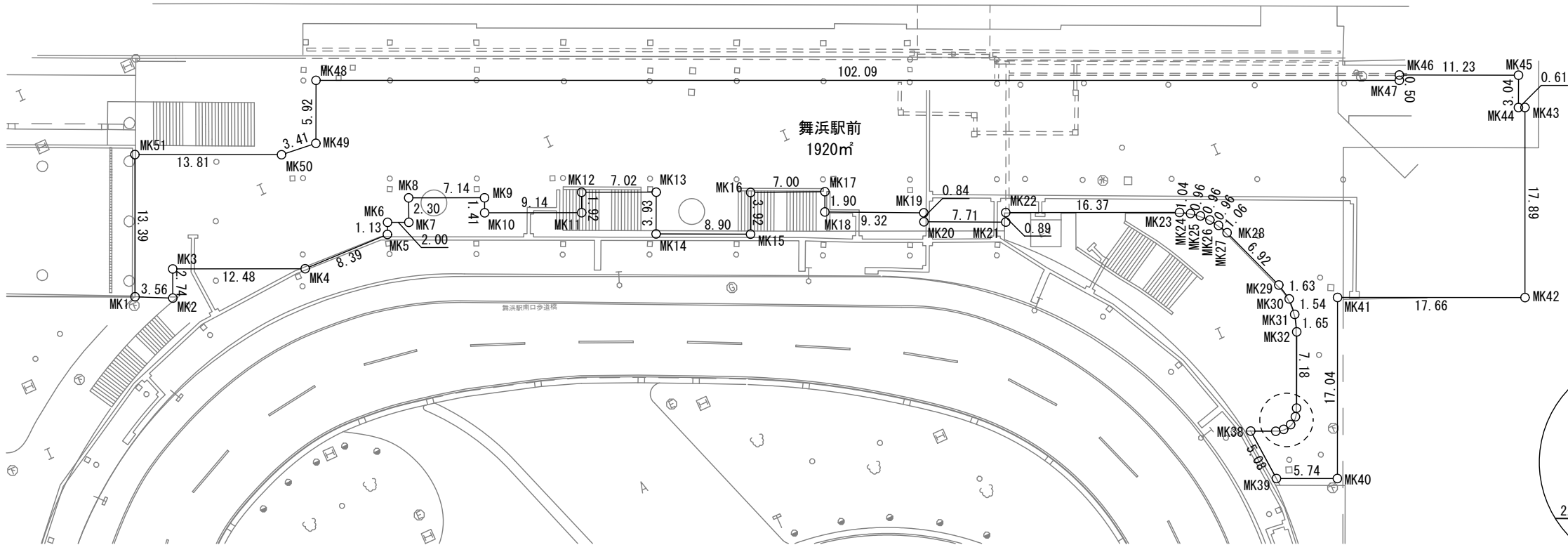


|                  |                  |    |  |        |  |    |    |           |
|------------------|------------------|----|--|--------|--|----|----|-----------|
| 所在地 浦安市入船一丁目     |                  |    |  |        |  |    |    |           |
| 図面名 用地平面図（新浦安駅C） |                  |    |  |        |  |    |    |           |
| 令和               |                  | 4年 |  | 3月 23日 |  | 測量 | 縮尺 | 1 / 5 0 0 |
| 令和               |                  | 4年 |  | 3月 23日 |  | 立会 |    |           |
| 令和               |                  | 4年 |  | 3月 25日 |  | 作成 |    |           |
| 測量者              | 千葉県習志野市茜浜3丁目4番6号 |    |  |        |  |    |    |           |
|                  | 京葉測量株式会社         |    |  |        |  |    |    |           |
|                  | 測量士 藤乗浩紀         |    |  |        |  |    |    |           |
|                  | 登録番号第 R02-516    |    |  |        |  |    |    |           |



浦安市  
舞浜

舞浜駅



|             |    |                  |    |     |    |
|-------------|----|------------------|----|-----|----|
| 所在地         |    | 浦安市舞浜            |    |     |    |
| 図面名         |    | 用地平面図（舞浜駅）       |    |     |    |
| 測<br>量<br>者 | 令和 | 4年               | 3月 | 23日 | 測量 |
|             | 令和 | 4年               | 3月 | 23日 | 立会 |
|             | 令和 | 4年               | 3月 | 25日 | 作成 |
|             |    | 千葉県習志野市茜浜3丁目4番6号 |    |     |    |
|             |    | 京葉測量株式会社         |    |     |    |
|             |    | 測量士 藤乗浩紀         |    |     |    |
|             |    | 登録番号第 R02-516    |    |     |    |

## 市以外の団体が主催する行事等 における道路占用許可申請フロー

主催者

市担当部署

道路政策管理課

↓  
行事等における主催者と市担当部署との  
共催・後援手続

↓  
＜実施の12か月前から＞  
道路政策管理課へ場所の仮予約

道路占用許可申請書の  
作成

- 1) 申請書
- 2) 事業計画書
- 3) 配置図
- 4) 緊急連絡体制表
- 5) 後援等を証する書面
- 6) 減免申請書  
(市担当部署が相当と認める時)

＜実施の2か月迄＞

- ・ 申請内容の確認
- ・ 添付書類の確認

審 査

許 可

必要に応じて  
警察署へ  
道路使用許可申請

- ・ 占用料の納付  
(減免除く)

- ・ 行事等の実施

# 市が主催する行事等 における道路占用許可申請フロー

担当部署

道路政策管理課

事業計画

＜実施の12か月前から＞  
道路政策管理課へ場所の仮予約

＜実施の2か月前迄＞  
・道路占用許可申請書  
・減免申請書

審 査

行事等の実施

必要に応じて  
警察署へ  
道路使用許可申請

許 可

